令和4年第3回定例会

西川町議会会議録

令和 4 年 9 月 2 日 開会 令和 4 年 9 月 14 日 閉会

西川町議会

令和四年 第三回 [九月] 定例会

年 第三回〔九月〕定例会

令

和 四

西川町議会会議

録

会会議録

西

Ш

町

議

令和4年第3回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号(9月2日)

○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○出席議員
○欠席議員
○説明のため出席した者3
○事務局職員出席者
○開会の宣告····································
○開議の宣告····································
○会議録署名議員の指名4
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議会諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○行政報告····································
○議案の上程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○提案理由の説明
○人事案の審議・採決18
○決算認定案件の上程・・・・・・・・・・・19
○提案理由の説明
○監査委員の決算審査意見の報告····································
○決算特別委員会の設置及び委員会付託····································
○散会の宣告····································
第 2 号(9月5日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○説明のため出席した者3 6
○事務局職員出席者
○開議の宣告····································

○一般質問·······	3 7
荒 木 俊 夫 議員	3 7
菅 野 邦比克 議員	5 3
佐 藤 光 康 議員	68
後 藤 一 夫 議員	8 5
佐 藤 耕 二 議員	98
○散会の宣告····································	1 5
第 3 号(9月6日)	
○議事日程	1 7
○出席議員	1 8
○欠席議員	1 8
○説明のため出席した者····································	1 8
○事務局職員出席者····································	1 8
○開議の宣告····································	1 9
○一般質問	1 9
大 泉 奈 美 議員	1 9
佐 藤 仁 議員	3 0
○散会の宣告····································	4 7
第 4 号(9月14日)	
○議事日程	4 9
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 1
○説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
○事務局職員出席者······1;	5 1
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
○報告第7号	5 2
○報告第8号	5 3
○議案の審議・採決	5 5

○決算特別委員会審査報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1 ′	7
○決算認定案件の審議・採決	2	2 (О
○議員派遣について	2	2	3
○閉会中の継続調査申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	2 4	4
○閉議・閉会の宣告	2	2 4	4
○署名議員	2	2	5

令 和 4 年 9 月 2 日

令和4年第3回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年9月2日(金)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案の上程

同意第3号 西川町町有林運営委員会委員の任命について

議第40号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険 法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の設定について

議第41号 西川町若者定住促進住宅条例等の一部を改正する条例の設定について

議第42号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定について

議第43号 西川町立研修集会センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第44号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第3号)

議第45号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第46号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計補正予算 (第1号)

議第47号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第48号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)

議第49号 令和4年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 人事案の審議・採決

同意第3号 西川町町有林運営委員会委員の任命について

日程第 8 決算認定案件の上程

認定第 1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

認定第 3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

認定第 4号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

認定第 5号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

認定第 6号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について

認定第 7号 令和3年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい て

認定第 8号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

認定第 9号 令和3年度西川町病院事業会計決算の認定について 認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 提案理由の説明

日程第10 監査委員の決算審査意見の報告

日程第11 決算特別委員会の設置及び委員会付託

出席議員(10名)

2番 荒木俊夫議員 1番 後藤一夫議員 3番 佐藤 仁 議員 4番 佐 藤 光 康 議員 5番 菅 野 邦比克 議員 奈 美 議員 6番 大 泉 耕二議員 7番 佐藤 幸 吉 議員 佐藤 8番 伊藤 9番 哲 治 議員 10番 古 澤 俊 一

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 菅 野 大 志 君 教 育 長 雅孝君 前 田 総務課長佐藤俊彦君 政策推進課長 荒木真也君 会計管理者 出 納 室 長 兼 町民税務課長 土 田 伸 君 健康福祉課長 佐藤尚史君 産業振興課長 商工観光課長 補 佐 兼農委事務局長 工藤信彦君 柴 知 弘 君 田 建設水道課長 長 隆 君 眞 壁 正 弘 君 病院 武 田 病院事務長 飯 野 勇 君 学校教育課長 安 達 晴 美 君 奥山純二君 生涯学習課長 監查委員 髙橋 將 君

事務局職員出席者

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町 議会第3回定例会を開会します。

◎開議の宣告

〇古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、9番、伊藤哲治議員、1番、後藤一夫議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から9月14日までの13日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月14日までの13日間に決定しました。

◎議会諸報告

〇古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

7月20日から22日まで、村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修が熊本県五木村 並びに福岡県大刀洗町で行われました。

五木村は標高1,000メートル以上の山岳が連なり、平たん部が非常に少なく、急峻な地形の中で人口1,000人足らず、世帯数499世帯の村です。

ダム建設計画に伴い、村の中心部の移転が余儀なくされたものの、計画が二転三転し、50 年以上の時が過ぎても、いまだにダム建設はされておりませんでした。移住を真剣に検討し ている方を対象としたお試し住宅を視察いたしました。

五木村産の木を使って造られた住宅は、気候や風土を体験、就職活動や住宅探しの拠点と して若い方々を中心に利用希望者が非常に多い状況でした。

一方、大刀洗町は、福岡県のほぼ中央部に位置し、海、山がなく、6割が農地で、米、麦、大豆のほか、露地野菜が主な生産物でありました。面積は約23平方キロメートル、人口は約1万5,000人という超コンパクトシティーで、人口は微増しており、高齢化率は29.3%の町であります。

議会活性化の観点での研修をいたしました。議員相互の中での自由討議として、定例会の 会期中に議員協議会を制度化し、開催しておりました。

8月17日から19日にかけて、奈良県を視察先として、総務厚生、産業建設常任委員会合同 の行政視察研修を実施しました。

川上村は人口1,100人、高齢化率55%、原生林740~クタールを村が購入し、水源地の森として保全しています。源流の村、ダムのある村として森を守り、下流へいつもきれいな水を提供する村全体の取組を研修しました。学習交流拠点としての源流館の視察やこの秋に開催される食と文化、温泉を取り込んだ温泉ガストロノミー事業のコースをご案内いただきました。

川西町は人口8,200人、南北2キロメートル、東西3キロメートル、公共交通、自動車と

もに大阪市内へ1時間県内のコンパクトな町です。昼夜間人口比率が99.9%、町外に出やすく、町外から来やすい町で、事業者や行政の課題解決のために本年度スタートさせた副業人材活用事業について研修いたしました。

三宅町では複合施設Mi i Moを視察しました。人口6,600人、面積は奈良県で1番、全国で2番目に小さい町です。人と人をつなぐことを目的に、対話を重ねて建設された交流センターは、町民の思いと知恵が取り入れられたまちづくりの拠点となる施設で、森田町長自らのご説明をいただき、当日も生き生きと施設を利用する人々を目にいたしました。

また、信用金庫とのネットワークの活用がなされている中で、奈良中央信用金庫では、信用金庫の経営理念と我が町との連携について研修しました。

さらには本町で畜産業を営んでいる株式会社福寿館では、今後の事業展望について研修し、 町議会としてより一層の事業連携の強化を要望いたしたところであります。

いずれの視察先に関しましても、我が町が新たに始めた取組や今後予定されている事業を 見聞きした有意義な視察研修となりました。

8月29日は、西村山地方議長協議会と西村山地方総合開発推進委員会との合同で、議長、 町長が山形県の教育長、病院事業管理者、村山総合支庁長へ、各市町における重要事業の要 望を行っております。

特に、西川町関連では、高度情報化社会への対応として、地上デジタル放送に伴う新たな難視聴地域世帯の解消、維持管理を含めた負担軽減等の支援策の充実に関し、国や関係機関への働きかけについて要望を行ったところ、山形県村山総合支庁の林総務企画部長から、関係部署にもしっかりと伝えていくとの回答をいただき、重ねて強く要請を行ったところであります。

8月30日から31日まで、岩手、秋田、山形県合同の中央研修会が3年ぶり開催されました。 全国町村議員会館を会場に、日本科学技術ジャーナリスト会議会長、元NHK解説主幹の室 山哲也氏から「人口知能にどう向き合うか」、法政大学法学部教授の土山希美枝氏からは 「今、地方議会において求められるもの、政策議会の資源と成果を考える」の講演をいただ きました。

翌日、県出身の国会議員全員の出席をいただき懇談会を開催し、山形県4地方議会のトクヒツ要望を行いました。その後、新たに全国町村議員会館に移り、政治ジャーナリストの田崎史郎氏から「日本政治の課題とゆくえ」と題した講話をいただき、最近における社会経済情勢の情報収集の機会となりました。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

3番、佐藤仁議員。

[3番 佐藤 仁議員 登壇]

○3番(佐藤 仁議員) おはようございます。

西村山広域行政事務組合会議報告を申し上げます。

6月28日に開催されました令和4年第1回臨時会の報告をいたします。

会議の冒頭、4月に菅野大志西川町長が就任されたことに伴い、本組合規約の規定により、 同時に西村山広域行政事務組合理事に就任されたことの報告、行政報告がなされました。

議第14号では、財産(消防ポンプ自動車)の取得について、株式会社長谷川ポンプ製作所から5,380万4,300円で取得することを賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

〇古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。 菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

〇菅野町長 おはようございます。

本日、令和4年度第3回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

去る7月21日、感染拡大を受けた県と市長会、町村会との意見交換会が開催され、感染の第7波が山形県にも到来し、陽性となった方への聞き取りや健康観察を担当する県保健所の業務が逼迫しているとの報告を受けました。このことを受け、新型コロナウイルス感染症について県と市町村が連携して対応することが重要との認識に立ち、市町村から2点の協力を行うことを確認したところです。

1点目は、県保健所のコロナ対応業務に従事する市町村職員の派遣でございます。当初は

保健師の派遣を求められたところでございますが、通常の業務に加えて新型コロナワクチン接種を行っていることを理由に保健師の派遣は困難であると回答いたしました。その後、事務職員でも構わないとの連絡を受けたことから、県からの依頼に基づき、村山保健所に対し業務支援のため職員派遣を行いました。8月中に計4回、職員1名ずつを派遣し、9月以降は今のところ未定でございます。

2点目は、自宅療養を行う独り暮らしの高齢者の見守り支援でございます。

自宅療養者の健康観察や食料支援は県が実施しておりますが、自宅療養中の高齢者等に電話連絡が取れない場合などに、県からの依頼に基づき町が電話や直接訪問により確認業務を行うものでございます。この業務を実施するに当たり、町といたしましては7月29日付で新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援に関する基本方針を定めるとともに、県の有する自宅療養者の氏名、性別及び年齢、住所、連絡先、発症日などの個人情報を共有するため、8月3日付で県と覚書を取り交わしたところでございます。

次に、新型コロナワクチンの接種状況について申し上げます。

現在、60歳以上の方と18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方や医療従事者を対象とした 4回目のコロナワクチン接種を実施しており、事前の調査により接種を希望された方につい ては9月30日をもっておおむね終了する予定でございます。

また、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種については、国からの情報提供に基づき秋からの体制確保に向けた準備を進めているところでございます。

厚生労働省の審議会での協議が継続中であるため、使用するワクチンが新型コロナウイル スのオミクロン株と従来型に対応した2価ワクチンとすること以外、接種の対象者や接種の 間隔等、詳細については未定でございます。

しかしながら、町といたしましては可能な限りスピード感を持ってワクチン接種に当たられるよう、対象として想定される4,500名の町民の皆様の接種に向けた準備を進めます。さらに、必要な経費につきましては、9月補正予算を計上し、本定例会においてご審議いただくこととしております。

次に、町の第7次総合計画策定に向けた動きについて申し上げます。

6月26日に総合政策審議会を開催し、今年度より新たに委嘱した13名の委員の皆様と第6 次総合計画の策定実績と第7次総合計画の策定方針について対話いたしました。また、町民 の皆様との対話を通じ、総合計画を自分事として一緒につくり上げるまちづくり町民会議を 8月4日の夜に開催いたしました。町議の皆様からも多数ご出席いただきましてありがとう ございました。

町民会議では地域力創造アドバイザーの進行の下、79名の公募して自分で参加したいと意思表示していただいた町民の皆様とワークショップ形式による提案型の議論を行ってまいりました。さらに稼ぐまちづくりを進めるため、町行政の力だけでなし得ない民間企業との連携によるまちづくりを進める官民連携については、5つの包括連携協定の締結をしたところでございます。

6月14日は、デジタル観光コンテンツに取り組むため、株式会社クリエーターズネクストと、6月24日には町の産品の販路拡大、農業振興に取り組むため、株式会社RCGと、7月17日には全国の信用金庫とのつながり、地域産品の販路拡大を目指すため、よい仕事おこしフェア実行委員会と、7月22日には株式会社朝日相扶製作所と株式会社荘内銀行と町への企業立地に関する協定を、8月22日には観光振興を通じた地方創生の実現のため、東武トップツアーズ株式会社と、そして8月31日にはマイクロツーリズムによる観光交流人口拡大を目指すため、株式会社庄交コーポレーションと、それぞれ包括連携協定を締結しました。これらのパートナー企業の皆様と一緒になってそれぞれの得意な分野の力をお借りして、稼ぐまちづくりのための具体的施策、事業に取り組んでまいります。

これらの連携はゴールではなくスタートでございます。大したマンパワーも使っておりません。たくさんの協定をして新聞報道、町のほうに、西川町が動いているなというような情報発信を県内外にできたのかなと思います。

一方で、こんなに提携をして大丈夫なのかというようなご意見もいただきます。先ほど申し上げたとおりスタートでございまして、マンパワーを使っているというわけではございません。これらのパートナー企業と具体的に何をするかというのが重要でございます。この何をするかのときに、私らが、西川町がこれから考えていかなくてはいけないのは、地方創生などのチャレンジする国の交付金事業への申請です。これに当たっては、官民連携が必須になります。お互いに今までの対話を通じて国の事業に早速申請してきました。そちらのほうも今日ご紹介したいと思います。

これから申し上げる国の補助金は、これまで西川町がチャレンジしてこなかったけれども、ほかの町がうまく取ってきたような事業でございます。就任から数か月になりますけれども、こういった事業をまず取って、しっかり外の、町役場ではなく外の事業者に委託、力をお借りしながら町全体としてこの事業の実効性を高めなくてはいけないと思っております。

まず地方創生推進交付金、先ほどのクリエーターズネクストと一緒に申請しました。公表、

既にされておりますけれども、2次の地方創生推進交付金で総事業費は1億1,210万円、半額補助、5,560万円を受けました。

続いて、観光庁の看板商品創出事業です。こちらは、倍率が非常に高い倍率にもかかわらず、西川町として観光協会1件、西川町1件、合計2件採択を受けました。

1つが温泉ガストロノミーを使った庄交コーポレーションや東武トップツアーズと組んだ 事業でございます。総事業費900万、補助700万です。観光協会の看板商品事業のもう一つは、 総事業費994万円、補助見込み747万円です。こちらは、冬のツアー、雪国体験ツアーという ことで、主に地元の事業者と組んで、西川町内の事業者と組んで実施してまいります。

もう一つは、観光庁の高付加価値化事業、こちらのほうは総事業費3億弱、補助8,000万です。こちらのほうは全国で77地域採択を受けたうちの一つ、月山志津温泉が採択を受けております。町で申請しております。

今の国の補助金を合計しますと1億6,006万円になります。これまで西川町が得られなかった国の補助金1億6,000万を得てまいりますので、次は町内外のパートナー企業さんと連携しながら実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に、7月24日に朝日町エコミュージアムコアセンター創遊館で開催されました令和4年 度山形県消防協会西村山消防操法大会について申し上げます。

本大会は、消防業務を円滑に実施するため消防団員の操法技術の向上と士気高揚を図り、有事即対応の体制確立に資することを目的として開催されております。今年は朝日町を会場に各市町により2隊、計10隊が出場し、自動車ポンプの部と小型ポンプの部で熱戦が繰り広げられました。本町からは第1分団第2部の吉川消防団、第3分団第3部の入間消防団が出場いたしました。1か月半にも及ぶ早朝練習を実施し、結果は吉川消防団が自動車ポンプの部で優勝、入間消防団が小型ポンプの部で優良賞、さらに西川消防団が最優秀消防団に輝きました。平成30年度、令和元年度の大会に続き3連覇を成し遂げました。これらは出場された選手はもちろん、指導に当たられた消防団幹部、西川分署の皆さん、そしてご支援いただいた消防団とご家族の支えがあってこそだと思います。

この操法大会は団員の負担軽減等の理由から今年限りで廃止となりましたが、今後も引き続き安心・安全なまちづくりのために消防団の皆様のさらなる活躍を期待するところでございます。

次に、第58回関東学生カヌースプリント選手権大会について申し上げます。

8月9日から12日までの4日間、月山湖カヌースプリント競技場にて13チーム110名の東

日本地区の大学選手がエントリーし、開催されました。昨年はコロナ禍により開催できませんでしたが、今回初めての開催となったところでございます。

大会では、8月末に石川県で開催される全日本インカレ出場権を目指す熱いレースが行われました。最終日には艇庫建設に関しての意見交換会を各チーム代表と行いました。この中では、1,000メートルのコースについては高い評価を得られましたが、やはり現状の仮設トイレの改善などを望む声が多く寄せられたところでございます。大会が無事に終了できましたこと、大会運営並びに宿泊関係の皆様に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、8月14日に開催した西川町二十歳を祝う会について申し上げます。

これまで成人式という名称で行ってきたこの式典は、今年から二十歳を祝う会と名称を変更して開催いたしました。今年4月に施行された改正民法により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、本町ではこれまでどおり人生の一つの区切りである二十歳を迎えられた方々をお祝いする会として新たな名称で開催いたしました。

今年の対象者は平成13年度に生まれ、主に平成28年度に西川中学校を卒業した43名が対象で、当日は30名の参加をいただきました。式典の中でお二人から代表祝辞と二十歳の主張の発表をいただきました。お二人とも二十歳となったことに対する責任感や将来へのしっかりした思い、決意、そして家族や地域への感謝の気持ちを述べられており、非常に感銘を受けたところでございます。記念式典後に行われた二十歳の集いでは、参加された皆様は久々の再会を喜び、恩師の西川中学校の先生方とともに、仲むつまじく歓談されていた様子でありました。二十歳を迎えられた方々には西川町の次世代の担い手として今後の活躍を期待するとともに、離れて暮らす方にもふるさと西川に対して様々な形で貢献いただくことをお願いしたところでございます。

なお、二十歳を迎えられた方のうち2名は個別にご相談したいと、町でやりたいことがあるということで、9月20日にお越しいただき、私が相談に乗ることになっております。

次に、月山地区地滑り対策協議会の庄内地区との合同要望活動について申し上げます。

8月25日に国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所において、事務所長に対し、鶴岡市長、庄内町長とともに月山地区直轄地滑り対策事業について要望活動を行ってまいりました。新庄河川事務所では、五十嵐事務所長はじめ、畑井砂防担当副所長、佐藤事務担当副所長に対し、専門的で高度な技術力を要する地滑り対策事業については、今後も国直轄事業として円滑に確実に推進していただけるよう要望をいたしました。引き続き取り組んでいきたいとの所見をいただきました。

また、その直轄地滑り対策の対象となっている志津地域の皆様とはぜひこの地滑り対策が どのようになされているのか視察したいというようなお申出もあったことを所長にお伝えし、 早ければ9月には地元の方と国土交通省による視察、共同視察を実施するような運びになっ ております。

次に、8月28日に開催いたしました第68回駅伝競走大会について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となった今回は10チームの参加をいただき、7区29.3キロメートルのコースで熱戦が繰り広げられました。大会当日は雨の中を走るレースとなりましたが、けがなどもなく無事に終了されたところでございます。結果は海味Aチームが13連覇を達成し、間沢Aチームが準優勝、第3位が吉川Aチーム、そして、水沢、睦合、大井沢の各チームが続きました。また、最優秀選手、永年出場表彰のほか、青少年育成町民会議による4組の親子出場の表彰を行いました。

大会は途中3区でトップが入れ替わるなど、白熱したレース展開となりましたが、最後は海味Aチームが間沢Aチームをかわし、底力を示した結果となりました。本大会のためご尽力いただきました公民館関係者の皆様に敬意を表するとともに、ご協力いただきました町陸上競技協会のほか、寒河江警察署、交通安全協会各支部、そして雨の中沿道で大きな声援を送っていただいた町民の皆さん、ボランティアの皆さんに深く感謝申し上げます。

次に、西村山地方総合開発推進委員会の要望について申し上げます。

本要望については、毎年県に対して西村山管内の市町長と議長が一緒になって管内の事業について要望を展開しております。今年度は8月29日に県の教育長、病院事業局長を訪問するとともに、政策的要望19項目、各部局の要望24項目、計43項目について要望を行ったところでございます。

特に高度情報社会への対応として、地デジ化を伴うテレビ共聴組合の施設更新に対する財政支援の充実、同じような問題を抱える県市町村の取りまとめを強く要望いたしましたが、残念ながら県からは的を得た回答が得られず、非常に残念に思ったところでございます。要望の中で取りまとめをお願いしたところなのに、国に対して財政支援の制度創設を要望しますという回答でした。既にこちらの事業を行う国の制度、デジタル田園都市推進交付金があるにもかかわらず、このような回答を、国に制度要望をお願いすると、総務省に、内閣官房にはこの制度があるにもかかわらず、そういった回答でしたので、これからも引き続き制度の理解を県に求めていきたいと思っております。

以上、申し上げました9月の定例会の行政報告でございます。

◎議案の上程

〇古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第3号 西川町町有林運営委員会委員の任命について、議第40号 地方公務員の育児 休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について、議第41号 西川町若者定住促進住宅条例等の一部を改正する条例の設定について、議第42号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号 西川町立研修集会センター条例の一部を改正する条例の制定について、議第44号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第3号)、議第45号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第46号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計補正予算(第1号)、議第47号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第48号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)、議第49号令和4年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)、以上11議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

〇古澤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

〇菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第3号 西川町町有林運営委員会の委員の任命についてでございます。

西川町町有林運営委員会委員(学識経験者)佐藤安広君は、令和4年9月2日をもって任 期満了となるので、引き続き任命するため提案するものでございます。

議第40号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公 布に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を行 うため提案するものでございます。

議第41号につきましては、西川町若者定住促進住宅条例等の一部を改正する条例の設定で ございます。

西川町定住促進住宅C棟及びD棟を新たに建設するとともに、西川町若者定住促進住宅並びに西川町定住促進住宅A棟及びB棟の家賃の変更に伴う規定の整備をするため提案するものでございます。

議第42号につきましては、西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定についてでご ざいます。

西川町町営路線バスの路線を改正するため、提案するものでございます。

議第43号につきましては、西川町立研修集会センター条例の一部を改正する条例の制定に ついてでございます。

志津会館の解体に伴い、規定の整備を図るため提案するものでございます。

議第44号につきましては、令和4年度西川町一般会計補正予算(第3号)でございます。 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,382万1,000円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,122万1,000円といたすものでございます。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策及び急を要する事務事業の経費に係る補正、 債務負担行為の追加、さらに地方債の追加及び変更でございます。

歳出から申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費に係る補正について申し上げます。

第3款民生費につきましては、町立病院における65歳未満の方へのPCR検査助成委託料 1,157万8,000円、65歳以上の高齢者等へのPCR検査助成事業委託料178万8,000円をそれぞ れ追加し、1,336万6,000円を追加するものでございます。

第4款衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの2回の接種を完了した方を 対象にするオミクロン株対応ワクチン接種事業1,818万6,000円を追加するものでございます。

第6款農林水産事業費につきましては、燃料、資材高騰緊急支援事業補助金315万3,000円

を追加するものでございます。

第7款商工費につきましては、デジタル観光コンテンツ整備負担金1,000円、月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金300万をそれぞれ追加し、300万1,000円を追加するものでございます。

第10款教育費につきましては、町外に住所を有する西川小学校及び西川中学校教職員のP CR検査を町立病院に委託するためのPCR検査委託料82万5,000円を追加するものでござ います。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額3,853万1,000円を追加するものでございます。

次に、急を要する事務事業の経費に係る主な補正について申し上げます。

第2款総務費につきましては、移住定住経費4,204万8,000円、水沢温泉館大規模改修事業費3,000万円、新行政情報システム経費898万3,000円、町産業振興施設管理運営事業費621万7,000円、未利用低利用公共施設活用事業費172万7,000円、副業人材及び外部人材登用事業157万8,000円、マイナンバーカード交付拡大強化事業費132万9,000円などをそれぞれ追加し、9,696万9,000円を追加するものでございます。

第3款民生費につきましては、介護保険特別会計繰出金2,589万2,000円、令和3年度子育 て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金256万2,000円、令和3年度障害児認証給付費等国 庫負担金返還金108万2,000円などをそれぞれ追加し、3,117万8,000円を追加するものでござ います。

第4款衛生費につきましては、任意予防接種費用助成金25万1,000円などを追加し、32万1,000円を追加するものでございます。

第6款農林水産事業費につきましては、啓翁桜園地造成工事請負費209万5,000円、特産品 PR経費112万円などをそれぞれ追加し480万6,000円を追加するものでございます。

第7款商工費につきましては、温泉ガストロノミーツアー事業補助金900万円、商工事業振興対策経費751万1,000円、産業振興複合施設整備事業費746万2,000円、国際観光誘致推進事業421万1,000円、月山和牛モウモウまつり補助金278万9,000円、商工観光業アドバイザー招へい負担金154万円、特産品販売促進経費122万3,000円などをそれぞれ追加し、3,197万円を追加するものでございます。

第8款土木費については、マイロード整備事業費80万3,000円などを追加し89万3,000円を 追加するものでございます。 第9款消防費につきましては、入間消防ポンプ庫修繕工事請負費76万9,000円を追加するものでございます。

第10款教育費につきましては、月山湖まねきの丘カヌー艇庫建設事業869万7,000円、西川小学校電子黒板購入費292万2,000円、西川中学校電子黒板購入費219万2,000円、スクールバス車両修繕料101万9,000円などをそれぞれ追加し、1,588万2,000円を追加するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、町道濁又線地滑り測量設計等業務委託料1,950万円、町道征矢形中の畑線道路災害復旧工事請負費300万円などをそれぞれ追加し、2,250万2,000円を追加するものでございます。

以上のとおり、急を要する事務事業に係る経費として総額2億529万円を追加するもので ございます。

歳入につきましては、第10款地方交付税9,786万4,000円、第12款分担金及び負担金10万4,000円、第14款国庫支出金3,626万3,000円、第16款財産収入67万4,000円、第19款繰越金7,162万3,000円、第20款諸収入101万9,000円、第21款町債1億4,160万円をそれぞれ追加し、第15款県支出金284万4,000円、第18款繰入金1億248万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

債務負担行為の追加につきましては、西川町福祉タクシー車両導入及び運用補助令和5年度から令和9年度までの期間、限度額362万7,000円、給食運搬車購入事業令和5年までの期間、限度額747万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

地方債の追加及び変更につきましては、水沢温泉館大規模改修事業、限度額1億4,450万円、町単独土木災害復旧事業、限度額300万円をそれぞれ追加し、臨時財政対策費の限度額3,900万円を3,310万円に変更するものでございます。

議第45号につきましては、令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,612万3,000円とするものでございます。

歳出については第1款総務費27万5,000円を追加するものでございます。

歳入については、第5款県支出金16万5,000円、第7款繰入金11万円をそれぞれ追加する ものでございます。

議第46号につきましては、令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計補正予

算(第1号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ443万7,000円とするものでございます。

歳出につきましては、施設管理費49万6,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、繰越金49万6,000円を充てるものでございます。

議第47号につきましては、令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,641万5,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ8億407万円とするものでございます。

歳出については第1款総務費10万2,000円、第5款諸支出金2,631万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入については、第4款支払基金交付金41万7,000円、第5款県支出金20万7,000円、第7 款繰入金2,579万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

議第48号につきましては、令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)でございます。

収益的収支については、既決予算額のうち医業収益154万円、医業外収益30万円を追加し、184万円とし、同額を医業費用に追加し、支出総額を7億6,230万1,000円といたすものでございます。

資本的収支につきましては、既決予定額のうち過年度分損益勘定留保資金556万9,000円を 追加し、同額を建設改良費に追加し、支出総額を7,089万8,000円とするものございます。

補正の内容につきましては、第3条では医業収益に無症状PCR検査料154万、医業外収益に新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊施設確保対策事業費補助金30万円、医業費用では新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊費用に30万円、病院経営強化プラン策定支援業務委託料に154万円をそれぞれ追加するものでございます。

第4条では、建設改良費の病院施設整備費100万円を減額し、有償固定資産購入費に上部 消化管ビデオスコープなどの購入費に関する経費656万9,000円を追加するものでございます。 議第49号につきましては、令和4年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)についてで ございます。

資本的収入につきましては、既決予定額400万円を追加し、8,372万1,000円とするもので ございます。 資本的支出につきましては、既決予定額に400万4,000円を追加し、1億3,306万9,000円と するものでございます。

補正の内容は上水道第4水源導水管布設替え工事を行うものでございます。

以上、申し上げましたが、詳細については担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎人事案の審議・採決

〇古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第3号 西川町町有林運営委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第3号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎決算認定案件の上程

○古澤議長 日程第8、決算認定案件の上程を行います。

認定第1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで10議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

〇古澤議長日程第9、提案理由の説明を求めます。菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○ で野町長 ただいま上程されました決算認定案件について申し上げます。

認定第1号から認定第10号につきましては、令和3年度西川町歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入歳出決算については、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにより、3月31日並びに5月31日に各会計の出納を閉鎖したところでございます。

病院事業会計及び水道事業会計につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、両会計ともに5月20日に病院長及び建設水道課長から決算の調書が提出されております。

また、普通会計及び特別会計につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、 会計管理者から決算の調書が提出されております。

それを受けまして、監査委員の審査に付し、本日、監査委員の意見を付しまして認定に付 すものでございます。

詳細につきましては会計管理者から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、 認定賜りますようお願い申し上げます。

〇古澤議長 一般会計、特別会計決算の内容説明を求めます。

土田会計管理者。

[会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇]

〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 それでは、認定第1号 令和3年度一般会計及 び認定第2号から認定第8号までの令和3年度特別会計につきまして、決算概要の説明を申 し上げます。

なお、病院事業会計につきましては病院事務長、水道事業会計につきましては建設水道課 長からの説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

さきにお渡ししております歳入歳出決算附属資料に基づき決算の概要を申し上げます。 初めに、一般会計につきまして申し上げます。

1ページの下段をご覧になってください。

本町の令和3年度当初予算編成に当たりましては、直面する新型コロナウイルス感染症に関する対策や令和2年度の豪雨災害の復旧への対応など、財政的に厳しい状況の中、将来の活力とにぎわいのある、そして町民が生き生きと暮らすことができるまちづくりに向かって、定住人口維持確保を最重要目標とした第6次総合計画後期基本計画、主要施策の推進、直面する新型コロナウイルスとの共存に向けた施策の展開、豪雨災害の着実な復旧及び町として持続するための健全な財政運営の維持の4つの柱を基本方針とし、必要性や効果の低い事務事業は廃止し、新規事業の構築に当たっては既存事業のスクラップを展開としたところであります。

当初予算は前年度に比較して13.6%増の54億2,500万円、繰越明許費5億3,067万5,000円を加え、59億5,567万5,000円を一般会計の予算としたところであります。また、新型コロナ感染症対策経費などの補正予算を含めた最終予算は66億4,319万9,000円となりました。

決算の規模でありますが、歳入は61億2,889万8,000円、歳出は57億5,105万7,000円となり、 令和2年度に比較し歳入では2.0%、1億1,909万6,000円の増加、歳出では2.3%、1億 2,939万6,000円の増加となりました。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額3億7,784万1,000円から令和3年度繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額で、令和4年度への繰り越すべき財源7,330万9,000円を控除した実質収支は3億453万2,000円となり、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は4,532万4,000円の赤字となりました。

財政構造は、歳入総額61億2,889万8,000円で、前年度比2.0%、1億1,909万6,000円の増加となったところであります。

町税は7億675万3,000円、前年度比4.2%、3,070万円の減少で、平成20年度以降減少し続けており、町税を税目別に見ると、納税義務者数の減少などにより個人町民税は前年度比

4.9%、819万6,000円の減少、法人町民税は企業業績の回復などにより16.5%、256万4,000円の増加となりました。

固定資産税は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に起因した中小企業等への減免措置や償却資産の減少などにより5.4%、2,740万円の減少、町たばこ税は令和3年10月からの税率改正により6.5%、149万1,000円の増となり、軽自動車税が2.0%、38万6,000円、入湯税は6.4%、45万5,000円の増加となりました。

地方譲与税は7,374万3,000円で、町道延長による自動車重量譲与税の増加により前年度比4.1%、291万円の増加となりました。

利子割交付金は前年度比27.0%、11万4,000円減少の30万9,000円、配当割交付金は前年度 比52.2%、51万3,000円増加の149万6,000円、株式等譲渡所得割交付金は、前年度比33.6%、 48万9,000円増加の194万3,000円となりました。

法人事業税交付金は、町民税法人割の減収分の補塡措置として令和2年度から交付されていますが、交付率の改正により前年度比191.1%、225万3,000円増加の343万2,000円となったところであります。

地方消費税交付金は、消費税収入の伸びにより前年度比6.9%、813万5,000円増の1億2,530万2,000円、また、環境性能割交付金は軽減税率適用終了などにより11.5%、42万9,000円増加の414万9,000円となりました。

地方特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因し、厳 しい経営環境に直面している中小企業者等の固定資産税軽減分を補塡する新型コロナウイル ス感染症対策地方税減収補塡特別交付金の創設により前年度比270.9%、1,000万円増加の 1,369万1,000円となりました。

地方交付税は27億8,020万7,000円で、前年度比0.6%、1,781万5,000円の増加となり、うち普通交付税は国勢調査人口の減少により基準財政需要額が減少したものの、地域デジタル社会推進費の創設や国税法定率分の増加に伴う臨時経済対策費の創設により前年度比6.5%、1億5,191万1,000円増加の24億8,091万6,000円、特別交付税は豪雨災害対策費の減少などにより30.9%、1億3,409万6,000円減少の2億9,929万1,000円となっております。

交通安全対策特別交付金は114万6,000円で前年度比15.7%、21万4,000円の減少となったところであります。

分担金及び負担金は271万3,000円で、老人保護措置費個人負担金などが増加したものの、 農地耕作条件改善事業分担金の減少により前年度比5.6%、16万1,000円の減少となりました。 使用料及び手数料は、仁田山放牧場使用料が減少したものの、路線バス使用料や町営住宅 使用料の増加により前年度比2.7%、148万円増加の5,626万1,000円となりました。

国庫支出金は、令和2年豪雨災害に係る公共土木災害復旧費国庫負担金や新型コロナウイルスワクチン接種負担金などが増加したものの、町民1人当たり10万円を給付した特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの減少により前年度比31.2%、3億6,093万1,000円減少の7億9,533万円となりました。

県支出金は3億9,447万1,000円で、前年度比38.1%、1億877万5,000円の増加となりましたが、豪雨災害に係る農林業施設災害復旧費負担金やオリンピック等新型コロナウイルス感染症対策助成金などの増加によるものであります。

財産収入は不動産売払い収入などの増加により前年度比53.3%、975万5,000円増加の2,807万1,000円、寄附金はふるさとづくり寄附金などの増加により前年度比226.5%、1億3,083万5,000円増加の1億8,859万3,000円となりました。

繰入金は2億9,737万5,000円で、うち2億円は財政調整基金から、また、ふるさとづくり基金から4,420万円、賃貸集合住宅維持管理基金から2,978万7,000円などを繰入れし、前年度に比べ45.8%、9,339万5,000円の増加となりました。

町債は3億9,110万円で、雪上運搬車購入事業などの商工債や豪雨災害に係る災害復旧事業債が減少したものの、水道事業修復債などの衛生債や住宅団地整備事業などの土木債の増加により前年度比18.5%、6,096万9,000円の増加となりました。また、町債のうち、臨時財政対策債は前年度比22.8%、2,250万円増加の1億2,140万円の借入額となりました。

歳入の目的別構成比では地方交付税45.4%、国庫支出金13.0%、町税11.5%、県支出金6.4%、町債6.4%、繰入金4.9%、寄附金3.1%、繰越金3.1%、地方債消費税交付金2.0%などとなっております。

次に、歳出につきまして申し上げます。

歳出総額は57億5,105万7,000円で、前年度比2.3%、1億2,939万6,000円の増額となった ところであります。

構成割合を目的別に見ますと、民生費15.9%、総務費13.9%、公債費13.1%、土木費11.8%、衛生費10.5%、教育費8.3%、災害復旧費7.8%、農林水産業費5.1%、商工費4.7%、諸支出金4.2%、消防費3.3%、議会費1.3%などとなっております。

また、性質別構成比では、補助費等17.2%、人件費16.4%、公債費13.1%、物件費12.6%、 災害復旧事業費8.0%、普通建設事業費7.3%、積立金7.1%、繰出金6.9%、扶助費6.0%、 維持補修費4.5%などとなっております。

人件費に扶助費、公債費を加えた義務的経費は20億4,189万6,000円で、構成比では35.5% となり、前年度比3.5%、6,950万8,000円の増加となったところであります。

このうち人件費は、職員の減少により前年度比1.3%、1,237万1,000円の減少、扶助費は子育て世帯や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業の実施などにより前年度比37.9%、9,460万円の増加、公債費は生涯学習中心施設改修事業費等の償還終了などにより前年度比1.7%、1,272万1,000円の減少となったところであります。

物件費は新型コロナウイルスワクチン接種事業費やふるさと納税関係経費の増加により前年度比7.9%、5,283万6,000円増加の7億2,440万2,000円となりました。

補助費等は9億9,093万2,000円で、前年度比33.9%、5億831万5,000円の減少となり、町民1人当たり10万円を給付した特別定額給付金事業の皆減や消防費及びクリーンセンターへの分担金などの減少が大きな要因となっております。

維持補修費は、豪雪による除排雪経費の増加により前年度比11.9%、2,781万7,000円増加の2億6,099万9,000円となりました。

普通建設事業費は4億2,009万8,000円で、観光施設管理整備事業や月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業などが減少したものの、住宅団地造成事業や園芸振興対策事業などの増加により前年度比1.4%、565万3,000円の増加となりました。

災害復旧事業は、令和2年7月の豪雨災害に伴う復旧経費の増加により前年度比83.4%、 2億861万8,000円増加の4億5,886万2,000円で、普通建設事業費に災害復旧事業費を加えた 投資的経費は前年度比32.2%、2億1,427万1,000円増加の8億7,896万円となりました。

普通会計の財政状況を示す各指標は、財政力指数が0.230、経常収支比率が88.5%であり、 健全化判断比率である実質公債費比率は11.5%、将来負担比率はなしと、健全財政を示して おります。

令和3年度末の一般会計の地方債現在高は、56億53万9,000円で、前年度末現在高と比較しますと5.8%、3億4,489万6,000円の減少となったところであります。

また、令和3年度末の基金の状況は、財政調整基金12億6,853万8,000円、減債基金9億1,273万4,000円、地域福祉基金4,185万9,000円、町有施設整備基金5億4,065万9,000円、丸山薫記念基金127万4,000円、ふるさとづくり基金2億5,840万3,000円、賃貸集合住宅維持管理基金1,994万4,000円、小水力発電維持管理基金487万7,000円、森林環境譲与税基金1,208万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策基金4,308万7,000円などとなっております。

結びになりますが、本町の財政構造は町税などの自主財源が約2割にすぎず、大半を地方交付税、国庫支出金、町債などに依存しております。地方交付税が4割強を占めておりますが、国の債務残高が年々増加しており、今後国の歳出対策によっては地方交付税の減少が予測されるなど、一般財源の確保が不透明な状況にあります。

また、歳出面におきましても、公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設の更新や改修、長寿命化対策などの経費の増加、さらに近年頻繁に発生する豪雨などによる自然災害による災害復旧費などの支出が町財政を圧迫することになり、財政調整基金の確保など、長期視点に立った計画的な財政運営を行っていく必要があります。

このような状況におきまして、町として持続するための健全な財政運営の維持を図っていくためには、事業の選択と集中を徹底し、効果のない事務事業の見直しや、国県補助金や企業版も含めたふるさと納税の活用、企業誘致などにより税収の確保、西川ファンなどの外部人材や民間企業との連携、デジタル化の推進や積極的な情報の発信などにより、業務効率を上げた行財政運営を行っていくことが重要であり、町民の皆さんと対話を通じながら元気な活力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

平成30年度から国民健康保険制度が始まって以来の大きな制度改正となる都道府県単位化が実施され、県単位化に伴い、県が国民健康保険の財政運営の責任主体を担うこととなり、 町が県に対し国民健康保険事業費納付金を納めることで医療給付費等に必要な負担金などを 県支出金として交付されることとなったところであります。

本町の国民健康保険の加入状況は、令和3年度年間平均で前年度より3世帯増加の713世帯、被保険者数では前年度より7人減少の1,098人となり、町全体に占める加入率は世帯で約39%、人口で約22%となっております。

令和3年度の決算の収支状況は、歳入総額7億4,227万8,000円、歳出総額6億9,717万5,000円で、実質収支は4,510万3,000円の黒字となり、単年度収支は5,034万円4,000円の赤字となっております。なお、基金へ6,000万円の積立を行ったところであります。

歳入の主なものにつきましては、保険税が8,861万4,000円で、歳入総額の11.9%、県支出金が4億8,252万5,000円で65.0%、繰入金が6,280万2,000円で8.5%となったところであります。

保険税は平成30年度からの県単位化を見据え、平成27年度から5年間で県平均程度まで引き上げる税率改正を行うこととしてきましたが、国民健康保険事業費納付金に対し、国の激

変緩和等の大規模な財政支援があったことにより、令和元年度より所得割、均等割、平等割につきましては据置き、資産割につきましては3方式に移行するため廃止しております。令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る町独自の施策として、保険税の一律2割減免を行いましたが、令和3年度は税率は据置きとし、町独自の減免措置は行っておりません。令和3年度の収納率は99.37%と依然高い収納率となっており、これまでの収納対策として、徴税専門員を配置し、きめ細かな徴収、督促に努めるとともに、滞納者対策会議に加え、高額滞納者に対する生活再建検討会議を開催するなど、努力を重ねてきたところによるものであります。また、町民である被保険者の納税意欲の高さの結果でもあり、今後も税負担の公平性の確保からも継続して取り組んでいきたいと考えております。

歳出につきましては、保険給付費が4億5,923万1,000円で、歳出総額の65.9%を占め、多くが医療に要する給付費となっており、高額な医療や薬剤により保険給付費は増減幅が大きくなる傾向にあります。医療給付費は次年度以降の国保事業費納付金に反映されることとなっており、医療費の抑制を図るため、今後も健康診査結果やレセプトを活用した訪問指導事業などを行い、重症化予防と適正受診を進めていく必要があります。また、平成29年度に策定しました第2次データヘルス計画で定めた特定健診受診率向上や血糖値の改善に関する目標値を達成するため、各種の保険事業をPDCAにより実施し、生活習慣病の減少を図り、国保財政の健全運営を維持していくものとします。

さらに、平成30年度から本格実施されました特別交付金事業の保険者努力支援制度は、保険者の取組実績が評価され、交付金額に反映される仕組みとなっており、保険税にじかに影響するため、併せて対策、対応を図ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計施設勘定大井沢歯科診療所会計につきまして申し上げます。 歳入総額217万9,000円、歳出総額216万7,000円で、歳入歳出差引額は1万2,000円となり ました。

歳入は診療収入として70万2,000円、繰入金146万6,000円、前年度繰越金1万1,000円となり、過去3年の本会計の診療収入は、令和元年度延べ受診人数142件、50万8,000円、令和2年度109件、44万5,000円、令和3年度148件、70万2,000円となっております。診療日は毎週木曜日ですが、遠隔地における地域医療に大きく貢献しているところであります。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

平成6年度から建設を始め、平成12年度に睦合地区及び海味地区の一部を供用開始して以来、順次区域を拡大させ、平成22年度末で間沢地区までの計画区域が供用を開始したことに

なります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1億440万1,000円、使用料及び手数料4,875万1,000円、国庫支出金1,191万2,000円など、繰入総額では1億8,901万4,000円となりました。

下水道使用料は前年度に比較し1.6%減少し、4,855万となったところであります。

歳出につきましては、総務費3,602万9,000円、施設費5,810万1,000円、公債費8,657万円、 歳出総額は1億8,070万円となり、前年度に比較して0.5%の増加となったところであります。

令和3年度末での接続率は84.7%となっておりますが、公平で健全な経営を行うために接 続率を高めていくことが重要であり、引き続き各世帯の理解と協力を得ていく必要がありま す。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

水沢及び本道寺月岡地区農業集落排水施設並びに岩根沢地区簡易排水施設の維持管理に係る会計であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金2,840万円、使用料及び手数料538万3,000円などで、 歳入総額は3,573万5,000円となり、前年度に比較し24.8%の増加となりました。

歳出につきましては、総務費158万7,000円、施設費1,448万2,000円、公債費1,865万5,000円、歳出総額は3,472万4,000円となり、前年度に比較し24.2%の増加となったところであります。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計について申し上げます。

寒河江ダム周辺環境整備地区の維持管理に係る会計であります。

歳入につきましては、総額435万6,000円で、本町を含む寒河江ダム下流域17市町村の負担 金で運営を行っております寒河江ダム管理協議会からの負担金350万円及び繰越金85万6,000 円などであります。

歳出につきましては、施設管理のための人件費、委託料及び需用費などであり、歳出総額は311万9,000円となったところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から従来の老人保健法による老人保健制度に代わりまして新たに施行され、独立した医療制度であります。運営主体は山形県後期高齢者医療広域連合が担い、保険料の決定、医療給付等を行い、町は資格取得・喪失や給付申請などの窓口業務及び保険料の徴収を担当しております。

本会計は、町で担当する保険料の徴収と納付に関する経費及び給付申請等の窓口業務等に

係る一般管理費などであります。

歳入総額8,887万1,000円、歳出総額8,862万8,000円で、歳入歳出差引額は24万3,000円となりました。

歳入の内訳は、保険料が6,150万3,000円、その他の主な歳入は一般会計繰入金で2,714万4,000円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金8,705万5,000円で、その内訳は、保険料負担金、 低所得者の保険料軽減分の補塡である保険基盤安定繰入分、広域連合の事務費負担金となっ ております。その他総務費157万3,000円であります。

なお、歳入歳出差引残額24万3,000円は、保険料を広域連合に納付する時期の関係から翌年度に繰越しをして処理することとなっているものであります。今後も制度の円滑な運営を図るため、被保険者に対し分かりやすい説明に努め、保険料の徴収と適正な給付業務を進めていくものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険法に基づく介護サービスの給付を目的とした特別会計であります。第8期介護保険事業計画期間の1年目となりますが、決算状況につきましては、歳入総額7億4,074万3,000円に対し、歳出総額は7億3,286万4,000円で、歳入歳出差引額は787万9,000円となったところであります。

歳入の主な内訳は、令和3年度賦課保険料分の収納率が99.9%となり、1億2,972万2,000 円、国庫支出金2億1,624万2,000円、支払基金交付金1億8,781万9,000円、県支出金1億 686万6,000円、繰入金9,503万7,000円となったところであります。

歳出につきましては、総額で令和2年度に対しまして0.9%の減少となり、うち保険給付費全体では6億7,794万円と、前年度に比較し1.6%の減少となったところです。このうち介護サービス等諸費につきましては6億1,038万5,000円と、前年度比0.8%の減少、支援サービス等諸費につきましては1,566万1,000円となり、前年度比15.2%の減少となりました。地域支援事業につきましては、対前年度比1.1%増の2,622万9,000円となったところであります。第1号被保険者数は2,253名、介護認定者数は417名となっており、要支援2が全体の19.2%と最も多くを占めております。

今後も高齢化に対応した地域づくりを目指して、介護サービスの適正な提供と質の向上、 認知症対策、介護予防の推進を図っていくものであります。

最後に、宅地造成事業特別会計について申し上げます。

みどり団地の未売却区画の売払収入につきましては、令和3年度中はございませんでした。 そのため歳入総額は6万2,000円となり、歳出についてはございませんでした。

以上、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明とさせていただきます。

〇古澤議長 次に、病院事業会計決算の内容説明を求めます。

飯野病院事務長。

〔病院事務長 飯野 勇君 登壇〕

○飯野病院事務長 認定第9号 令和3年度西川町病院事業会計決算の認定についてご説明を 申し上げます。

決算書の276ページをご覧ください。

西川町立病院は、地域の不足している医療に積極的に取り組み、他の医療機関等との連携を図りながら安全で安心な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持増進が図られるよう病院経営に努めてきたところであります。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した一年となり、 収束の見えない中において町民各位のご協力を得ながら感染予防対策と日常の診療の両立を 図ってまいりました。

新型コロナ関連では、ワクチンの予防接種、PCR検査、新型コロナ感染症患者受入れ病 床の確保など、町唯一の医療機関として対応してまいりました。

また、コロナ禍にあっても、可能な限り町民に寄り添う形で治療を行い、健診、人間ドック事業についても人数の制限を行いながらも感染症予防対策を図りながら事業を行ってまいりました。

主な医療機器の更新といたしましては、更衣室のエアコン設置、全自動錠剤分包機、多項目自動血球分析装置などの整備を行いました。

患者数の状況でありますが、入院患者は5,085人、対前年度比1,320人の減となり、外来患者数は2万954人で、対前年度比1,508人の増となりました。

次に、会計の状況でありますが、収益的収入といたしまして、医業収益は対前年度比6%の増、医業外収益は20.9%の増で、収益合計が7億3,302万1,000円、対前年度比11.3%、7,445万8,000円の増となりました。

収益的支出では、医業費用は2%の増、医業外費用は11%の減となり、医業合計で7億1,554万3,000円、対前年度比746万円、11.1%の増となり、一般会計から2億7,000万円を繰り入れた結果、収益的収支で当年度純利益1,747万8,000円を計上いたしました。

次に、4条資本的収入でありますが、一般会計出資金300万円、他会計補助金562万8,000円、補助金453万2,000円であり、収入合計といたしましては1,316万円となったところであります。

資本的支出では、医療機器の購入や建物整備の建設改良費、企業債償還元金でありまして、合計6,361万5,000円となりました。

支出に対して収入額が不足する額5,045万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本 的収支調整額92万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,952万7,000円で補塡いたしまし た。

以上、説明とさせていただきます。

〇古澤議長 次に、水道事業会計決算の内容説明を求めます。

真壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定についてご説明 を申し上げます。

決算書の316ページをご覧ください。

本町の水道事業は、給水区域の住民に対し良質で清浄な飲料水を安定して供給することを使命として、町民の健全で豊かな生活と社会活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っております。令和3年度もこの趣旨にのっとり、これまで整備を図ってきた現施設を有効に活用してまいりました。

本町の水道事業会計は、平成29年4月1日より全ての簡易水道事業を上水道事業に統合し、一つの会計として運営しております。施設につきましては、令和元年度に策定したアセットマネジメントに基づき中長期的な視点で整備を進め、飲料水の安定供給に努めるとともに、より一層の事業効率化や住民サービスの向上と水道財政の健全化に取り組んでいくこととしております。

建設改良事業といたしましては、大井沢地区石綿セメント管更新工事、志津地区浄水施設整備工事、上水道第3水源導水管布設替え工事、海味地内配水管布設替え工事などを施工いたしました。

業務状況につきましては、令和3年度末における給水戸数は1,616戸で、20戸の減であり、普及率は99.8%と前年同率、給水人口は4,783人で135人の減、普及率は99.9%と対前年度比0.1%の増となっております。年間総配水量は86万2,218立方メートルで、対前年度比4.8%

の増、有収水量は55万4,069立方メートルで、対前年度比2.3%の減、有収率については62.8%で、対前年度比6.8%の減となりました。

経営状況につきましては、消費税及び地方消費抜きの収益的収支における事業収益は1億9,646万3,000円で、うち給水収益は1億1,808万8,000円と、1.8%の減少となりました。

事業費用については1億9,152万6,000円で、前年度に比べ3.6%減少し、当年純利益として493万7,000円の計上となりました。

また、資本的収支では総収入額が8,971万9,000円に対し、総支出額が1億5,317万5,000円であり、差引き6,345万6,000円の資金不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額897万4,000円、過年度分損益勘定留保資金5,448万2,000円で補塡いたしました。

以上、説明とさせていただきます。

◎監査委員の決算審査意見の報告

○古澤議長 日程第10、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

髙橋監査委員。

[監查委員 髙橋 將君 登壇]

○髙橋監査委員 監査委員を代表し、決算審査の結果について、お配りしている決算審査意見書を読み上げ、報告させていただきます。

第1、審査の対象です。

令和3年度西川町歳入歳出決算の審査対象は次のとおりである。(1)西川町一般会計、

(2) 西川町国民健康保険特別会計事業勘定及び施設勘定、(3) 西川町公共下水道事業特別会計、(4) 西川町農業集落排水事業特別会計、(5) 西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計、(6) 西川町後期高齢者医療特別会計、(7) 西川町介護保険特別会計、(8) 西川町宅地造成事業特別会計、(9) 西川町病院事業会計、(10) 西川町水道事業会計。

第2、審査の期間です。

令和4年7月5日から8月4日の期間中、実質9日間で審査を行っております。

第3、審査の着眼点。

審査に当たっての着眼点は次のとおりである。

(1) 決算の計数は正確であるか、(2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率

的に行われているか、(3)会計経理事務は関係法令等に準拠し正確に処理されているか、

(4)事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か、(5)事務の合理化、経費の節減に努力 しているか、(6)前年度決算審査の指摘事項について必要な措置が取られたか。

第4、審査の方法です。

審査に付された歳入歳出決算を事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産調書について、審査の着眼点に基づき、提出された書類等により調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、併せて例月出納検査、定期監査の結果も踏まえ審査を行った。

第5、審査の結果及び意見。

1、審査の結果。

審査に付された歳入歳出決算書等に基づき、決算の状況を確認した。令和3年度一般会計 及び特別会計並びに事業会計の計数は正確であると認められる。

また、予算の執行、経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、改善を 要する点はあるものの、おおむね適正に行われているものと判断した。

2、審査の意見。

(1) 町の財政状況。

令和2年度決算と比較し、歳入は1億1,909万6,000円、2.1%増、歳出は1億2,939万6,000円、2.3%の増となった。

歳入面では、町の独自財源である町税では、納税義務者の減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に起因した中小企業等への減免措置、償却資産の減による減少があり、また、特別交付税は豪雨災害対策経費の大幅な減による減少となった。国庫支出金では令和2年度豪雨災害に係る公共土木災害復旧費国庫負担金や、新型コロナウイルスワクチン接種負担金などが増加したものの、特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの減による大幅な減少が見られた。しかし、地方交付税の増加、そして県支出金、ふるさとづくり寄附金などの増加もあり、結果的には前年度を上回るものとなった。

歳出面では、補助費等において特別定額給付金事業の皆減による大幅な減少が見られたが、 子育て世帯や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業や災害復旧事業費などが増 え、こちらも全体的に増加となった。

地方公共団体の財政健全化の判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字または資金不足なしのため、昨年同様比率無し、実質公債費比率は11.5%で、前年度比0.9ポ

イント増えてはいるが、将来負担比率は昨年同様比率なしであり、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は88.5%で、硬直化はしているが、前年度比5ポイント改善されるなど、堅実な財政運営であったと認められる。

一般会計におけり町債残高は56億53万9,000円で、3億4,489万6,000円減少した。

財政調整基金残高は12億6,853万8,000円と、僅かながら増加した。

(2) 意見。

自主財源が減少し続ける中でも実質公債費比率、将来負担比率などからは町は依然として 健全な状態を保っていることがうかがえる。しかし、新型コロナウイルス感染症による影響 も心配されるなど、依然として先行きは不透明である。この困難を乗り越え、元気な活力あ るまちづくりを実現するため、今後の事務事業の執行及び財政運営に当たっては、次の事項 に留意するよう要望する。

①適正な事務事業の執行について。

ア、財務事務について。

監査における指摘事項、指導事項では契約事務及び支出事務の一部において、不適切な事務処理があった。契約事務並びに財務事務に関する研修等により事務全般の平準化が図られてはいるが、より専門的な事項について不適切な例が見られることから、今後も内部チェックを徹底し、関係法制等に準拠した適正な財務事務の執行に努めるとともに、専門性の高い職員の横断的な対応など、限られた人員で最大の効果を生む方策なども検討していただきたい。

次の表は、例月出納検査、定例監査及び決算審査時の指摘・指導事項等を項目別にまとめたものです。ご覧いただければと思います。

イ、収入未済について。

普通税について約118万円の不納欠損の処理をしているが、現年課税及び滞納繰越分の収入未済額が約363万円増加し、特に固定資産税だけで1,400万円以上にもなる。徴収率も若干減ってきているなど、様々な要因を踏まえつつも、今後ますます自主財源が減少するという現状と、町民の納税意識が非常に高い町であることを踏まえ、適正な納税等による住民間の負担の公平性を確保するためのさらなる方策を早急に検討すべきではないか。

なお、徴税専門員の配置により滞納額の圧縮や未納額発生の抑制等に一定の効果があることは認識している。

②健全な財政運営について。

人口減少と少子高齢化が進む中にあって、取り組まなければならない課題も多く、本町の 財政運営については今後とも厳しい状況が続くものと見込まれる。

自主財源である町税については、増収対策や的確な賦課、徴収に努めるとともに、国・県に対しては地方交付税など安定的な財政運営に必要な財源が確保できるよう、所要の措置を 講じることを強く働きかける必要がある。

一方、歳出については、今後も高齢者医療など社会保障費や社会インフラの老朽化対策など社会資本整備費の増加が見込まれるほか、現在も終息の見えない新型コロナウイルス感染症への対応や、頻発する自然災害の復旧など、想定外かつ突発的な支出を要する事態が考えられる。このことを踏まえ、政策についてこれまで以上の選択と集中を図り、事務事業に関する点検や公共施設等の適正な管理など、行政経費の節減、効率化に一層努めていただきたい。

病院事業においては、患者数は前年度を下回ったものの、収益は新型コロナウイルスに係る収益としてワクチンの予防接種、PCR検査受託及びコロナ専用病床の休床補償によって前年を上回った。しかし、人件費など費用も増えていることから、一般会計からの繰入れを前年度同額の2億7,000万円とした上で、1,747万8,000円の黒字決算とした。町立病院は町内唯一の医療機関であり、今後も町民の健康と安心を守る体制を確保しなければならず、そのため必要な経営改善を含めたあらゆる方策に取り組んでいただきたい。

水道事業会計においては、給水戸数や給水人口が減少する中、関連施設等の維持管理や、 より高度な浄水に関する費用などが増えていることもあり、より一層計画的な経営が必要に なってくると思われる。

公共下水道事業特別会計においては、公共下水道への加入者が増えていない現状である。 今後訪れる設備等の更新も視野に入れつつ、加入者が増えるような事業展開を図っていただ きたい。

日本国内のみならず、世界的な動向も不安定な面があり、社会経済情勢の変化を見定めることが非常に困難な中、第6次西川町総合計画後期基本計画に掲げた5つの基本目標の目標 達成のため、健全で持続可能な財政運営になお一層努めていただきたい。

5ページからは、決算の状況でございます。

一般会計、各特別会計、各事業会計の状況でございますが、計数の読み上げについては省略させていただきます。

以上で、決算審査意見の報告とさせていただきます。

◎決算特別委員会の設置及び委員会付託

○古澤議長 日程第11、決算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和3年度一般会計、特別会計、企業会計決算を審査 するため、議長及び議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付 託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長と議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

〇古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時48分

令 和 4 年 9 月 5 日

令和4年第3回西川町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和4年9月5日(月)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

 1番
 後藤
 一夫
 議員
 2番
 荒木俊夫
 議員

 3番
 佐藤
 仁議員
 4番
 佐藤
 光康
 議員

 5番
 菅野
 邦比克
 議員
 6番
 大泉奈美
 議員

 7番
 佐藤
 耕二
 議員
 8番
 佐藤
 幸吉
 議員

 9番
 伊藤
 哲治
 議員
 10番
 古澤俊一
 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町	長	菅	野	大	志	君	教	育	長	前	田	雅	孝	君
総 務 課	長	佐	藤	俊	彦	君	政策	推進調	果長	荒	木	真	也	君
会計管理兼	! 者													
出納室	長	土	田		伸	君	健康	福祉認	果長	佐	藤	尚	史	君
町民税務部														
産業振興部兼		エ	藤	信	彦	君	商工 補	観光詞	果長 佐	柴	田	知	弘	君
農委事務局	昂長						衎		任.					
建設水道調	果長	眞	壁	正	弘	君	病院	毛事 務	5 長	飯	野		勇	君
学校教育調	果長	安	達	晴	美	君	生涯	学習訓	果長	奥	Щ	純	$\ddot{-}$	君

事務局職員出席者

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 荒 木 俊 夫 議員

〇古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

〔2番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○2番(荒木俊夫議員) おはようございます。2番、荒木俊夫です。

初めに、8月の豪雨により被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策に対応されている医療、福祉、教育関係者の方々、予防対策に努められている町民の方々に感謝を申し上げます。

さて、人口減少、超少子高齢化社会においても、この町において安心して生き生きと心豊かに住み続けるためには、安全・安心なまちづくりが重要であります。

8月3日から5日にかけて発生した豪雨災害は、置賜、西村山地域を中心に県内各地に甚大な被害をもたらしました。2020年7月にも豪雨災害があり、毎年のように災害が発生しております。また、3月16日深夜に発生した福島県沖を震源とする地震では、県内でも最大震度5強を観測しております。災害から町民を守る安全・安心の取組について質問いたします。

質問1です。地域の安全・安心を守る消防団の現在の体制について伺います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○ ででは、荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

消防団の体制についてご質問いただきました。今年の4月には令和元年度以来3年ぶりに 西川町春季消防演習を開催しました。また、先日の行政報告で申し上げましたけれども、7 月には山形県消防協会西村山支部消防操法大会が開催され、西川町消防団が見事最優秀消防 団に輝きました。しかし、長年にわたり、寒河江・西村山地域の消防団の訓練の中枢を担っ ていたこの大会も、団員の負担軽減などの理由から、今年限りで廃止とされたところでござ います。本町では、令和2年11月から無火災が続いております。これも、町民の皆様の防火 意識に加え、団員の皆様の予防活動のたまものであり、深く敬意を表する次第でございます。 議員ご質問の消防団の体制については、西川町消防団条例で定められております。分団及 び部については、第1分団は第1部が睦合の全区域、次に、第2部が吉川の全区域、第2分 団は、第1部が海味及び間沢川の全区域、第2部が間沢の全区域、第3部が沼山及び原の全 区域、続いて、第3分団は、第1部が岩根沢及び沼の平の全区域、第2部が水沢及び綱取の 全区域、第3部が入間及び小山の全区域、最後に、第4分団は、第1部が本道寺、月岡、砂 子関、月山沢、志津及び弓張平の全区域、第2部が上島を含んだ大井沢の全区域であります。 団員数について申し上げます。令和4年4月1日現在、役職は、団長1名をはじめ副団長 1人、本部付分団長4人、分団長及び副分団長各4人の計14人。部ごとの定数、実員数申し 上げます。第1分団第1部睦合消防団が32人に対して26人、同じく第2部吉川消防団が32人 に対して25人、女性部が16人、第2分団第1部海味消防団が33人に対して25人、同じく第2 部間沢消防団が33人に対して32人、同じく第3部沼山消防団が28人に対して19人、第3分団 第1部岩根沢消防団が26人に対して19人、同じく第2部水沢消防団が31人に対して29人、同 じく第3部入間消防団が20人に対して16人、第4分団第1部本道寺・志津消防団が23人に対 して14人、同じく第2部大井沢消防団が28人に対して17人、団員数の合計は300名の定数に 対して252人でございます。

次に、消防団の資機材について申し上げます。消防ポンプ自動車については、睦合、吉川、海味、間沢及び水沢消防団に各1台の計5台、消防ポンプ積載車については、沼山、岩根沢、入間、本道寺消防団に各1台、大井沢消防団に2台、その他、小山自主消防組織に1台の計7台、消防ポンプ軽積載車については、睦合、海味、沼山、志津消防団に各1台の計4台、小型ポンプについては、睦合、吉川、間沢、沼山、水沢及び本道寺・志津消防団に各1台の

計6台であります。消火栓については、町内291か所、防火水槽については、町内208か所に設置しているほか、西川小学校プールについても火災時には使用することとしております。また、資機材の中で、消防水利については、消防法の定めにより貯水量が40立方メートル以上、消火栓は65以上の口径を有するなどの基準が消防庁から示されておりますが、消防ポンプ自動車等のほかの資機材についての基準はありません。本町の地域実情などを考慮して整備しているところでございます。

最後に、消防団の見直しについて申し上げます。本町では、今年度、団員の皆様と話合いを重ねながら、報酬や資機材、体制など、全体的に見直すこととしております。特に、報酬については、消防庁通知で示された標準額3万6,500円、出動報酬についても、標準額1日8,000円を軸に検討を進めてまいりたいと考えております。あわせて、団員個人への直接支払いの可能性については、消防団関係者と対話を進めてまいりたいと考えております。また、山形県消防協会西村山支部消防操法大会が今後廃止されるという中で、既存の消防演習での操法動作の訓練など、訓練の内容についても再考してまいりたいと考えております。

〇古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

○2番(荒木俊夫議員) きめ細かな体制になっているなというふうに感じております。町長からもありましたけれども、7月24日に開催された県消防協会西村山支部操法大会においては、西川町消防団が最優秀消防団に輝きました。ポンプ車の部には、吉川消防団が出場し、優勝。小型ポンプの部には、入間消防団が出場し、優良賞をそれぞれ獲得しております。各団員の健闘をたたえるとともに、指導された幹部や西村山広域消防西川分署の方々と団員のご家族の方に感謝を申し上げるところでございます。大会には、菅野町長も出席され、頼もしく感じられたのかなというふうに思っております。

今、ありましたように、この歴史ある大会は今回が最後の大会となりました。この経緯について、もう一度お伺いしたいと思います。

〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

山形県消防協会西村山支部の消防操法大会の廃止についてでございますが、これについては、最終的に、今年の7月でございますか、支部の理事会が開催されまして、今年度限りで廃止ということで決定されたところでございます。その前段といたしまして、消防協会西村山支部では、ここ1年ほど検討を進めてまいったという経過がございます。

昨年でございましたか、この一般質問の中でもお答えの中で申し上げさせていただいた経

過がありますけれども、消防団の団員確保に、非常に、どの消防団も苦慮されているというのは、本町のみならず県内そして全国的な傾向であるというようなことで、支部の構成しております町のほうからも、その団員確保の困難な要因の一つに、この支部の操法大会があるという発言がございました。と申しますのも、大会まで1か月、そして、本町の場合ですと6週間ほどにわたる訓練、これを重ねて本番に臨むということになりますけれども、これが、団員確保の大きな困っている要因だというようなこともございまして、支部のほうでは検討されてこられたというふうに認識いたしております。

その結果、冒頭申し上げましたように、7月の理事会で、今年度限りで大会を廃止すると、 こういうことで結論を出されまして、構成市町の消防団のほうに通知が出されたと、こうい うふうな経過でございます。

以上であります。よろしくお願いします。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 8月2日の山形新聞にも載っておりましたけれども、県内も全国でも廃止が相次いでいるということであります。これは、消防庁の有識者会議の検討会の中においても、大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団員の参加への阻害要因になっているというようなご指摘があったようでございます。これは、時代とともに変化していくものでありまして、団員の負担軽減になればいいのかなというふうに思っております。

ただ、大会には、これまで趣旨として操法技術の向上と士気高揚を図って有事に備えることを目的として実施するということで、これまでやってまいりました。これが団員にとって大きな過重になるということでありますけれども、今後、有事の際の団員の身を守り的確な活動を行うためには、何らかのフォローをしなければいけないというふうに思うわけですけれども、この点については、どのように、今、お考えなのかお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

先ほど町長が申し上げた中でもありましたけれども、一言で申し上げますれば、既存の消防演習、いわゆる春季消防演習というものを本町では開催いたしております。そういったことで、この春季消防演習の中で、操法動作、これがやはり有事の際の消防団の活動の基本というふうになると思いますので、そういったことを中心としながら、具体的な期間としては1週間ほどになるのかと思いますけれども、訓練を行い、それで、町民の皆さんに春季消防

演習で披露しながら、技術的なものを確保していきたいと、このように私どもでは考えてございまして、こういったことで、今年度、消防団団長はじめ団員の皆さんと対話を重ねながら、先ほど申し上げましたとおり、報酬とか資機材と併せまして支部の消防操法大会が廃止される中で、まさしく議員からご指摘のあった有事の際の、当然、一番大切なのは団員の生命を守るということでありますが、安全な中で、なおかつ迅速な活動、それをできるように、訓練内容について検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** ぜひ、消防団のほうと検討をしていただいて、団員の活動に対する 安全をぜひ確保できる体制を取っていただきたいなというふうに思います。

先ほど、町長のほうからご説明ありましたけれども、消防団の定員300人に対して現在252 名ということで、充足率が85%程度で48名の欠員状況にあります。いろんな要因があるとは 思いますけれども、消防団なり担当課としても、そういった面を分析していれば、もし分析 していれば、その理由等をお聞かせいただきたいと思います。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

やはり、消防団の団員が300人の定数に対しまして、まさしく議員からご指摘あったとおりの人数というようなことで、252人でございますか、欠けているという状況でございます。これらの要因といたしましては、私どものほうでも事務局預かっておりまして、消防団の会議、あるいは、消防団との活動の中でもいろいろ話として出てくることはございますけれども、なかなか難しいところだとは思いますけれども、まず、1つには、いわゆる消防団員として活躍いただける若い方のお勤め、これが多様化しているというのも一つあるのかなと思います。24時間の稼働体制の事業所というものもある中で、日勤あるいは夜勤というような中での勤務が多様化しているという中の消防団活動というものでありますので、そういったものが一つあるのかなというふうには考えてございます。

また、先ほどから申し上げておりますとおり、具体的に挙げれば、消防の操法大会というようなことで、西村山支部の操法大会あったわけでございますけれども、これらも団員の皆さんにはいわゆる苦痛であったのかなというふうには考えてございます。いわゆる本町の場合ですと、冒頭町長からお答えさせていただいた4分団体制の中で消防団活動を行っており

まして、消防自動車、そして、小型ポンプというようなことで、それぞれ持ち回りで毎年ご 出場いただいておったというようなこともございますので、数年に1回は出場しなければな らないと、出場の機会が回ってくると、こういう中で、そういったものも消防団入団という ものをためらう一つにもあったのかなというふうに考えているところでございます。

そのほか、報酬とかいろいろなことについても、お考えの方も、団員の方もいらっしゃるかと思いますけれども、私どもとしては、そういった、活動といわゆるお仕事の勤務の関係というものも大きかったのかなというふうに捉えているところでございます。

以上であります。よろしくお願いします。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) いろいろ、個人ごとに理由はあるのかなというふうに思いますけれども、1つ、今回こういった消防団体制を見直す中において、定員、今300名でありますけれども、この300名という定員を見直す予定はあるのかどうか、これから検討に入るんでしょうけれども、もし分かりましたらお聞かせ願いたいと思います。
- 〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** お答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、この定数につきましても、当然、消防団の中での協議の一つという形で、大きな一つという形で捉えておりますけれども、それぞれの考えもあろうかと思います、消防団の中でも。そういったことで、協議検討してまいりますけれども、具体的な数字としてどれぐらいというような形の数字は、今現在はっきりしていないというようなところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

検討してまいりますが、現段階で、ちょっと具体的な数字については、まだはっきりして いないと、こういうことでよろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ぜひ検討していただきたいと思います。やはり、地域を守るためにいろんな職務体制があると思いますけれども、守るために本当に必要な人員は必要でありますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

消防団員の待遇はいろいろあるわけですけれども、報酬について、前にも一般質問をさせていただきました。令和3年第1回定例会でありましたけれども、このときにも質問させていただいておりますけれども、あのときは、前向きに改善に向けて検討するというご回答を

いただいているんですけれども、なかなか、まだなっていないようでありますけれども、今、 団員の年間の報酬、年間で1万6,000円、高いか安いかというのは別にしまして、西村山地 区では一番低い報酬額であります。今もこれは変わりないのか。あと、団員に直接支払い、 ほとんどの団体では直接支払いをしているわけですけれども、まだ町内ではどうなっている のか。一番低いということに変わりがないのか、それと、団員に直接支払っているのかどう か、これ2点お聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

初めに、団員の報酬の額についてでございますけれども、管内、寒河江・西村山1市4町の中では、議員ご指摘のとおり、500円でありますけれども、一番低いというのが現状でございます。加えまして、この報酬の団員への直接払いというものでありますけれども、今令和4年度については、それぞれ従来どおり団のほうに、各部のほうにお支払いしながら、直接支払いについては、先ほど町長がお答え申し上げましたとおり、今年度検討いたしまして、これは、検討の大きな一つでございますので、令和5年度の直接支払いに向けて、消防団の中での意思統一、これを図ってまいりたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いいたします。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 国の指導、消防庁のほうの指導によりますと、交付税単価の3万6,500円、これを適用するのがいいというふうに指摘されております。別にこれは罰則規定があるわけではございませんけれども、これは各自治体の考え方でありますけれども、ただ、各自治体で3万6,500円を適用する団体が全国的に増加しております。皆さん、消防団員の確保に悩まれているのかなというふうに、これは、共通の悩みなのかなというふうに思っております。非常に組織率が全国的に落ちているというのが現実問題であります。

それで、消防庁の統計によりますと、年額報酬額が高い団体では消防団員の減少が低く抑えられているという、これ、結果が出ております。これも、報酬が幾らがいいのか、その自治体で決めるんでしょうけれども、やはり、ある程度の報酬、無報酬でなくて報酬を差し上げるべきではないかというふうに思います。

先ほど、町長のほうから前向きなご発言をいただいておりますので、令和5年度からは、 今よりもアップして直接支払いになるのかなというふうに思っておりますけれども、これに ついて、もう一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

報酬の交付税の標準単価もございますので、なるべくそちらに合わせて対応できないかということを話し合ってまいるとともに、直接支払いに対しては、ほかの自治体のほうは、近隣の自治体のほうは直接支払いのほうを実施されているということで、近隣の自治体にも直接支払いで不具合がなかったのかとか、そういったことも調べながら、来年の令和5年にはどちらかの検討の結果の事業というか、結果として実施していきたいと思っております。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ぜひお願いしたいなというふうに思いますし、ただ、報酬なので、 給与と違うので、給与には支払いの原則というのは、町長お分かりのとおりございます。決 められた日に、人に、直接現金で支払うというのが給与でありますと原則がございます。報 酬の場合は若干違うのかなというふうには思いますけれども、できるだけ団員に届くような 形でお願いしたいなというふうに思いますので、ぜひ前向きにご検討をお願いして、期待を したいというふうに思っております。

町民の安全・安心を守って、地域の活性化、これにも努めていただいている消防団員の待 遇改善に対して、今後、前向きに対応されることを願っておりますとともに、来年度の予算 に期待をしたいというふうに思います。

質問2に入らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、毎年のように大きな災害が発生しております。身を守る地域行動を支援する自主防災組織について質問いたします。

自主防災組織の活動状況について伺います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** ただいまのご質問について、自主防災組織についてお答え申し上げます。

本町の自主防災組織については、平成27年5月までに町内全ての12地区で、地区が主体となり組織され、地域全体の安心・安全を確保するため、地域に住む住民の皆様が自主的にお互い協力し助け合って防災活動に取り組んでおります。自主防災組織の活動には、大規模災害発生時における安否確認や避難誘導、救出救護、避難所の設営等といった緊急時の活動のほか、防災訓練や地域内の危険箇所調査など、災害に備えた平時の活動がございます。災害発生時に住民による自主防災活動が効果的に行われるためには、平時からの活動が重要です。地域住民による自発的かつ組織的な防災活動を推進するためには、自主防災組織の組織化及

び育成強化を図る必要がございます。

本町では、これまで、自主防災組織が行う活動に支援を行ってまいりました。自主防災組織が行う防災に関する研修会等への職員の派遣や防災訓練等に係る経費の補助、また、山形県等が実施する自主防災組織等のリーダー育成講習会への参加の支援などでございます。しかし、コロナ禍が続いている中で、平時の活動をしている自主防災組織は令和3年度は1組織でございました。去る8月3日の豪雨の際には、大井沢地区に避難所を開設し、自主防災組織の皆様が運営に当たるなど、自然災害などに備えた活動は重要です。コロナ禍でなかなか活動しにくい状況でありますが、自発的な活動を町としても促してまいりたいと考えております。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ありがとうございます。

組織率は100%だということでありまして、問題は、活動内容、これがやはり大変なのかなというふうに思っております。

1995年1月に発生しました阪神淡路大震災では、家屋の倒壊により被災した人のうち約95%の人が自力または家族や隣人に救助されております。これは、やっぱり自助・共助の関係だというふうに思っております。それで、公助ということになるわけですけれども、やはり、町なり行政機関からの助けというのはすぐには行かないわけであります。遅くなるわけでございます。やはり、自助・共助を高めるためにも、この自主防災組織の活動というのは、地道ではありますけれども、非常に重要なのかなというふうに思っております。これは、防災活動だけでなくて、地域コミュニティーの中においても重要な役割を果たしているというふうに思っております。

町長からありましたように、現在コロナ禍のこの影響もあって、なかなか活動が十分でないなというふうに思っております。ただ、災害はいつ起こるか分かりません。コロナだから災害は来ないということもありませんし、この中で、コロナの中においても、避難をしなきゃならない、いろいろあるわけでございます。こういった面を考えますと、訓練や講習等の自主防災組織の活動をどのように町として支援していくか。活動するのは各自主防災組織でありますので、その支援をどのようにしていくのか、もし計画がありましたら、教えていただきたいというふうに思います。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** お答えさせていただきます。

議員からもご指摘ありましたとおり、また、先ほど町長がお答え申し上げましたとおり、 2年半にわたりましてコロナ禍が続いているというような状況で、今が第7波でございます か、落ち着いたかなと思うと、また次の波が来るというような中で、自主防災組織、これの 活動がなかなか行われていないというような状況でございます。

一方、町のほうで毎年10月に開催しております防災訓練、これにつきましても、令和元年度に開催いたしましてから、令和元年度はあれでございましたね、台風の来るという予報が出ておりましたので、令和元年度は当然ここ海味地内で開催を予定しておったわけでございますけれども、1週間ほど前になって中止という形でさせていただきましたので、令和に入りましてから、防災訓練、これも開催できていないという状況になってございます。

なかなか、当然、町民の皆さんお一人お一人のご理解をいただいて、この感染の心配が低くなったよというような中で参加いただくというのが、当然理想でございますけれども、町としましても、この間、コロナ禍の中にあって、避難所あるいはそれぞれの場面で必要と思われるような資機材、これについては整備を図ってきておるという状況でございます。そういったことも申し上げながら、まずは今年10月の総合防災訓練、これについて、今現在、最終的な実施の判断についての協議を行っているところでございますので、これらの総合防災訓練の開催について検討を進め、そして、実施するかどうかというようなこと、そして、さらに、議員ご指摘のこの自主防災組織についても、町民の皆さんに呼びかけるような形で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上であります。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) そうですね、コロナだからできないというのでは、今はないわけでありまして、コロナの中において、どうできるのかというところをやっぱり探っていかなきゃならないというふうに思います。コロナを心配して、例えば避難所に行かなくて被災してしまったということでは、元も子もないといいますか、ですから、最初は、コロナに対して恐れておりましたけれども、やはり、コロナとうまく付き合っていかなきゃいけないということでありますので、コロナに対応した活動を、ある程度町として示してあげないと、自主防災組織自体としてはなかなか踏み切れないところがあるのかなというふうに思っております。

ですから、そういった面については、ある程度の指針なりを出していただいて、しないと、なかなか地域だけで判断できないところがあるかというふうに思っております。そういった

面を含めて、コロナに対応した活動、そういった活動をしていただいて、有事に備えていただきたいということを、ぜひやっていただきたいというふうに思います。本来であれば、防 災計画の中に盛り込むべきなのかというふうに思っていますけれども。

あと、地域によっては、大きな地域、小さな地域ございます。地域力が不足している場合は自主防災組織であっても相互に助け合う体制を取っていかなきゃならないのかなというふうに思っております。ぜひ、充実した活動を行える方策を検討していただきたいというふうに強く申し上げておきたいというふうに思います。

では、質問3に入らせていただきます。

8月の豪雨災害では、県内でも多くの災害ボランティアの方が活動してくださいました。 議会の常任委員会で視察を行った奈良県の川西町、こちらからも、ちょうど私どもが視察に 行ったとき、山形県の川西町、川西つながりで、ボランティアに参加してくださっておると いうことでありました。本当にすばらしいなというふうに思っております。ボランティアで 遠くから来ていただいて、困っている住民を助けてくださるということでございます。

当町の場合、この町の場合の災害ボランティアの受入れ体制について伺います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 災害ボランティアの受入れについてご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

本町におけるボランティアの受入れについては、西川町地域防災計画の第13節、災害ボランティア受入れ体制整備計画に基づき、健康福祉課と社会福祉協議会が中心となって実施することとしております。この計画の中では、ボランティアをやりたい方とボランティアを受け入れたい方をつなぐボランティアコーディネーターの養成を促進すると明記しております。が、残念ながら、我が町では現時点で進んでいないという認識でございます。

8月の豪雨災害により甚大な被害を受けた大江町に県内から大勢のボランティアが集まり、復旧活動の作業に当たられているという報道を目の当たりにしました。私自身も、2019年に発生した丸森町の阿武隈川の氾濫のボランティア活動をしてまいりました。その際に、町の方がおっしゃっていたのは、計画どおりはなかなか難しかったと、実際には、社会福祉協議会を中心ではなく、町中心のボランティア受入れ体制となったことが反省点というふうにおっしゃっておりました。

仮に、本町で同じような災害が発生した場合は、町民の皆様だけで復旧作業に当たるのは 現実的には困難でございます。町外からのボランティアの皆様に協力をお願いする必要がご ざいます。これらのことを踏まえまして、早急にボランティアコーディネーターの養成をは じめとする受入れ体制の整備を進めなければならないと強く意識しました。担当の健康福祉 課が中心となりまして、社会福祉協議会と連携しながら事業を進めてまいりたいと考えてお ります。ご指摘ありがとうございました。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ありがとうございます。

やはり、うちの町はこれまでそういった大きな災害はあまりなかったんですね。ボランティア元年と言われている全国ではあったわけですけれども、そういった面では幸せだったのかというふうに思いますけれども、今はどこでどんな災害が起きるか分かりません。やはり、いろんな方の助け、いろんな方の力を借りながらやっていかないとできないというのが現実であります。そういった面において、ぜひ、今、町長がおっしゃったボランティアコーディネーターを含めて、早く体制を立ち上げていただきたいというふうに思いますけれども、この受入れ体制の充実を図るための計画は、今、あるのかどうかお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- **〇佐藤健康福祉課長** 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

町独自の受入れ体制整備のための計画はございませんが、国あるいは関係団体等で示しているボランティアコーディネーターの養成マニュアルですとか、受入れ体制のマニュアル等も広く情報共有されておりますので、それらのものを参考にいたしまして、作成をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** ぜひ、人ごとではなくて、自分のこととして捉えていただいてやらないと、なかなかこういった点は進まないのかなと。誰しも、そんな大きな災害というのは考えたくないというような、人間的に心理がございます。ただ、やっぱりそこを考えておかないと、いざというときにはできないというところがあります。

社会福祉協議会と行政と一緒に、なかなか行政は、災害が起きると対応すべきことがかなりあって、ボランティアの方々に対応できる人数がどれほど確保できるか非常に疑問なところがございます。行政として、公助としてやらなきゃならない部分というのはかなり出てくるわけであります。そういった面においては、やはり、住民の方と一緒になって、社会福祉協議会を中心としてこういった体制を取っていくのが一番いいのかなというふうに思ってい

るんですけれども、社会福祉協議会のマンパワーは足りているのか、そうしないと、行政だけでは対応できないので、社会福祉協議会の充実を図らなきゃいけないというふうに思うんですけれども、このマンパワーの面で、社会福祉協議会としては大丈夫なのかどうかお聞きします。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 荒木俊夫議員のご質問にお答えをいたします。

現在、社会福祉協議会、3名の職員の体制で仕事をしておりますが、1名病気のために出勤をしておりません。今、事務局長と係長の2人で業務を行っておりまして、大分多忙な様子が、同じ保健センター内にいる健康福祉課のほうからも見てとれる状況にございます。なかなか、こちらのほうとしましても、社会福祉協議会への業務の支援という形もこれまではそれほどなかったわけですので、何もまだできてはいない状況ではありますが、さすがに、来年度に向けた社会福祉協議会との協力関係ですとか、どういった事業を委託するのかということも話をしなければなりませんので、それと併せて社会福祉協議会の人材の関係、そういったこともどうしていくのか、少し突っ込んだ話もしなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- O2番(荒木俊夫議員) やはり、社会福祉協議会は社会福祉協議会としてやるべき業務がございます。決して、行政の下請をしているわけではございません。そういった面においては、業務を見直していただいて、社会福祉協議会でないとできない業務をやっていただくと、そのためのマンパワーが必要であれば、やっぱり補充するということをやっていかないと、行政がいつまでもそこを指示していかなきゃいけないわけです。非常に大変だと思います。ですから、そこは自立してやっていけるような体制を取っていただきたいなと強く思うところであります。

災害だけでなくて、社会福祉協議会に求められている業務というのは非常に広範囲で必要なわけです。格差社会と申しますか、いろいろ弱い方もいらっしゃるわけです。そういった方を、親身になって支援していくのが社会福祉協議会の在り方でもあるというふうに思っております。ぜひ、これについては、早急に体制を整えていただきたいというふうに強く申し上げたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

JR東日本が7月28日に公表いたしました赤字路線の中に、県内6路線10区間が赤字と発表されました。この6路線の中に左沢線の寒河江・左沢区間が入っております。利用者や自治体は危機感を募らせているというふうに思います。

収支状況が路線の存続問題に直結するわけではございませんけれども、今後の対策につい て質問いたします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ご質問にお答えします。

JR左沢線存続に向けた今後の対策についてでございます。議員ご指摘のとおり、JR東日本は7月28日に利用者が少ない地方路線の収支を初めて公表しました。このJR東日本の地方路線の収支状況の発表は、国土交通省が7月25日に発表した鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティーの刷新に関する検討会の提言を踏まえたものとなっております。

この提言は、鉄道事業者と沿線地域が危機意識、危機認識を共有し、相互協力、協働しながら、輸送サービスの刷新に取り組むことを可能とする政策の在り方について、自由な協議を促しています。また、この提言では、線区の分類や協議の基準に係る基本的な考えについても言及しております。

危機的な状況のローカル線区については、沿線自治体、特に、都道府県が中心となり、法 的協議会等を設け、利用者や地域の戦略の視点に立ち、将来に向けた地域モビリティーの在 り方について、関係者と検討を進めていることを基本原則としております。

国は、協議会の円滑な立ち上げ及び振興に対し積極的に協力するとしております。ただし、基本原則がうまく機能しない地域や線区においては、一定の要件を満たす線区で鉄道事業者または自治体等の要請を受け、国が特定線区再構築協議会を設定し、廃止ありき、存続ありきと前提等を置かずに協議するとしております。この具体的な要件として、JRのローカル線区について、輸送密度が1,000万人未満かつピーク時の1時間当たりの輸送人数が500人未満を一つの目安としており、より厳しい状況にある線区から優先順位をつけながら、総合的に判断し協議していくこととしております。JR左沢線において、輸送密度が1,000人未満かつピーク時の1時間当たりの輸送人数が500人未満の基準に該当すると想定される線区、寒河江から左沢間でございますが、その収支は2019年で2億8,900万円、2020年で3億2,700万円の赤字となっている状況です。

JR東日本は、赤字である運行本数を減少する、廃線するということではなく、現状を理解してもらった上でゼロベースで協議をしていくために至ったと公表しております。また、

路線、駅がある自治体に対しては、同社より直接的な説明があったと聞いております。この件について、山形県の担当部局に問い合わせたところ、県においても今後のJR及び国の動きを注視していくとのことであり、具体的な対策は取られていない状況です。また、西村山管区の自治体は沿線自治体2市6町で構成するJR左沢線対策協議会に全市町が加盟しており、左沢線の利用促進の活動に取り組んでいます。同協議会においても、現在、残念ながら具体的な動きはございません。毎年年度末にJR東日本への要望書を提出しておりますので、このたびのJR東日本の収支の公表に対する要望については、沿線自治体、西村山管内自治体と連携し本町としてもJR東日本の利用促進そして存続に向けて強く要望してまいりたいと考えております。

ただ、JR左沢線の対策協議会については、年1回の総会、担当者2回の打合せといった活動が今まででございます。そのメンバーも、JR東日本と先ほど申し上げた自治体のみでございます。私の経験からすると、阿武隈急行の再生に携わった経験を踏まえますと、官と鉄道事業者だけで議論するというのは限界なのではないかと思っております。利用者の目線、外のほかの成功している鉄道事業者の事例、鉄道を観光で利用する観光事業者、あるいは、学校関係者、こういった方の官民が一堂に会した議論の場というのも必要だと考えております。こういったことも、沿線ではない西川町ではございますけれども、左沢線を使っている高校生がございますので、そういったことも事務局を担う寒河江市長に申入れしたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** これ、分かればなんですけれども、寒河江・山形方面に通学とかしていて、羽前高松駅を利用されている方が、もし分かればで結構ですけれども、分かったら教えていただきたい。分かればで結構です。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまの荒木議員のご質問についてお答えしますが、結論から言いますと、はっきりした数字は把握できておりません。ただ、西川中学校出身者の半数以上の方が山形市の高校に通っているというような状況がありますので、約半数以上の方はJR左沢線を利用しているものと推測されます。

以上です。

〇古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

O2番(荒木俊夫議員) すみません、ありがとうございます。

そういった意味において、羽前高松駅からの利用もかなりあるのかなというふうに思っております。これ、2020年度なんですね、左沢線の寒河江・左沢間の平均通過人員というのは、 先ほど町長からありましたけれども、742人、国交省では、乗客1,000人未満については存続・廃止の協議に入るというような、そういった報道もあったようでございました。

存続するか、存続しないかという問題ではなくて、先ほど町長からありましたように、この路線は我々の生活なり、これから生活していく上において、どのように活用できるのか。やはり、自治体とJRだけでなくて、住民の思い、これからどうやって活用できるか、そういったところを含めながら活動していかないと、単なる反対運動になってしまって、それじゃお金を出すのかというところになって、根本的な解決にはならないわけであります。いかに、この社会インフラの資源を使って、我々は豊かな生活をしていくかということが重要であるわけです。

そういった思いがありますので、ぜひ、利用者が安心して利用できる交通体制を、まだ県もあまり進んでいないようでありますけれども、ぜひ、西村山地域としては、自治体が結束していただいて、やはり、住民活動の運動の一つとしてなっていくような捉え方をしていかないと、なかなか次の、例えば代替になった場合でも利用していくのが少なくなるのかなというふうに思います。やはり、自分たち、私たちの生活は私たちでも守らなきゃならないという意識を植え付けていただいて対応していただきたいというふうに思うわけです。なかなか厳しいとは思いますけれども、菅野町長の手腕に期待をしたいというふうに思います。

西川町に住んでいてよかったと思える安全・安心なまちづくりを、みんなでつくっていく ことを望んで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、2番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菅 野 邦比克 議員

〇古澤議長 続いて、5番、菅野邦比克議員。

〔5番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○5番(菅野邦比克議員) 5番、菅野邦比克です。よろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、コロナ感染症防止に当たられている関係者の皆さんに対して敬意を表したいと思います。

今日、2件の質問をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず第1件目、町の影響力の強い企業・団体へのガバナンスはというふうなことで、町の 影響力の強い企業や団体について今後どのように運営していくのですか。また、抜本的に変 えていく予定なのかどうか、今後の西川町の発展においても大変重要なことと考えます。そ して、それらの企業や団体についてのガバナンスをどうしていくのか質問します。

ガバナンスは統治とか支配とか管理という意味合いで使われております。

質問1、ガバナンスの対象となる企業や団体の先数はどのくらいというふうに捉えている のか質問します。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 菅野邦比克議員のご質問にお答えいたします。

町のガバナンスの対象となるのは、会社形態を維持する企業体の経営者として町の特別職が就任している企業2社が対象ではないかと考えております。具体的には、町長が代表取締役社長を担う西川町総合開発株式会社、また、町長が副会長を担う一般社団法人月山朝日観光協会の2つでございます。また、株式会社や一般社団法人ではございませんが、老人保健福祉施設ケアハイツ西川については、課長クラスの職員が理事となり、議決権、議論をする、重要な決定に際して議論をしていることから、ガバナンスに関して一定の影響力はある先と考えてあることを申しつけます。

以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** 確認します。今の答弁ですと、西川町総合開発、それから、月山

朝日観光協会、それからケアハイツ西川というふうにお聞きいたしました。

それで、町が出資している米月山とかその他もいろいろあるかと思いますけれども、町の職員で理事とか評議員とかされている企業や団体、いろいろ職員名簿見ると、団体はいっぱいありますけれども、それらの町の職員がそういう要職に就いている団体は幾つぐらいあるかお分かりですか。分からなければ、それで結構です。分かれば。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

すみません、先ほどの件は、特別職が会社形態を担うということですので、ごめんなさい、 米月山が漏れておりました。すみませんでした。米月山も含むということでございます。

また、ほかに、町の職員が会社形態を維持する企業体に参加しているというか、経営に関わる議論に携わっているということは、今のところ承知はしておりません。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** そうしますと、対象になるのは、まず3社だというふうに理解してよろしいということですよね。

町長になってから、いろいろといろんな活動されておるのは、もうラインで承知のとおりと思いますが、この団体に今後つく予定先みたいなものはありますか。ここにはぜひ私が入っていろいろ開拓したいとかというような団体、あれば。すぐには申し上げられると思いますけれども、作数ぐらいは、分かれば、考えているところがあれば、なければないでいいですけれども、お願いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

西川町の企業で私が経営に入るというふうに考えているところは、今のところございません。

なお、ご紹介になりますけれども、私個人としては、一般社団法人と株式会社にそれぞれ 1つずつ、私個人として経営に関与しているという会社はございます。いずれも町外の会社 になります。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) いろんな団体、西川町に随分ありますけれども、それらについて、 職員もいろいろ事務関係上入られていると思いますが、これらの多くの団体で今後、やっぱ り統合とか、整理をしていきたいと。まとめてこういうふうな方向に持っていきたいという

考えはありますか。今までどおりいろんな小さい団体、活動している団体、ちょっと分からない団体と、見るといろいろあるようですけれども、そういうふうなものを整理して資金をちゃんと有効に使うというふうなお考えあるでしょうか。ありましたら。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

まず、今後の方針としては、対話が前提になり、これから進めなくてはいけないですけれども、直売会の協議会があると思います。こちらのほうは、今、会員、そこの生産者の会員を募って組織されているところでございますけれども、直売会の方と、やはり、総合開発が中心になって、どこに売るかというのがこれからの西川町の稼ぐ力の形成になると思っております。今、直売会のほうは、その日のうちに何来るかが分からないというような状況になっております。生産量をしっかり事前に把握していない限り、外に、町外に売るということはできません。ですので、こういった直売会の組織強化なのか、総合開発のほうに1事業として入っていただくか、そういったことをこれから考えなくてはいけないと考えております。また、総合開発に関しましては、地域商社機能をしっかりつけていかなくてはいけないと思っております。しっかりリスクを負って、在庫を抱えて、その在庫を付加価値を高めて買ってくれる遠くの地域に売ると、そういったリスクを負った地域商社機能を担わなくてはいけないと考えております。

また、米月山のほうは、目的は、米の販売促進ということでございますけれども、収益の ほうがそうではなくて、精米のほうの収益で純利益を上げているというような経営状況もあ りますので、その目的をしっかり足元から整理しなくてはいけないと考えております。 以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 町で管理するガバナンスの対象になる企業というのは、あと、協議会やいろいろ今後進める形での考え方は理解いたしました。今後とも、昔とやはり世の中変わっていますので、くっつけたり、小さくしたり廃止したり、なかなか廃止するというと、いろいろ反対あって大変だと思いますけれども、やっぱり資金を、限られた資金、一般財源というのはだんだん減っていますので、そういう資金を有効に使う形の上では、やっぱり避けて通れない、そういう団体の整理というのも必要だろうと思いますので、ぜひ、思い切ってやっていただければというふうに思っております。よろしくお願いしたいと思います。

次に、質問の2に移ります。

ガバナンスを強めるのと企業や団体の自主性をどのように捉えているのか質問します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げた3社、米月山や西川町総合開発株式会社、一般社団法人月山朝日観光協会の3社でございますけれども、設立形態、目的も異なることから、ガバナンスと自主性について、一括でまとめてこうだと回答することはできません。

ただ、例えば、第三セクターであります西川町総合開発株式会社については、まず、同社のガバナンスの強化に関しまして、町は出資者として負う責任は出資の範囲に限られるということでございますので、しっかりとこのことを利害関係者に明確にしておく必要があると考えております。先日、私が同社の代表取締役に就任したことから、町としては、出資の範囲内でその責任を負い、私個人としては、同社社員と対話を行い、長期的視点に立った経営を行ってまいりたいと考えております。

同社の大株主としてのガバナンスの強化としては、同社に指示していることは以下のとおりでございます。町として指示していることは以下のとおりです。申し上げます。最初は、町議会だけではなく、住民への経営情報の開示とその対話を実施すること。2つ目は、中期的な経営目標の設定、これまでは、次の年の経営目標しかございませんでした。3年ほどの中期的な経営目標の設定をお願いしております。3つ目は、現状の純利益水準、黒字の確保と、これまで配当がなかったので、配当の実施でございます。4つ目は、地域課題解決型の事業の積極的な企画実施を通じた地域商社化を行うことの4点でございます。それ以外は、同社の自主的な取組を尊重してその経営を委ねているところでございます。

また、月山朝日観光協会に関しましては、私が副会長に就き一定のガバナンスを発揮して おります。観光客誘致のため、個々の事業者のためになること、例えば、これよろ事業など の取りまとめ役など、町の委託事業をいただいております。こういった個々の事業者がそれ ぞれ行うのではなく、面として行うべき事業については、観光協会で企画をしてまいりたい と考えております。

なお、先ほど、1問目でお話しさせていただきました老人福祉施設のケアハイツ西川については、同社の改修などに町の予算を計上する場合には、その緊急性や必要性について、町のほうで議論を行います。また、課長職が理事として議決案件に携わっておりますので、町としてもしっかり吟味し、例えば、役員報酬が合理的な理由もなく大幅に増加するといったことがないよう、このような適時のタイミングでガバナンスに関与していこうと思っており

ます。

以上です。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) ありがとうございます。

いろいろと自主性についてお話ありました。議会とか町民にいろいろ経営状況を知らせる というようなこともありまして、これは、今までと違って、公開というふうな点では、非常 に町民も分かりやすい、議会も分かりやすいのでないかなというふうには思っております。

ガバナンスを強めると、どちらかというと、独立性が失われる、いわゆる個々の会社の、 今、我々がこうやっていこうとするのを、こうだと言われると、やっぱり独立性がちょっと 失われるという点もあるし、弱めると自由奔放になり過ぎていろいろまた問題が起きること で、その綱引きがちょっと大変かなというような気がしますけれども、ガバナンスを強化す るには、いわゆる社内のコンプライアンスをきちんと守れる企業・団体にしていかないと駄 目でないかなというふうに思っております。

今も、法令遵守については、きちんとやられていると思いますけれども、今回も町長新しく替わられて、いろんな企業・団体の役員になられるわけですけれども、今まで以上にコンプライアンスの遵守だよというふうなものについては、変わりないのか、今後、そういうコンプライアンスの研修会などを開いて、法令遵守をしてきちんとやっていくことが、総合開発とか米月山の企業の価値を高めるという点では必要かと思いますけれども、その辺の考えを、町長、おありでしたら、お知らせいただきたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

今、例えば、西川総合開発と月山朝日観光協会の2つを私なりに毎週関わって議論をして おります。その経験からすると、私の現状認識としては、前社長の高橋勇吉さんですね、そ こがしっかりコンプライアンスの面ではご指導していただいて、人材育成もコンプライアン スの面では進んでいるのかなと思っております。引き続き、コンプライアンス研修を通じて、 その水準の維持に努めてまいりたいと思っております。

ただ、もう少し自主性のほうが、今、企画がなかなかできない、収益事業の企画ができないというような、人材が必要だなということが、今、考えております。自主性を、利益というか売上げを高めるような新しい企画をどんどん企画してくれというふうに、今、申し上げても、なかなか、今、収益のほう、トップラインを上げる事業が出てこないというのが現状

です。このために、観光協会でも、7月に取締役会を開催しまして、坂本大三郎さんという若い方を入れておりますし、また、これからも観光協会に若いメンバーを1名、総合開発にも若いメンバーを入れて、こういった企画力のある民間経験のある方を採用していきたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 収益力については、前からいろいろ、総合開発については、荒利が低いという点で、収益力が出ていないというようなことをいろいろと申し上げてきたわけですけれども、なかなか上げづらいというようなことがあって、しかし、企業を守っていくためには、ある程度の荒利を確保して収益を確保してやっていくと。これも、コンプライアンス遵守の企業を継続していくには、当然必要だというふうに思っておりますので、適正利潤を確保しながら、今後やっていければというふうに思っております。

この社内で、町長の指示とか命令は非常に重いですよね。町長から言われたとか、そういう指示を受けたというと重いですので、今後とも、職員に対して、どういう対応で当たられていくのか、軟らかくいくのか、それとも、少しは強めに最初はいくよというふうな形になるのか、お考えありましたら、町長の考え、お願いしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

ちょっと強めにいくのかというのは、なかなかお答えしにくいところがあるんですけれども、ただ、まず私が一番大事にしているのは、ほかの私が携わっているほかの町外の2社もそうですけれども、社員のモチベーションを一番大事にしていきますと、社員のモチベーション、これは間違いないです。社員のモチベーションを大事にしております。彼らがやりたいこと、日々課題だと思うことをお聞かせいただいて、それをどうやって実施するかというのが、私の仕事だと思っております。ミクロの面ではそういった対応をしていきたいと考えております。

ただ、今、町の、先ほど申し上げた3社については、中長期的な戦略を描くという人材がいないなというふうに考えております。今のところ、私も含めて中長期的な議論をしているところでございますけれども、総合開発と観光協会については、年度内に3年分の計画やこんなことをしていきたいんだというような方針を、町民や議員の皆様にお示しできればというふうに動いております。

以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 指示とモチベーションの関係で、ある程度指示したらやはりボトムアップ形式のほうでいくと、企業というのは強くなると思うので、そうしないと、指示待ち人生、よく前、言われていましたが、そういう形に陥らないために、ある程度、任せるものは任せて、いつ頃まで計画書というふうなものをつくって、ボトムアップ方式でいかれたほうがいいのかなというような気がしています。それでも駄目なときは、ある程度は上のほうから指示を出すというようなことも必要だろうと思いますけれども、やはり、社員のやる気が非常に大事になってくると思いますので、ぜひ、その辺よろしくお願いしたいと思っております。

次に、3問目に移ります。

ガバナンスの対象となる先への補助金の在り方について質問します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

ガバナンスの対象となる3社を、株式会社か一般社団法人か、目的がそれぞれ違うものですから、ちょっと一概にこうだというふうに申し上げることはできませんけれども、基本的には、次に申し上げるようなイメージで私は考えております。

町からの補助金が必要だというふうに考える事業としましては、公共性、例えば、今の3 社というのは、ほぼ第三セクターのような状態でございます。第三セクターは公共性と企業 性を兼ね備えた組織ということでございます。ですので、例えば、大井沢の温泉館の指定管 理などの公共性を伴うものや課題解決型の事業、最初はもうけることができないけれども、 まずチャレンジすることが必要だというような事業、こういった事業は極めて公共性の高い 事業だと考えております。こういった事業に対しては、しっかり町のほうでも支援、補助し ていきたいと考えております。

このため、例えば、総合開発などへの補助については、公共性や緊急性、地域に根づいた 事業であるかどうかという観点から、事業ごとに補助が必要かどうかという基準で予算策定 をしていきたいと考えております。

なお、例えば、月山朝日観光協会については、機動的な実施ができるというのが彼らの特徴でございます。機動的な実施に当たって、交流人口の増加や地域の貢献につながる事業、こういったことには補助していきたいと考えております。

以上です。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 公共性の強い、企業性のある3社については、町からの補助金については対応していくというようなことですが、その間にも、各種団体といろいろあるわけですけれども、この前も、三宅町でしたか、あそこのMiiMoの運営資金で、この団体が資金を徴収というか、使用料を徴収して、運営資金は全部賄えるよというようなことで、町からの補助金はゼロになっているというふうな、この前、説明ありましたのですが、今、黒字になっても、町からの補助金は同じ金額ずっと行っているところは結構あるかと思いますけれども、そうすると、1つの団体つくるともう何年も金が行くということで、資金が何ぼあっても足りないと、こういう形になろうかと思うので、ある程度、そういった意味で、黒字経営になれば、全てというわけにはいかないでしょうけれども、ある程度見定めついたら、町の補助金はカットするよと、そして、町の財政、一般税収7億円切っていますので、その金もそんなにないですから、補助金はだんだん減らしていくよという考えはございますか。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

前述の3社のうち、黒字の心配をしっかりしなくちゃいけないという会社は、西川町総合 開発株式会社だと考えております。

ご指摘のとおり、事業のほうで、今のところ、昨年度の決算では1,500、700の黒字となっております。ただ、事業の細かくセグメントごとに見ていきますと、レストラン事業が一番と、大井沢の温泉館のところがマイナスの赤字ですと、あとは、ふるさとクーポンが赤字ですというような、前回の議会にもお示ししたような経営内容になっておりますが、こういった分析を、黒字だったから大丈夫なのかなというふうに見たところ、そうでもなくて、町が、例えばふるさと納税の委託を総合開発に14%、十数%で実施しているところでございます。これは、委託費が高いとふるさと納税の競争力が落ちてしまうんです。

例えば、さくらんぼが、寒河江市は3,000円のさくらんぼで買い取っていますよと。寒河 江市の場合は3,000円で5%で3,150円でふるさと納税の3割を考えればいい。西川町の場合 は、例えば、総合開発経由なので、14%だったかと思いますけれども、その分、寒河江市よ り高いさくらんぼになってしまうというような問題があって、価格を比較すると、西川町は ふるさと納税の品目では負けるというような状況になっております。こういったことで、な ぜ、この総合開発を通じて高い委託料を納めなくてはいけないのかなど、こういった細かい 議論をすると、必ずしも、今の経営状態が本当の意味での真の姿かというようなところは、 疑問がありますので、そういった町の補助が、無理して企業のために補助している事業になっていないかというのは、今年1年でしっかり整理してまいりたいと思います。それを踏まえて、当初予算のほうに計上させていただきたいと思っております。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 分かりました。

社長や会長、副会長の月山朝日観光協会もありますけれども、団体になっていると、権限 で資金が優先的に行くのではないかというふうな懸念が、誤解といいますか、生じているこ とも確かにあろうかと思いますので、町長が話ししているように、なぜ投入するのか、なぜ 必要なのかという対話をもって説明していくという考えについては、今後も変わりございま せんか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** もちろん、対話を重視してまいるというのは間違いなく実施してまいります。今 月12日にも総合開発の経営状況を町民の皆様にお知らせして、対話をするようなことを考え ております。

それと、先ほど、西川町総合開発株式会社の社長にこの前就任させていただきましたけれ ども、その経緯のほうを若干ご説明をさせていただきます。

本来であれば副町長が、前回は副町長が株式会社の社長に就任するというようなことでございましたけれども、副町長、今、不在となっておりますので、誰かがしなくてはいけない、民間の登用ということも考えましたけれども、予算のほうの手当が必要なんじゃないかということになりまして、私がなるということも含めて考えておりました。

そんな中で、西川町総合開発の問題点の一つとしては、営業力が弱いというところです。 営業力の弱さは、貸借対照表の利益剰余金がマイナスですということに、まずあります。問題が一つあります。この点について、株主を通じて無償減資のほうを求めてまいりました。 そちらの無償減資をしまして、また、ある金融機関から増資に応じてもいいというようなことをお声がけいただきました。この増資の条件として示されたのが、私が取締役になるということでございました。これで、私が町の町長だから就くということではなくて、ここは、私の経営している2つの会社の企業をしっかり見ていただいた上で、私の、菅野としての経営の能力というのを見定めていただいた結果だというふうに聞いておりますので、そういった菅野個人としての、民間としての資質を評価いただきまして、今、増資のほうの手続に入 っております。

以上です。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 今、経営について説明ありましたのですが、前から私も資本勘定についてプラスにして、見た目というか、プラスにしておかないと営業戦略上不利だよと、これは米月山のスズキ専務さんもここで証言していましたのですが、やはり、営業に行ってお断りされたという経緯もあって、早くからそれを、どうですかという、検討会も全協でも話をしたんですが、なかなか、今は考えていないということだったんですけれども、やはり、必ず取引するときは決算書を見せてくださいと来ますので、累積赤字があれば、誰もそんな取引しませんよね。

ですから、ずっと言っていたんですが、今回、減資、増資するというのを、1日のお知らせに載って、皆さんもあれと思った、私もあっと思ったんですが、減資はどういう形の減資、無償減資だよというのは、これ、町の持ち分の減資なのか、もし、町の資本を無償減資するのであれば、町の評価損ですよね。損失ですよね。例えば、1,000万円持ち出した分は800万円にするということですので、そうすると、これ、議会の承認は必要ないんですか。損失については、前もって議会に話ししておくとか、そういうことをしないで、いきなり、議会も話もないし、協議会もないし、ですから、損失については、そういうことであれば、臨時議会でも開く、全協でも開いて、その経緯を説明しないと、例えば、町の分減資、損失200万円出ますと言って、議会がそんなの認めないよと、今年1年間見れば黒字になるんでないかとなると、ちょっと話が前に進まなくなるような気がしますので、議会の承認必要なのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

お知らせの、今回のお知らせです。西川町総合開発町民ミーティングに参加してくださいというお知らせの、この大きいページ、裏面使って1面あるんですけれども、これまで資本の部の黒字化を目指し経費をカットし、単年度利益を目標に実施してきました。今般、社長が現町長へと替わり、減資、増資による経営基盤の強化を実施し、地域課題を解決する機能も併せ持ち、地域商社機能、さらには、かせぐまちづくりの旗振り役として再スタートを切ったところですと、過去形で載っているんですね。これ見て、あれ、減資ってどういう、出資先が民間ですと減資するといってもそんなに簡単にできないでしょうし、町の分の出資分を減資するんであれば、前もって議会の承認は必要なかったのですかという質問です。

いわゆる議会の承認なければ、減資はできないです。町の金が行っているわけだから。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 すみません、無償減資が町の損失になるかどうかというのはちょっとお答えをできないんですけれども、それは、どういった意味で減資が、議会承認が必要になるかどうかというのは、ちょっと整理させていただきたいと思いますが、今、申し上げたのは、その文面がちょっと誤解を生むかなというところでございまして、無償減資のほうはまだしておりません。無償減資は当然、会社法に求められた公告事項ですので、そこは広く株主のほうにお示しして、催告期間というのが1か月ございますので、そこをまだ実施していないということでございます。

ですので、方針としては、減資をして、減資をすれば、増資を取りつける金融機関があるというようなことでございます。それを見据えて、私がここに就任しているということですので、議会の、この書きぶりがちょっと、すみません、誤解を生むようで申し訳なかったんですけれども、ご説明については、今後しっかり減資のタイミングで、前にはさせていただきたいと思います。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) この減資して増資をやって、資本勘定をプラスするというのは大 賛成でございますが、一応、先ほど、例を申し上げました1,000万円、例えば、町の分が 1,000万円出して、今、600万円に減資、無償でするというときは400万円の損失ですので、 それは当然、議会に働きかけて承認もらう必要があるのでないかと。

前から、5,000万円ぐらいの資本勘定マイナスのときに、そういう5,000万円に減資して3,000万円増資したらどうだという話は再三やったんですけれども、そのときも、議会の承認入れられるように町としてもやっていただければという話を、ずっと機会あるごとにやってきたんですけれども、いきなり、ここに減資しましたとこういうふうに書いてありますので、この文章を見て、あれ、我々には何の説明もないなというふうに思っておりましたので、やはり、行政と議会の関係ですから、我々はチェック機能としてやっぱりいろいろ見ておりますので、ぜひ、その辺が必要であれば、まだ、即、減資、増資手続に入ったわけではないでしょうけれども、ぜひ、この辺は抜かりなくやっていただかないと、議会としての不信感も出てきますので、ぜひ、この辺よろしくお願いしたいというように思っています。

じゃ、時間ないので、次の雪対策にいきます。

空き家の雪対策はということで、次の2枚目です。

今年の冬は大雪に見舞われました。除雪や雪下ろしがなされないまま空き家が多く見られ

一部崩壊している空き家も多くありました。また、通行に危険を及ぼすほどのものもあり、 来シーズンに向けた雪対策は大変重要であると。質問いたします。

質問1、現在の空き家は何件くらいあるのか。また、そのうち所有者と連絡取れない物件 は何件ぐらいあるのかお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ご質問にお答えします。

空き家の件数並びに所有者との連絡が取れない件数についてでございます。本町の空き家の件数については、令和3年9月に町全域を対象にした実態調査結果では172件でございました。

空き家の所有者との連絡がついていないという空き家は、現在ございません。 以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 連絡取れないところはないということで、確認しました。

通行に危険を及ぼすような空き家が、今シーズンも問題になったわけですけれども、ますます増えてくることが予想されます。今のうちから対策を取っておく必要があろうかと思いますが、連絡取れない先はないというふうなことで、原則、所有者が雪対策、雪下ろしについてはやるというのが、一応原則ですけれども、今年の冬についても、そういう考えでいくというようなことでよろしいんでしょうか。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、議員ご指摘のとおり、当然、空き家、これは当然個人の財産で ございますので、今年の冬も当然のことながら、管理というのは所有者または管理者が行っ ていくと、こういう基本的な考え方に変わりはございません。

以上であります。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 分かりました。

去年と同じような形での雪対策というようになろうかと思いますので、了解しました。 次に、問2、除雪や雪下ろしは同時期になることが多く、人手を確保することは作業する 人の高齢化等もあり困難な状況にあります。今後人手をどう確保していくのか対策がありま したらお答えいただきたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答えいたします。

除雪や雪下ろしの人手確保の対策についてでございます。冬期間の除雪や雪下ろしは、本町に住む私たちにとって欠かせない作業、この前の町民アンケートでも、最も重要性が高く緊急性が高いというアンケート結果でもございました。特に高齢者の皆さんにとっては非常に負担のかかる作業だと考えております。

令和4年4月1日現在、町内1,798世帯のうち65歳以上の高齢者のみでお住まいの世帯が613世帯と35%に上ります。これらを踏まえまして、本町では、高齢者世帯等除雪支援事業を実施し、町内に住所を有する方で、自力で除雪できない65歳以上の高齢者や重度障害者のみの世帯に対して、雪下ろしや玄関から公道までの除雪に要した経費の半額を補助しております。令和3年度におきましては、122世帯に対し総額580万円の補助金を交付いたしました。交付の最も多い雪下ろしで約334万円、件数として最も多いのは玄関から公道までの除排雪で、延べ1,200日を超える実施日数となっております。毎朝の除雪作業が困難となっている世帯が増えていると捉えております。

議員ご指摘のとおり、除雪や雪下ろしの人手の確保は、本町において重要な課題でございます。この課題に対応するため、今定例会に提出しております一般会計補正予算には、国からの特別交付金の対象となる地域おこし協力隊インターン制度とお手伝いと旅行を掛け合わせた地域の季節短期的な人員不足の解消を図るマッチングサイト、おてつたびとを併せた事業に取り組む経費を計上しております。

国の地域おこし協力隊インターン制度で短期的に訪れる若者が、旅をしながら本町の除雪や雪下ろしの仕事をしていただき、人員不足の解消を図っていこうと行う事業でございます。 おてつたびや地域おこし協力隊インターン制度は、様々な仕事に活用できますが、まずは、 今年度の冬の除雪や雪下ろしの人手不足の解消対策として実施していきたいと思います。

なお、おてつたびのほうは、手伝いに来ていただく方にどういうことを求めているかということを事前にお示しする必要があります。そこには、町の除雪作業で高齢者でお困りの方、または、一般の家庭でもなかなか除雪ができない方を対象にして、除雪を手伝ってほしいというようなメッセージを出して、おてつたびのサイトに掲載したいと考えております。 以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** 外からの手伝いをもらうというのは、大変大賛成であります。し

かし、西川町の屋根というのは、安全ベルト、安全のひもがけするような機能がありませんので、なかなか危険性を伴いますので、ボランティアしたからすぐ雪下ろしできるかというと、なかなかできないです。西川町の若い人でも、屋根に上がって雪下ろしの経験ある人は少ないというふうに思っております。私も社協にいたときは、雪下ろししてくださいと同時に来るんです。1メートルぐらい降ると、年寄りはもう心配で心配で潰れるというようなことで、よく電話来ましたんですけれども、そういった面からいっても、なかなかすぐはできないわけで、こういった面では、安全に雪下ろしできるというふうな研修会も年に1回はやっているようですけれども、ぜひ、雪下ろしの研修会とか、町民の方もそういう方向でやっていかないと、なかなかお年寄りが増えてきていますので、雪下ろし満足にできないお年寄りに対して、安心して暮らせるために、はい分かりましたと、すぐ行くというわけにはいかないでしょうけれども、待っていていただければすぐ行くよというふうな体制にできるような研修会をしていかないとまずいんじゃないかと思いますので、そういう雪下ろし対策の研修の体制みたいな設ける予定があるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- **〇荒木政策推進課長** ただいまのご質問についてでございますが、ご指摘いただきましてありがとうございます。

現在、町が主体的に雪下ろしなどの除雪作業の研修会というものは、これまで実施しておりませんでした。ですので、このたびのおてつたびの実施に併せて何がしかの研修や作業の安全性を確保するということについては、対策を講じていきたいというように考えてございます。ただ、おてつたび以外の方の町民全体の冬の作業の安全性を確保するための確保ということについても、今申し上げたとおり、研修事業等について、これまで取り組んでおりませんでしたので、関係の皆様と協議をさせていただいて、実施が必要だというような認識が高まれば、町民対象の取組についても考えていきたいというように思っております。まずは、そういったことについて認識新たにいたしましたので、まずは対話を進めて、必要な対策を講じていきたいというように考えます。

以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 今年の冬も相当雪ありましたので、来シーズンに向けて、老人が 安心して暮らせるような体制を取っていただければ、大変ありがたいと思います。

次に、3番目に移ります。

安全・安心の観点から総合的な雪対策が必要と考えます。補助金はいろいろありますが、 利用についての制限もあると思います。町民が安心できる具体的な雪対策について質問します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** お答えいたします。

通告にあった空き家の冬の管理状況というのは、特段なくてよかったんでしょうか。それ はなくていいですね。

では、総合的な雪対策ということでお答え申し上げます。

先ほど申し上げました除雪の雪下ろしの高齢者世帯等除雪支援事業のほか、地域おこし協力隊インターン制度を用いた除雪、雪下ろしのサポート、また、これまで行ってきた建設業者の除雪委託といったほかに、今後は、町内の地域において、除雪ボランティアを組織して取り組んでいる地域もございます。こちらの除雪ボランティアをうまく活用していきたいなというふうに考えております。

現状、地区単位でこういった除雪ボランティアが行われている地区もございますけれども、小さな地区においては、そのボランティア組織が活動できなくなっていることも現実でございます。今後は、このような区で組織している組織ボランティアを地域の枠にとらわれず、本町の新たなコミュニティーづくりにつなげていく観点から、地域を越えて助け合う仕組みづくりを、今年の冬、試行的に取り組んでまいりたいと考えております。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 最後の質問します。

西川町は大雪地帯です。今後、雪下ろしをしなくてもよいように、設計段階で片方に雪下ろしなさいというような指導した上で、設計を許可するとかというような考えがあるかないか。前、この団地造るとき、片屋根にして、一方的に下ろして、後でざあっと除雪したほうが簡単じゃないかと話ししたことあったんですけれども、個人の自由だからというふうなことで、結局雪下ろしに大変だという意味合いがありますけれども、こういう設計段階からそういう指導を今後なさる予定あるかどうか。多分難しいと思いますけれども。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- ○眞壁建設水道課長 今現在、リフォーム補助金のほうで、雪対策を考えた場合に補助制度が ございますので、その辺をPRして、強制的にはできないと思いますので、その辺をPRし て、なるべく皆様が雪下ろしで困らないようにしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 以上でございます。ありがとうございました。
- ○古澤議長 以上で、5番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

◇ 佐藤光康議員

〇古澤議長 続きまして、4番、佐藤光康議員。

〔4番 佐藤光康議員 質問席へ移動〕

○4番(佐藤光康議員) 4番、佐藤光康です。

今日は、2点について、新型コロナ対策と持続可能な森づくりについて、2点について質問いたします。

最初、新型コロナウイルスの関係ですけれども、現在の町内の感染状況、町内の病院のコロナ専用病棟の使用状況はどうなっていますか。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 佐藤光康議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の町内の感染状況並びに町立病院のコロナ病床の使用について でございます。

初め、本町の感染状況についてでございます。本町における感染者の延べ人数は、令和4年8月末現在、男性が127人、女性が146人、合計273人でございます。年代別で最も多いのは10代の40人、次いで30代の38人となっております。最も少ないのは90代以上の13人、次いで20代と80代がそれぞれ19人となっております。

次に、町立病院のコロナ専用病床の使用状況について申し上げます。町立病院では、山形県からの要請を受け、協力医療機関として令和3年10月から専用病床1床を設定、令和4年1月からさらに1床増床し、現在、即対応病床2床を確保して対応しているところでございます。受入れの手順については、山形県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部が各フェーズにおいて病床確保に関する基準に従い、重点医療機関及び協力医療機関の確保要請があったときには、速やかに専用病床を確保し対応することとなっております。町立病院では、

これまで1月と3月にそれぞれ1人の受入れ実績がございます。しかし、第6波、第7波の 到来とともに、いずれの病院でも医療スタッフに陽性者や濃厚接触者が出て、病床は確保し ても医療スタッフの確保に苦慮しているというような状況でもございます。

今定例会に提出しております病院事業会計補正予算には、医療従事者宿泊施設確保対策などの費用を計上しておりますが、今後も、病床確保の要請に備えてまいりたいと考えております。

また、オミクロン株に置き換わってからは、新型コロナウイルス感染症に由来する肺炎など重症化はほとんどないようでございます。が、重点医療機関では、回復後のもともとの病気が問題となっているようでございます。町立病院では、今後、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院の受入れなどの後方支援について、地域医療の崩壊を防ぐためにも責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) コロナ陽性者が、非常に、今、増えていまして、保健所からの指示が、今までは感染した日1回は当然あるわけですけれども、その後の連絡は全く今はないような状況になっているそうです。

今、町内で自宅療養者が増えています。自宅療養になった場合に、何も連絡が、町からも 県からも来ないと。いかにこの家族の中で増やさないかと、非常に悩んでいると。あと、感 染者のごみが出ます。それを町のごみに出していいのかどうかとか。いろんな不安を持って いる方がおられるようです。ところが、そういうことに関しては、一切、保健所に1回連絡 したきりで、何もないんだそうです。

ですから、そこら辺の何か、もし感染した場合に、家族にうつさないようにするにはどうするかとか、注意点とか、そういうものがあってしかるべきだと思うんですけれども、町だけの問題じゃないでしょうけれども、この問題ではどうでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。
- **〇佐藤健康福祉課長** 佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

今、保健所のほうの対応のほうでもお話をいただきましたが、保健所への業務支援で私も 一度行っておりますので、そのときの経験を基にお話をさせていただきますと、1日の陽性 者数が非常に多いものですから、保健所のほうも疫学調査についてもそれほど突っ込んだ話 にはなりませんし、説明に関しても、例えば、ホームページ等で見られるものであれば、そ ちらのほうでご確認くださいという説明にとどめているところでございます。

町のほうからという話もありましたが、現状、自宅療養者の見守りに対する県との支援の関係がございまして、65歳以上の方については、こちらのほうでも情報共有させてもらっておりますが、そのほかの方々については、町としても、どなたが陽性者になっているのかということを把握できてはおりません。ですので、先日、ホームページのほうには追加をしておりますけれども、自宅療養者の対応については、町のホームページから県の専用のホームページのほうにリンクをして確認していただけるようにしておりますし、もし、ご質問があれば、健康福祉課のほうでもある程度お答えはできるようにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 自宅療養者に関しては、素早い町の対応でホームページにも載せていただきました。

やはり、ネットを見られない方も、多分、高齢者の方もおられるでしょうから、ぜひ、そこら辺は、県のほうに働きかけるとか、ぜひ、そこら辺はお願いしたいと思います。

次、質問2に移ります。

発熱した患者さんの町立病院での時間外、休日の対応は一体どうなっているかということ をお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ご質問にお答えいたします。

発熱した患者さんの町立病院での対応でございます。新型コロナウイルス感染症の相談窓口は、症状がない場合は一般コールセンターや厚生労働省の電話にまずかけると。発熱やせきなど症状のある場合は、かかりつけ医療機関があるときはかかりつけ医療機関に電話、相談の上、発熱の患者診察検査を行うこととなっております。かかりつけ医療機関がないとき、または、休診のときは、受診相談コールセンターに相談することとなっております。夜間や休日に受診を迷われるときは、受診相談コールセンターや緊急電話に相談いただくことになりますが、町民の皆様にとって一番身近な町立病院に、コールセンターにつながりにくいとか、せきや熱が出て体調が悪い、身近にコロナ陽性者が出て心配だなどの問合せをいただいております。

町立病院では、その方の症状により診察の判断を行うことになります。県からも医療機関

の適切な受診についてお願いしているとおり、緊急の診察が遅れないよう、軽い風邪の症状だけのときや重症化率が低いときは、解熱剤の対応や平日の日中のかかりつけ医療機関での 適切な受診などをお願いしているところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 西川町立病院は、当番医の場合は、休日はあるわけですね。やはり、例えば、朝日町立病院は、当番医も結構あるわけです。それで、どうなっていますかと聞いたんです。女性の事務長さんが出まして、発熱した場合でも診察はしますと、抗原検査をしまして、そして、コロナだったらすぐ対応すると、でなければ別な対応をすると、そういう丁寧な対応をするという話をしていました。ですから、朝日町立病院は、山大の病院から来ていると、西川町も同じです。西川町も毎週当番医になっています。

ですから、そこら辺の、いろんな事情があるかもしれませんけれども、やはり、基本的にはしっかりとこういうやり方で進めていただきたいと。もしできない場合も、もしかしたらあるかもしれない。そういうときは、やっぱりきちんと本人に説明していただきたい。こういう理由でできないんですと。ですから、あの人がやられてできて、何で私ができないのと、いろいろとありますから、ぜひ、そこら辺のしっかりとした説明も含めて、対応をお願いしたいということです。

そして、やはり、精神的にも体力的にもより弱い形で病院に行きますから、今、こういう 状況ですからここはできませんけれども、この病院がありますから、ぜひこちらに行ってみ てくださいとか、そういう患者さんに寄り添った対応をぜひお願いしたいというふうに求め ていきたいと思います。

次、質問3に移ります。

国民健康保険の新型コロナ感染者の傷病手当金の利用はどうなっているかお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 新型コロナウイルス感染症の傷病手当の支給についてお答え申し上げます。

本町では、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合、または、発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、休みやすい環境を整備するために、国民健康保険において、被保険者からの申請に基づき、傷病手当金を支給する制度を創設しております。この制度は、令和2年1月1日から適用しており、感染症の拡大に伴って順次期間を延長、現在は令和4年9月30日までとなっております。

令和3年度の支給実績については、山形県全体では13件の申請、計110万2,667円が支給されておりますが、本町での申請、支給の実績は現在ございません。

〇古澤議長 4番、佐藤光康議員。

以上です。

○4番(佐藤光康議員) 本町では利用者いないということです。

今、コロナが非常に感染が増えまして、町内の自営業者の方も非常に増えています。自営業者でも、事業主はもらえないですけれども、家族の従事者は休業手当をもらうことができるんです。ですから、多分知らない方も多いと思うんです。ですから、自営業者の家族従事者ももらうことができるということを、ぜひ、今回、手続も非常に簡単になったそうです。医療手続もなくなったということだそうです。ですから、全く該当しない方はいないわけで、ぜひ、この機会にしっかりと町民の方にお知らせか何かで説明していただきたいと思います。あと、事業主は今ちょっともらえない状況になっていますけれども、ほかの市町村では、やはり、国民健康保険で事業主ももらえないのはおかしいんじゃないかということで、今、事業主がもらえるような形で、今、各市町村でやっているところもあります。そういうのも、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 佐藤光康議員のご質問にお答えをいたします。

傷病手当金につきましては、この制度が始まったとき、さらに、適用期間が延長になった際にはお知らせ、あるいは、町のホームページ等のほうに掲載をして紹介をしてきたところでございました。

先ほど、町長のほうから、本町における申請者はいないということでお答えをしておりますが、その原因といたしましては、うちの当課といたしましては、申請に事業主の証明等も必要というようなこともありますし、どうしても事務手続が煩雑と捉えられている部分があるのではないかという可能性を否定できておりません。また、感染あるいは感染疑いにより、仕事を休まざるを得なくなった場合でも、勤務している事業所から休業手当等を受けた場合には支給額がゼロになることもございますので、これらが、これまで申請のない原因になっていたのではないかというふうに考えております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、制度の広報について、これまで適用期間の延長とか、 そういった節目にしか行ってこなかったというふうなこともございますので、対象になり得る被保険者全てから制度を認識していただいているかと問われれば、確かに、まだ広報に取 り組む余地はあると考えております。

なお、事業主につきましては、こちらのほうで制度等を研究調査を行いたいと思います。 以上でございます。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) ぜひ、そこら辺を町民に知らせていただいて、きっちりともらうことはもらえるというふうにして、やっていただきたいと思います。

次、持続可能な森づくりについて質問いたします。

質問1、町は、町有林を各区に貸し付けていますが、収益が上がらず、各区の大きな負担になっています。また、各区の所有する森林や共有林の固定資産税の支払いも限界に近づきつつあります。町は、このような課題解決のために、どのように取り組もうとしているのか、お聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 町有林の運営形態や共有林などの、どのように取り組んでいるかと、町の取組についてご質問いただいております。ご回答いたします。

令和4年度における町有林の貸付料は14地区で合わせて430万6,500円、面積は7,035万4,191平方メートルとなっております。また、この貸付料を財源としまして、基幹林道維持管理費委託、林道等維持管理交付金、林道等維持管理事業補助金、林道整備事業補助金など、各地区の受益となるような目的を持った維持管理費用に充てているところでございます。

一方で、各地区とも人口減少や世帯の減少、また、山林収入の減少から、貸付料の負担が 年々厳しくなっているとの意見を町有林運営委員会においていただいております。しかし、 町有林野の実質的な所有者はそれぞれの区にあること、また、貸付料は固定資産税的な性格 もあるものですから、これまでも理解をいただいていると捉えております。

今後は、森林環境譲与税などの財源を充てまして、林道の維持管理の区、地区負担の軽減や地区の管理負担を軽減しながら、山林収入を得られるような支援策を講じていきたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) この貸付料の額、非常に一番多い区では100万円近くなるわけです、 91万円。この決めた貸付料というのは、木材が非常に高かった時期でした。それが、今、3 分の1とか4分の1まで下がっていると。ですから、木材の価格が高いときに決めた貸付料

をそのままずっと維持して、どれだけ木材の価格が低迷していても貸付料の金額が変わらないというのはおかしいように思いますけれども、下げられるんじゃありませんか。下げるべきじゃありませんか。

- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

町有林の貸付けの貸付料についてでありますけれども、現在では、ただいま町長からもありましたように、貸付料そのものが固定資産税的な役割を担っているというふうに捉えておるというのは、捉えているところでございまして、現在は、この固定資産税率の2分の1に相当するような貸付料を納入いただいているというものでございます。

昭和29年10月に4村が合併いたしまして、西川町がスタートしたわけでございますけれども、その合併の際の協議の中で、この旧村の村有林、村の山については、十分な協議がなされたものとお聞きしておりまして、そのときに貸付料を算出、協議の上決定しておりますけれども、その後、議員ご指摘のような山林を取り巻く社会的な情勢等もあり、昭和48年頃ですか、見直しが行われて、現在、冒頭申し上げましたような形の固定資産税相当額の2分の1程度の貸付料になっているというふうに理解しておるところでございますので、社会情勢等も捉えながら、この間、貸付料の協議、決定がなされてきたというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

〇古澤議長 質問の途中でございますけれども、ここで昼食のため休憩をいたします。 再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

- **〇古澤議長** 休憩を閉じ、会議を再開します。
 - 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 林業分野で大きく変わったことがあります。それは、県と国から、県と国の事業ですけれども、県の、山形県のやまがた緑環境税、そして国の森林環境譲与税です。この2つの税について簡単に説明してください。それから、町に入ってくる金額も教

えてください。

- 〇古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。
- **〇工藤産業振興課長兼農委事務局長** 山形県緑環境税、さらには森林環境譲与税というふうな ことでございます。

まずは、山形県緑環境税につきましては、これにつきましては、県民1人当たり1,000円、税金としていただいて、それを広く県内の林業振興関係に使っていただくというふうなことでございます。

本町につきましては、西山杉の利活用というふうな視点の中で、緑豊かな森林環境づくりというようなことで事業をいただいておりまして、特に小中学校の西山杉の木工教室、さらには西山杉の活用というようなことで、賀紙、賞状その他、そういった事業に使わせていただいておりまして、合計200万程度の事業として頂いているものでございます。

さらには、町内の里山林整備事業というようなことで、県道沿いの環境というようなことで、年間、大体200万ぐらいの景観を、森林の景観整備をしていただいておりますが、それの活用もさせていただいております。

あと、町内におきましても、森林の環境の関係、県のほうが直轄で事業を実施しているものですが、森林の間伐事業等の事業にも活用していただいているというようなことで、そのようなもので緑環境税を使わせていただいているというものでございます。

続きまして、森林環境譲与税というようなことでございます。

現在、森林環境譲与税につきましては、町内に2,300万程度の譲与税を頂いているところでございまして、将来、令和6年度に満額になりまして、2,800万の交付が予定されているというものでございます。

これにつきましては、現在、活用というようなことにつきましては、森林等の整備関係です。まずは、令和2年7月の豪雨災害がございました。それで、やはり公共災害に該当しない部分が多数ございます。そういう意味で、単独で町道等の整備、林道整備を図らなきゃいけないというふうなことでございまして、それら含めて1,300万のほうで、令和3年度決算で申し上げますと、そのような形で活用させていただいております。

さらには、林道維持管理というようなことで、もの、そしてあと新たな森林経営管理制度 というようなことで、後ほど質問にもありますが、そういったところで、制度の導入に係る 委託関係というようなことでございまして、合計、年間1,500万ほどの整備として、残りの 部分につきましては、基金のほうに積立てをさせていただいて、今後の活用をさせていただ くという予定になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 緑環境税、国の森林、県森林環境譲与税、要するに、町、日本の山が非常に荒れてきているということで、山の持ち主、山村地域だけに負担させないで、もう県全体で、国全体で支えていこうと、そういうふうな趣旨で間違いないわけです。そういう趣旨で、今、国も県も1人1,000円、国も1人1,000円、2,000円出すという形になってきているわけです。区民にしますと、緑環境税1,000円払うと。森林環境譲与税1,000円払うと。

ところが、それに貸付料、町が区に貸し付けている貸付料があります。それが、今、町、区の森林の収益が上がらないということで、結局、皆さん方が区で集めて、そして何とか貸付料を払っているというのが現状なわけです。例えば、ある地区では、年間1万円、区民からお願いしているそうです。

ですから、こういうことは、やっぱり、新しい仕組みで、今、県とか国全体で負担、森林 のある町、区民の負担を減らそうとしているわけですから、逆行しているんじゃないかと思 うわけです。ですから、ぜひ、今、そういうふうに、西川町の仕組みもやはり変えていくと きに来ているんじゃないかと思うわけです。

ですから、そういう点を考えると、やはりこれは、今までの貸付料をそのまま区からもらって、そして区民にお金を払わせて、そういうのでいいのかどうかということになっている わけです。なってくるわけです。

ですから、町が貸している貸付料、やっぱりこれをぐっと下げるべきだ、負担は町がすべきでないかというふうに、契約はそのままにして、そういうふうに思うわけですけれども、いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** お答えさせていただきます。

議員のご質問に対しまして、ただいま山形県で実施しております緑環境税、さらには、国のほうで実施しておりまして、令和6年度から国民の皆さんに課税されると言われております森林環境譲与税、これの使い道、活用については産業振興課長からお答えがあったとおりでありますけれども、この議員のご質問、森林環境譲与税、これらを、町有林、これらの関係、区のほうにの貸付料へ充当することができないかというようなご質問というふうに承ったところでございますけれども、これらについては、森林環境譲与税の活用については、既

存、既に行っている事業、これらへの充当ができないというふうに私どものほうは確認をいたしておるところでございますので、森林環境譲与税で貸付料のほうに充てるということは 現段階ではできないものというふうに理解しておりますので、よろしくご理解くださるよう お願いいたします。

以上であります。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 産業振興課長、森林環境譲与税の目的について説明をお願いします。
- 〇古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。
- ○工藤産業振興課長兼農委事務局長 森林環境譲与税につきましては、まずは、市町村におきまして、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることにされているというようなことでございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 今、森林整備とありましたけれども、各区が一生懸命森林整備をしているわけです。ですから、当然それは該当するというふうに私は思いますけれども、ぜひご検討をお願いいたしたいと思います。

それから、町有林で区に貸し付けている中に、山形県林業公社と各地区の分収造林というのがあります。これは、90年間に契約期間が延長されまして、町内で最も早い契約終了が令和41年です。令和41年ということは、今から40年近く先の話で、もうここにおられる方はほとんどいないような気もしますけれども、そういう先のことで、全くそれも、その分も区で貸付料を払っているわけです。全くお金にならないのを、ただ何もしないで、貸付料だけ払わせられている。これはあまりにも、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思うわけです。

もう一つ、それから町営造林があります。町と区のやっている町営造林がありますが、これ、60年契約ですけれども、契約期間が20年先もある場合もあったり、もうそろそろ契約期間が終わるところもあります。ですから、でも大体は、当分収益が見込めないところが非常に大部分のようです。

ですから、町が貸している町有林で山形県林業公社との分収造林、それから町営造林の貸付料は、最低、これは町が負担すべきじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 議員おっしゃるとおり、公社造林につきましては、これまで60年、70年というふうなことでしておりましたが、長伐期政策ということで、90年、100年というふうなことで契約変更がなされました。

そこで、分収割合につきましても、公社6、地元4というふうなことでなっておりましたけれども、公社が7、所有者が3割というなのに変更というふうなことで、ここ五、六年前に契約の変更をしたところでございます。

あと、町の町有林につきましても、今現在、60年というふうなことで、分収割合について は地元が6、町が4というふうなことで契約を結んで、60年でございます。

ただ、公社関係につきまして、全て当時契約をして、全て公社のほうで契約をして、そして公社のほうが占用して、管理も全て公社のほうでやっているというふうなことでございまして、それで、地元が関わっていないという、そのために、皆さん、公社造林というふうなことに大分、全体の、町だけで、町有地だけですと685~クタールでございます。やっぱり、そのような形の中で、公社造林に契約をした地区はこれだけいるということでございました。ただ、それをしているから町有地貸付け等を町が払うべきでないかというふうなことでございますが、これは全く、それとは全く別ということで、公社と地域が、町が、町有地になっていますので、町で、町長が契約者になっていますが、基本は、全て、今、契約した金額は地元に入るということになります。したがいまして、町には一切そういうお金は入ってこないというわけでございます。その関係で、町が貸付料を、町が免除して、そして公社のほうから頂いた金は地元でもらうというふうなことは、それは全くできないということになると思います。よろしくお願いいたします。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 山形県林業公社のほうも、これだけ木材が低迷して、今まで契約が6対4、4割が地元だったんです。ところが、状況が変わったので、もう7対3にしますよと。もう地元は3割ですよと。うちらも泣く泣くこれをのんだんです。

そして、今度は、平成16年ですけれども、契約期間が60年間だった。それが、もう、ちょっと見込めないから90年間にしてくださいと変えたんです。

ですから、これだけ変えているということで、もう収益が全く見込めない。そういうふうに、状況に変えているわけです。

ですから、町も、同じように、昔と同じように、木材が高いときと全く同じように、貸付料を同じ金額で国に払わせて、そして県民税も国の税金も払わせる。これはあまりにもひど

いというふうに思うのですけれども、やはり、林業公社も変わったと。県も国も変わってみんなで支えていこうというところで、やはりこれは、町がちょっと検討すべきときに来ていると思いますが、ぜひお願いしたいというふうに思います。

令和3年度の決算で見ますと、実際に町で林業に使ったのが2,200万です。県の補助金は、 林業関係では800万、そして森林環境譲与税は、今年2,300万ですけれども、去年は1,800万 でした。ですから、県と国から2,600万円が町に入っているんです。そして、実際林業に使 ったのが2,200万ということで、やはりある程度、残りは、令和3年度では、結局予算を使 わないで不用額で、600万ぐらいが不用額になっていると。そして、積立てが200万になって いるという状況ですから、当然検討はできると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと。 町長、いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ご質問いただきありがとうございます。

林業をめぐる昨今の潮流というのは変わってきておりますというか、また、資材の高騰や下落、資材の高騰、木材の下落など、厳しい環境にあると思いますので、こういった外部環境を踏まえて、町のほうも政策を打たなくてはいけないと考えております。

これまでは、林業となると、私の、うまくやっている行政はどうやっているかということで申し上げますけれども、今、環境省の担当と農林水産省の林業部門の担当が同じくなってきたりしているわけです。同じような。ただ、今の西川町においては、環境省の対応は恐らく町民税務課ですよね。環境省の事業は、こういった森林の維持というようなことに使えるお金もあるわけです。ですので、そういった、今までにとらわれない、国のほうも、林業政策が環境省でなりましたよということであれば、こういった環境省の取組も踏まえて、情報をしっかりキャッチして対応してまいりたいと思っております。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 今の町長の発言は質問2に関係しますので、またお願いします。

もう一つ負担が、山の固定資産税、区の所有林、区で所有している森林もあるわけです。 ある地区では固定資産税が25万円かかっていると。毎年、どうやって収益がないのに払うか ということで、本当に困っているという話です。

それから、共有林です。10人ぐらいで共有林を所有しながらやっているところがありますけれども、たくさんありますけれども、その相続する方もなかなかいなくなったり、亡くなったり、だんだん、残った方に固定資産税がだんだん増えてきているという状況で、本当に

困っている方がたくさんいます。

ですから、そこら辺で、区の所有林とか共有林を町が買って、町で稼ぐ森林づくりとか、そういうことにできないのかどうか。そこら辺、いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。
- **〇工藤産業振興課長兼農委事務局長** 町が民有地を購入して、森林整備等を図っていくという ことにつきましては、それは、今のところはできないということでございます。

ただ、森林経営管理制度というふうなことで、前に議会の皆さんにもご説明を申し上げましたけれども、地元の方が経営管理ができないという民有地につきましては、林地につきましては、町がお預かりをして、それを広域にまとめて、それで、間伐を入れながら、できるだけお金にしていくという制度は可能ですけれども、町が購入して、それを整備を図るということは現段階ではできないということでございます。よろしくお願いいたします。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 町で買っている、民有地を買っているところはないかということで調べましたら、東京都で、多摩川の上流、あそこの、水道水に、水源地になっているので、東京都の多摩川水域でも、非常に、水源地で森林が荒れてきているということで、そこら辺の民有林を買って、そして都で、東京都で整備しようというふうに今やっています。

ですから、西川町も、水道の水源地になっているわけですから、ぜひ、そこら辺も検討する価値はあると思いますので、ぜひ、遅くなったらおしまいですので、ぜひよろしくお願い したいと思います。

じゃ、次、質問2に移ります。

近年、気候変動による豪雨が続きまして、林道の崩壊、倒木や流木による洪水災害、非常 に多発しています。森林の荒廃を防ぐために、町はどのような対策を立てて、考えているか お願いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。質問2。
- **〇菅野町長** お答え申し上げます。

本町の森林の面積は、3万5,000~クタールと広大な面積があり、その3分の1以上が、1万3,000~クタールが民有地、そのうち5,000~クタールが人造林と、県内でも有数の面積があります。しかし、林業の所有者の高齢化、先ほどご質問でもお答えさせていただいたとおり、各地区の人口減少などにより、十分な体制ができていない状況となっております。

その中で、ご質問のほうは町の政策ということでございますけれども、まず、国の政策と

してこのようなものがございます。

国では、平成23年度、森林法改正により、面的なまとまりのある森林を対象に、施業集約 化による整備促進や効率的な林道整備も含めて進め、持続可能な森林経営を確保する森林経 営計画制度が平成24年4月から施行されました。

本町では、西村山地方森林組合が連携し、森林経営計画を西村山森林組合が策定して、経営計画認定を町が行ってきておりました。平成25年からは、岩根沢、綱取、間沢、海味、睦合、さらには小山地区に各5年の経営計画を策定し、森林所有者が負担のないようにしながら事業導入を図り、合計1,000~クタール弱を、間伐や作業道の整備を図ってまいりました。国の制度を利用してまいりました。

もう一つ、国の制度ですが、平成30年5月25日に森林経営管理法が成立いたしました。遅れます、その後、平成31年4月1日に施行され、森林経営管理制度、先ほどは計画制度でしたけれども、管理制度がスタートいたしました。森林管理制度は、森林経営計画の対象とならない小さな面積を対象として、手入れの行き届かない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託、つまり経営管理権の設定を受け、森林組合のような林業経営者に再委託するとともに、林業に、経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度でございます。

町では、この制度の積極的な導入を図るために、当面は、高齢化や人口減少が著しい小山 地区をモデル地域として設定して、経営管理権集積計画の策定、さらには経営管理実施権分 配計画を策定し、5年間の利用間伐や作業道開設に積極的に取り組んでおります。

今までが国の制度でございます。

ただ、しかしながら、町の制度というのが、すこぶるこのあたりが弱くて、1つございます。

町単独の間伐事業として、町単間伐整備促進事業、全体の2分の1の補助ですけれども、 約21~クタール、僅かではございますけれども、整備を行っております。関係団体との連携 により、荒廃対策などを実施しております。

今、申し上げたように、議員ご指摘のとおり、町独自の林業の管理、整備計画というのが やや弱いような事業になっておりますので、このあたりは来年度の当初予算のほうにまた、 こちらの制度の拡大なのか、新しい事業なのかをちょっと考えていきたいと考えております。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 非常に、100年に1度の豪雨災害とか言われますけれども、非常に増えてきています。令和2年の西川町の豪雨災害、災害復旧費に令和3年で約5億円使いま

した。その中で、約1.5億円が林道関係なんです。ですから、3分の1倍が林道関係の復旧に使っていると。ほかの農業関係も、土砂崩れとか、それもやっぱり山に起因したものが結構多いわけです。

ですから、やはり、令和2年の災害が今、繰り返し起きるような時代になってきています。 ですから、それに対応した災害に強い山づくりが、今ちょっと、町も真剣に考えていくとき に来ているんじゃないかというふうに思うわけです。

ところが、国のほうでは、2018年、安倍首相のときは、もうかる林業ということで、いかにもうけるかということで、大型・高性能機械をばんばん導入して、10トントラックがばんばん走れる林道にして、そしてばんばん切って、ばんばんもうかるような仕組みにしようということで、国のほうでは動いてきました。作業道も、今、大型機械を入れるためには2.5メートルから3メートル必要だと。それで、非常に、災害に遭ったところが増えています。

先ほど、町長が丸森町のボランティアをなされたというふうにお聞きしました。丸森町も、そういう、作業道に起因した災害が非常にあったようです。丸森町は、今、そういう、環境保全型の方向でいこうということで、今、大規模伐採ではなくて、自伐型林業ということが今出てきています。

石破茂さんが地方創生大臣のときに自伐型林業を進めまして、石破さんは、地方創生の鍵が自伐型林業だということで、大分動き始めたんでした。そういう中で、今、全国でも、若い方が林業をやっている方が、地域おこし協力隊などになりながらやっている方が増えてきています。そういう環境保全型に変えていく必要があると思うんです。

それで、質問3に移ります。

持続可能な森づくりについて町はどのように考えているかお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 持続可能な森林行政ということでご質問いただきました。

先ほどからご指摘があり、ご回答させていただいているとおり、森林環境譲与税が、令和5年度現在で2,300万円が交付されております。令和6年からは2,800万円が交付される予定となっております。

森林環境譲与税は、先ほどもお答えしましたけれども、市町村においては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の普及促進などの森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。本税により、山村の、これまでの手入れが十分に行き届いてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部が山村地域で生産された木材を利用する、そう

いったことにつながる取組であると期待しております。

本町では、現在、令和2年7月豪雨災害における林道災害復旧並びに林道の維持管理事業に活用させていただいておりますが、特に今年からは、基幹林道につきましては、全ての基幹林道を町が維持管理するということにいたしました。このように、今後、さらに持続可能な森づくりに活用させていただきたいと考えております。

町が実施する森林経営管理制度につきましては、先ほど申し上げた小山地区をモデル地域 としてスタートさせております。今後、さらにエリアを拡大させていきたいと考えておりま す。

また、各地域と町で分収契約による町営造林が町内に41へクタールあります。その中で、 令和8年度に分収契約が満了する面積が100へクタールございますので、この伐採による森 林の活用、さらには今後の経営管理体制についても、地元区民の皆様と対話により方向性を 定めてまいりたいと考えております。

さらに、先ほどの持続可能な森づくりの面では、今申し上げたのが農林水産省の政策でございます。これからは、地域循環共生圏という環境省の事業もございますので、そちらで、西川町の面積をもってすれば、ゼロカーボンシティーの宣言は可能だと考えております。そういった宣言をしながら、地域循環共生圏の事業も使って、持続可能なソフト事業、先ほどおっしゃっていた地域おこし協力隊を伴走支援するような方々を手当てするような事業にも使えますので、そういったことにも充てていきたいと思っております。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 今、間伐が、町の支援金で森林組合がどんどん間伐をなさっています。ですが、町の、山の所有主には全くお金は入ってこないという現実があります。ですから、やはり、もっとお金が町内で回る仕組みが必要じゃないかと思うわけです。

例えば、木の駅プロジェクトというのがあります。間伐材を持っていけば、例えば青森県の新郷村では、間伐材を1立方メートル持っていけば、森林組合で4,000円で買い取ってくれて、山主には村が補助金2,000円を出すとか、そして地域通貨を出すとか、そういういろんな動きが今出てきていまして、山主ももうかるという形の仕組みができています。

それから、やはり山を間伐したいけれども、自分でお金をもらいたいけれども、それはも う年を取って無理だというときには、結構、今、全国で地域おこし協力隊が、先ほど町長か らありましたように、どんどん若い人たちが各地域に入って、林業の分野でも、地域おこし で定住、移住が進んでいます。有名な高知県の佐川町では、地域おこしで5名から始まって、 そして今、23名の若者が働いていて、その方に山の持ち主が間伐をお願いすれば、10%分が 山の持ち主に入ってくるという仕組みもできていると、そういう状況もあります。

ですから、これは町長が得意な分野でしょうから、ぜひそこら辺を、最後にご意見をお聞きしたいということです。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** ご質問ありがとうございます。

やはりこういった、そうですね。地域おこし協力隊の募集にまずチャレンジするということは西川町において必要だと思っております。それでいかに、来なければ来ないで、来たら来たで課題があると思いますので、そういったものに対応していきたいと思います。

少し、すみません。せっかく時間をいただいたので、私も、林業の問題は、西川町は、す ぐどこから手をつければいいかというのが難しいぐらい、大きな、たくさんの課題を抱えて おります。まず、先ほどおっしゃっていた自伐型林業、間伐してくれる人も含めて、外から 人を持ってくるということは大事な視点であります。

佐川町もカヌーの、補正予算が通れば、通らせていただくと、四国への出張、研修ということも町の職員と考えておりますので、そこで佐川町に行くなり、また、図らずも、今週は西栗倉村、ここも林業の木工製品で成功しているところでございます。そちらのほうを視察してまいりまして、西川町に合うような林業政策というのを考えていきたいと思います。

基本的に、やっぱり、先ほどから申し上げているとおり、西川町の行政のスタイルは、やっぱり、農林水産省は産業振興課だとか環境省はこの課だというのが、ちょっと縦割りになってございますので、こういった林業の問題は大きな幅広い議論が必要だと思っております。 先ほどの協議会を、人を呼ぶには、西山杉がしっかり付加価値があって、商売になるようなものだというふうにしなくてはいけません。けれども、今、事務局を務めているは産業振

なものだというふうにしなくてはいけません。けれども、今、事務局を務めているは産業振 興課のほうで、西山杉の協議会を開いて、ほぼ町内のメンバーで話しているというような状 況でございます。こういう場合でも、やはり外の、買ってくれる側の話もしっかり聞かなく てはいけないというふうに考えておりますので、そういった協議会の在り方から随時手をつ けていきたいと思っております。

以上です。

- 〇古澤議長 光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) 町民は、林業関係で非常に負担が、大変苦しんでいます。ぜひ新しい挑戦をお願いしたいと思って、質問を終わります。

以上です。

○古澤議長 以上で、4番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◇ 後藤 一 夫 議員

〇古澤議長 続いて、1番、後藤一夫議員。

[1番 後藤一夫議員 質問席へ移動]

〇1番(後藤一夫議員) 1番、後藤一夫です。

本日は、私自身、町の宝であると思っております文化財、そして、建設が計画されております月山湖へのカヌー艇庫について質問いたします。

第1の質問です。文化財の保護、活用及びデータの整備について質問いたします。

以前、私が文化財に関する研修会に参加したときのことです。冒頭に、講師の先生が、文化財は先人からの贈物、そして未来への預かりものです。さらに、地域活性化の鍵は文化財にありますと話され、研修会がスタートいたしました。それまで、私は、文化財についてはあまり関心がありませんでしたが、その先生の言葉が私の心に響いて、一瞬にして文化財に対する見方、考え方が変わりました。

ご承知のとおり、西川町は出羽三山信仰、また、鉱山で栄えた歴史があり、神社仏閣、石碑、石仏をはじめ、数多くの文化財があります。

それらを踏まえて、1点目の質問です。西川町が有する豊富な文化財を、町として、町長はどう捉えられているか。そして、活用等についてどう考えているか。所見を伺います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 後藤一夫議員のご質問にお答えします。

先日、私も、恥ずかしながら、本道寺の湯殿山神社の中を初めて拝見しました。そこには 仁王像が2体ございまして、そこから見る景色も含めて、これはまず観光施設になるなと。 しっかり情報発信をして、この仁王像の価値をしっかり知ってもらうようにすれば、観光に も活用できるというふうに実感しました。私もまだまだ知らない文化物がありますけれども、 まず自身の、町民も含めて、自身の目で見て、これをどう使うかということを考えなくては いけないと思いました。 では、文化財の保存、活用、データ整備についてお答え申し上げます。

第6次総合計画では、文化財の保護、活用については、基本目標である「住み慣れた地域で心豊かな人と文化を育むまち」の中で、次世代に引き継ぐ文化振興として、地域の宝発掘と地域伝承文化を承継すると記載しております。具体的政策としては、文化財の保護、調査をして、文化財資料の保存、整理を明記し、これまでに町の文化資料館を新たに開館、また、安中坊別当屋敷跡を歴史公園として整備してまいりました。これは、地域の宝を発見、保護するとともに、地域の子どもたちに継承していく体制を整備し、多くの方がこの文化に触れる機会を創出するために行ってきたものでございます。

今後も、そのような考え方で文化財の保護及び活用、そしてデータ整備を行ってまいりますが、さらに観光での文化面の活用を進めるために、文化財の情報をまず分かりやすくデータ化し、多くの皆様から訪れていただけるような環境整備をしてまいりたいと考えております。

〇古澤議長 1番、後藤一夫議員。

○1番(後藤一夫議員) 私も、初めて、本道寺にある口之宮湯殿山神社の中で、仁王像、また青銅製の弘法大師像がありました。なぜ神社の中に仁王像と弘法大師の座像があるのか、とても不思議に思ったところでありまして、そこから、様々、歴史についても勉強することにするようなことにつながっております。

また、小学校の地域学習においても、町の文化財については、非常にいろんなところで学 習がなされており、学習にも大いに寄与しているものと思っているところであります。

次に、文化財に関するデータベース関連について質問いたします。

私も関係者の一人だったのですが、生涯学習課所管で、平成10年度頃から約5年間の年月をかけて、町内全ての地域の石碑、石仏の調査が、地域の歴史に詳しい方々の協力の下で行われた経緯があります。終了しまして、その数は約1,500件。また、あわせて、町で長年収集してきました民具等の民俗資料も整理し、その数が約800件あり、合わせますと二千数百件の膨大なデータが整備されたところでありました。そこで課題となったことは、データの管理と、誰でも検索し、活用できるシステムの構築でした。

そのような中、生涯学習課の担当者がデータベースシステムの研修会に出席した際、講師である、当時、東北芸術工科大学の教授で、現在は長野大学の教授でありますが、前川道博先生に相談したところ、システム構築について協力いただけることになり、町のホームページ上に西川町資料館のサイトを立ち上げることができたところであります。この資料館につ

いては町長もご存じのことと思います。

西川町資料館は、現在もホームページで閲覧することができますが、以前から更新がなされていない、以前のままだというような状況にあると感じております。このような中で、このたび、前川先生の協力により、新たに、西川町資料館のサイトを、先生の研究室で開発した西川町デジタルコモンズというシステムに移行するとお聞きしております。確認でありますが、西川町デジタルコモンズは町として導入すると理解してよろしいか伺います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〇菅野町長 ただいま、石碑、石仏のデータベースの西川町資料館について、今後の対応と、町としてどうしていくかというようなご質問をいただいたかと思います。

ご承知ではない方もいらっしゃると思いますので、初めに、既存のデータベース、西川町 資料館の現状などについてお答えいたします。

西川町資料館は、インターネット上に、町の石碑及び石仏の資料1,480点が地域別、建立時期別に保存されております。誰でも閲覧できる資料館でございます。こちらの資料館の一部には、写真のほかに、どこにあるか、あとは、なぜ、この石仏にどんな意味があるのかというようなことを記載しておりまして、ふだん何気なくある石仏、石碑もこういう意味があるのかということで、地域の愛着や観光にも使えるのではないかなと日頃から思っておりました。

議員ご指摘のとおり、平成17年時に、当時の東北芸術工科大学の前川先生にご協力いただいてシステム化されたものでございます。県の事業で事業補助いただいて、町は補助していないというふうに聞いております。石碑、石仏のデータのほか、六十里越の情報や町の文化財、山菜料理など、多種多様な写真データとこの解説がネット上に設置されております。

前川先生が整備された後は新たな整備などを図らなかったことなどから、この活用は、現 実的には進んではおりません。今後、既存データベース等を基に新たなデータを付加できる 仕組みを、移行したデジタルコモンズの導入を進めているところでございます。

このデジタルコモンズの導入について申し上げます。

先ほど申し上げた西川町資料館の新たな仕組みとして、前の仕組み、前川先生の仕組みを 活用しまして、現在、長野大学の、前川先生は現在、長野大学の教授になっております。県 の事業の後も新たなシステム構築に努めていただきました。

デジタルコモンズとは、ネット上の本棚というイメージで、地域の皆様の資源、資料など を誰もがネット上に投稿し、みんなで共有し合う、さらにパワーアップした場所となってお ります。また、これまで蓄積していた石仏、石碑とも、石仏などのデータもこのシステムで 見ることができます。これまで知られていなかった町の様子が見えるようなことにも、教育 にも使えるものと考えています。

ただ、この事業を町で進めるかどうかということに当たっては、もう少し議論が必要でして、一番の問題は、この資料館の存在を知らないと、町民の方が知らないということでございます。これを、町のほうで維持管理費を、お金を、事業とすることがまだ、持続可能なまずデータベースなのかということを判断しなくてはいけません。

そのためには、まず、町としては、こちらの資料館の広報と、掲載してくれる写真データなどの、掲載してくれる仲間づくりが必要だと考えております。そういったことから、今後、町民向けのセミナーなどを開催し、呼びかけて、ある程度まとまった人数で、このメンバーなら担えるということで確信できましたら、事業費を計上させていただきたいと考えております。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 基本的には、町として、今から検討して、体制づくりも含めてやっていくと考えて、検討して進めていくというふうに理解したところであります。

私も詳しくは分かりませんが、非常に内容的に優れた、町民参加型のシステムになっていますので、ぜひ、システム構築といいますか、データ構築の体制も整えて、進めていただきたいと思っているところであります。

また、導入の際には、西川町のミュージアム、資料館でもあります歴史文化資料館、丸山 薫記念館、大井沢自然博物館、伝承館の内容もデジタル資料館として整備してはいかがかと いうことについてお伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。
- **〇奥山生涯学習課長** デジタルコモンズというようなことで、初めてお耳にされる方もいらっしゃると思います。ただいま、デジタルミュージアムというようなことでのご提案をいただきました。もう一度整理させていただければと思います。

先ほど町長の答弁にもありましたデジタルコモンズということでございますが、いわゆるインターネット上に本棚があるというようなイメージをお持ちいただければと思います。地域の資料など、例えば地区で行っているお祭りの写真ですとか、昔から伝わる資料、文書など、やっぱり後世に残していくと、いくべきだろうと、なかなか、書類などを保存するというのが難しくなってきているというような中で、ネット上に投稿しまして、みんなで共有し

合う場所、これをコモンズと呼んでおります。先進事例といたしまして、前川先生がいらっ しゃいます長野県上田市、みんなでつくる信州上田デジタルマップなどが先進事理で行われ ております。

この中で、先ほど後藤議員からもご質問ありました、このシステムの中に、西川町資料館、これまでは石碑石仏資料、町の文化財、町の歩みの写真集などがございました。これにつきまして、町の歴史文化資料館、丸山薫記念館、大井沢にあります自然博物館、伝承館、こういったところでも持っている情報をインターネット上に投稿しまして、それぞれの、今は、各施設ごとのホームページということで、ばらばらになっている部分がございます。これを1つのサイトにまとめて、検索しやすいよう、活用しやすいようにというようなことでの構想もあるところでございます。

こういった中で、地域の情報発信の参加をしていただくなど、生涯学習、地域学習、また 学校教育の活動などにも生かしていただければというようなことで、準備を進めていく考え でございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- **〇1番(後藤一夫議員)** 分かりました。

このデジタルコモンズを立ち上げるには、相当の準備期間、また、体制が必要になってくると思います。その点を十分に整えて、よりよいシステムができるように対応していただきたいなと思います。

また、今、デジタルコモンズという内容について説明いただきましたが、まず、私も、デジタルコモンズという名前の意味、また、具体的にどういう内容か、説明はいただきましたが、まだまだイメージ的に湧きませんので、その点も分かりやすく説明できるような仕組みをつくっていただいて、進めていただければと思います。

この件については、以上で終わらせていただきます。

次に、第2の質問に入らせていただきます。

睦合の月山の酒蔵資料館に展示されている旧三山線の木造車両、モハ103の今後の対応について質問させていただきます。

皆さんご承知のとおり、当車両は、大正15年に開通した三山線の第1号車両として間沢、 高松間で運行され、古くは出羽三山の参拝客、そして通勤、通学に利用されてきました。三 山線は昭和49年に廃止されましたが、資料館を運営する設楽酒造店で車両を引き取り、敷地 内に展示されたものであります。

これまで、資料館でペンキの塗り替えなどを行い、維持されてきましたが、約5年前の大雪で、車両の屋根の一部が押し潰される被害に遭ったところであります。しかし、酒造店としては、現在修繕すること、そして今後も継続して維持管理していくことは困難であり、町等に寄附いただき、寄附し、保存していただきたいという意向でありました。

そのような中、三山電車の終着地区で、三山電車に強い愛着を持つ間沢地区の地域づくり 組織である間沢地区地域づくり委員会で、当面の応急措置として、雪よけのトタン屋根を設 置し、電車の周りをメッシュシートで覆い、現在の状況になっております。

先日、8月24日水曜日にクラウドファンディングの研修会が町で開催され、講師のクラファン総研株式会社社長の板越ジョージ先生からご指導いただきました。研修会では、先生が、具体的な相談事例として、三山電車の修繕について取り上げてくださいました。先生は、アドバイスするに当たり、事前に、資料館に展示されている三山電車を見てくださっており、その結果、先生の見解は、この電車は絶対に残すべきであると、地区、町だけでなく、取組を大きく広げて、日本のものとして位置づけられるようにすべきであるという、高い評価でありました。

また、平成2年に、同じく間沢地区地域づくり委員会が、鉄道文化財アドバイザーの笹田 昌宏先生を招いて講演会を開催いたしました。講演の中で、三山電車について、先生は、全 国に見てもほとんど残っていない電車である。地域にとって大きな歴史的財産であると言わ れております。

これらの状況、また先生方の見解を踏まえまして、1点目の質問です。町長は三山電車、 モハ103の価値をどう捉えられているかお伺いします。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 三山電車の利用価値というか、私なりの見解ということでしたので、申し上げさせていただきます。

私が生まれた頃には、もう三山電車はなかったわけですけれども、昭和53年生まれでございますので、なかったということでございますけれども、よく、やはりお話を聞きますと。

私、最近、実は、ウエダヤさんのほうでお見かけしたのが今年の春でございまして、それをまず見たときには、これ、直すのにお金がかかるなと。価値はあるんだろうな。けれども、直すのに数百万は、もしかしたら1,000万ぐらいかかるようなものかなというふうに思っておりました。

けれども、そうですね。なぜここまで、こういう状態にしてしまったんだろうというふうに、まず疑問を思いましたけれども、価値としてはありまして、西川町、町としても、原状回復とまではいかないですけれども、ある程度見るものになると、見せられる状態になるということであれば、町は責任を持って保存すべき代物だなというふうに思っております。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) ただいまの町長の答弁をお聞きしまして、2点目の質問なんですけれども、電車の修繕を目的として、現在、地域として、クラウドファンディングで広く資金のご協力をいただくという動きがございます。町長自身、これまで、クラウドファンディングに取り組んで、成功してきた実績があると聞いております。町長のこれらの経験も踏まえて、これらの地域での取組に関すること、また、西川町ではどう進めるべきか、お考えをお願いします。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 三山電車の修繕に向けたクラファンなどの対応方針ということでご質問いただい たかと思いますので、答えさせていただきます。でよろしいですか。よろしいですね。

そうですね。三山電車に係る要望については、もう、これまで、私、就任してから、間沢 区とは3回ほどお話しさせていただいております。毎回、同じ話になるんですけれども、や っぱりクラウドファンディングで直したい、三山電車を修復、保存したいという思いは、確 かに間沢区からいただきました。

そのためのクラウドファンディングを行う場、ノウハウを教えてほしいということでございますので、まずは、8月24日に開催したクラウドファンディングセミナーということを開催させていただきました。そこでは、間沢区の皆様だけでなく、町民の方50名にいらっしゃっていただいて、お金があれば自分たちがしたいことはこれだという思いを持った方がこんなにたくさんいるんだというふうに感銘を受けたところでございます。

戻りまして、間沢区のこの要望に対しては、クラウドファンディングセミナーを行うより 前から、私のクラウドファンディングを行ってきた経験から、まず、地区を越えた、最低で も町で共感されるような事業にならなくてはいけないと。町の味方を、町でも出資していた だける町民の方がいらっしゃる、たくさんいらっしゃるよというような状態にしなくてはい けないというふうに申し上げました。

また、クラウドファンディングというのはここ10年ではやってきた資金調達手段になりま すので、どうしても、インターネットや写真のうまい、下手とかで共感、出資額が増減され るような状況でもございます。このような状況から、やはり、若い方の技術や若い方が発信 する共感力というものをしっかり利用しなくてはいけないというふうに、2点申し上げまし た。

しかし、8月24日に開催したクラウドファンディングセミナーでは、残念ながら、若い方、 地域を越えた方という方は、ご指摘したにもかかわらず、ご出席いただいていないような状 況でした。

この、同じようなご指摘は、クラウドファンディングセミナーの中でも、間沢区の方にご 質問いただいたときに、私と同じようなご指摘が、図らずもなされておりました。先ほど申 し上げた2点でございます。

ですので、これからは、区で行う、どうかというのが、まず、クラウドファンディングを 行う上ではこだわらないようにしなくてはいけないのかなと思っております。やはり、間沢 区の事業だとなると、私、吉川に居ながらにして、なかなか参加できないものだなというふ うに思ってしまいます。

ですので、また、間沢区の要望書では、この展示、保存は間沢区にお願いしたいというものでございました。これは、やはり町の方針としては、もし、町のほうでも、クラウドファンディング、私も含めて協力して、成功して、保存まで何とか民の力でできたということであっても、設楽酒造さんからは寄附いただくと、町に寄附するということまでいただいていますけれども、この保存場所に関してゼロベースで議論したいと考えております。

間沢区が希望する、もともとの終点があった箇所、あるいはあいべの近くというふうにご要望いただいていますけれども、町として見ると、町からすると、やはり稼ぐ町を標榜するものでございますので、道の駅に置くとか、飲食に結びつくようなところに展示するということを考えなくてはいけないと思っております。

なお、この保存に当たっては、しっかりした保存施設を、今の仮設のものではなくて、しっかりとした保存、展示できるスペースが必要だと思っております。こちらを、地方創生拠点整備交付金、こちらは該当すると、対象事業になり得るということを確認しておりますので、事業の、直していただければ、この保存に関しては、この交付金を使って、しっかり責任を持って、町として保存して、観光の、観光客の拡大に結びつけたいと考えております。

〇古澤議長 1番、後藤一夫議員。

〇1番(後藤一夫議員) 分かりました。

そこで、これまでの経過、また、現在の状況を捉えた場合、三山電車の対応でありますが、

三山電車を町の重要な遺産と位置づけまして、修繕は、クラウドファンディング等により、 1地域にこだわらず、広く民間の中で、民間を中心に行っていくと。そして、その後、町で 寄附を受ける。その後、そして、町で保管、維持を行っていただくという流れで思ったとこ ろでありますが、確認です。いかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 こちらの認識で構いませんけれども、やっぱり町で寄附を受けるということであれば、やっぱり資産価値があって、あまりランニングコストも、これからキャッシュフローを生むものというふうに考えておりますので、この場所の、展示場所においては、町のほうと町民、間沢区だけではなくて、町民の方と対話しながら決めていきたいと思っております。
- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 理解いたしました。

この件につきまして最後になりますが、三山電車も現在見られない状況にありますけれども、雪に潰されることなく、まだ修繕可能な状態にあるのも、間沢地区の方々の三山電車を思う熱い気持ちとこれまでの行動があったことをご理解いただきたいと思います。その件をお願いいたしまして、1件目の質問とさせていただきます。

次に、第2の月山湖へのカヌー艇庫の整備について質問いたします。

初めに、四国4県を中心に、1か月にわたって繰り広げられた四国インターハイが8月23日に終了いたしました。当大会での山形県勢の入賞者を見てみますと、半数以上をカヌー競技が占めております。そして、優勝、入賞選手の中には西川町の選手が多数入っており、カヌー王国西川町の名を改めて全国に示すことができ、頑張った選手の皆さんに拍手を送りたい気持ちでいっぱいであります。

月山湖のカヌー競技場の設備は、平成4年に開催されましたべにばな国体を契機にしてコースが整備され、その後、自動発艇装置、1,000メートルコースと、随時整備がなされてきました。

そして、このたび、懸案であったカヌー艇庫及び附帯する設備が整備されることになり、 そのことによって、今まで以上に、多方面にわたる効果が期待されることと思っております。 カヌー艇庫建設については、議会全員協議会でこの後、説明がなされると、私、通告書提 出後に知ったところでございました。ですので、私からは、できるだけポイントを絞って質 問させていただきたいと思います。

第1点目です。施設は、カヌー艇を保管する艇庫がメインだと思いますが、これまで、大

会のみならず、練習する際、トイレ、水道等が大きな課題でありました。これら附帯施設の 整備の概略についてお聞きいたします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

月山湖のカヌー艇庫の規模、設備概要についてでございます。

カヌー艇庫の整備につきましては、今回の定例会に予算案として提出しております一般会計補正予算に基本設計業務委託料などを計上しております。

今後も、先進地の施設視察研修を行い、実施機関と対話を重ねながら、令和6年度の完成 に向けて、どのような交付金を財源としていくか、具体的に事業企画をしてまいりたいと思 います。

今、現状、問題となっている点は、場所のほうは大体決まりましたと。施設も、カヌー艇 庫の大きさ、規模、カヤックフォアのものがしっかり入るようなトレーニング施設も完備し たものを、とシャワールームを完備していきたいと思っております。

今、問題になっているのは、トイレの問題でございます。やっぱり、月山ダムのほうに流すというわけにはいかないと。浄化したものであっても、そうしてはいけないというふうに国土交通省から言われておりますので、そこの水の浄水機能を確保できるかということが今、問題と、ぶつかっている壁となっております。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 概略につきましては理解いたしました。

それでは、次に、1,000メートルコース、自動発艇装置、さらに、このたび艇庫等が整備 されることにより、ビッグ大会、大きな大会が招致できるという幅が広がると思います。今 後、どのような大会を誘致する計画が、もし考えがありましたら、お伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。
- ○奥山生涯学習課長 1,000メーターコースを整備したことによりまして、これまで誘致できませんでした全日本の大会とかの誘致などをさせていただいております。これをさらに継続的に、定期的に月山湖で開催をしていただけるようにという部分で、非常に、この艇庫整備については有利になるのではないかということを考えております。

また、全国規模の大会の招致のほかに、トレーニングルームの整備をすることによりまして、国内のトップレベルの選手、具体的には全日本チームの合宿の誘致なども優位に進める

のではないかということ。それに、波及効果といたしまして、大学、それから高校などのチームなどの合宿等々も優位に進める、招致を進めることはできるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 1,000メートルコース、また、施設が整備されることによって、これ、全日本クラスの大会が開催される、また、高校、大学の合宿も増えるということで、大変、経済的な効果も、波及効果もあるのではないかと思っておりますが、その点についてはどうお考えですか。
- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

令和3年度の全国規模の大会としては、月山湖カヌースプリント競技場では、山形新聞杯 東北中学生カヌー大会と全国中学生カヌー大会、関東学生カヌースプリント選手権大会、全 日本学生カヌースプリント選手権大会、日本カヌースプリント選手権大会の5大会を令和3 年度に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染の影響により、全国中学カヌー大 会と全日本カヌースプリントカヌー大会の2つの大会しか開催できませんでした。

この2つの大会で一般社団法人月山朝日観光協会が配宿した実績は、全国中学カヌー大会では、町内14か所の宿泊施設に279人を配宿、宿泊費の経済効果は約939万円、全日本学生カヌースプリント選手権大会では、町内12の宿泊施設に232人を配宿して、宿泊費の経済効果は1,491万円となっております。

令和4年度の全国規模のカヌー大会は関東学生カヌースプリント選手権大会のみでございまして、町内11の宿泊施設に714人を配宿し、宿泊費の経済効果は約605万円となっております。

今後は、大会のみならず、合宿における宿泊も期待されるため、より経済効果は上がるものと考えております。

令和4年度、先日開催した関東学生カヌースプリント選手権大会でも、選手のチームの皆様と、カヌー艇庫について、合宿について、どのようなハード整備やソフト、町のご協力が、支援が必要かということを意見交換させていただきましたので、こういった、いただいた意見を踏まえて、来年度、ソフト面でもハード面でも、対応できるものは対応していきたいと思っております。

以上です。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) カヌー艇庫、さらにトレーニングルームという施設が整備されることにより、高校生、中学生のみならず、大学生、一般社会人等々の、今までなかなか来なかった選手たちも合宿等で使う、来るようになると私も思っておりまして、そのための経済効果は向上するというふうに感じているところでございます。

今、日本のトップ選手は、高校生、大学生はもちろん、社会人もそうなんですが、高校生も自らカヌー艇を購入いたしまして、大変、今のカヌー艇は高額であります。その高額で高価なカヌー艇、今まで、非常に、野ざらしにしておかなければならないということで、私自身、心が痛む点もあったんですが、今後はそういうこともなくなる、解消されるということで、大変すばらしいことだなというふうに思っているところであります。

最後の質問をさせていただきます。

直接、カヌー艇庫の整備に関係ないんですが、月山湖の湖面利用、多面的な湖面利用についてお聞きしたいと思います。

例えば、長井市の長井ダム、テレビで、よく、水陸両用バスが運行されている映像が流れてきます。また、飯豊町の白川ダム、水没林の間をカヌーをこいでいる風景が出ます。出て、テレビで流されます。水陸両用バスは別としまして、月山湖でも、水没林の間をカヌーで楽しむということは、大井沢方面のほうにちょっと春先行けば、十分可能であり、様々な可能性はあるというふうに考えておるところであります。観光面で可能性はあると考えております。

そこで、湖面利用として、観光その他の活用について考えがありましたら、お伺いいたします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 月山湖の湖面利用のアイデアというか、これからどうしていこうかということで ご質問いただいたかと思います。

私、夏休みを利用して尾瀬のほうに行ってまいったときに、ある沼でサップというものを体験しました。ビート板の大きいやつに立って、こうやってこいでいくものなんですけれども、これは大変人気がありまして、予約もぎりぎり、平日にもかかわらず、ぎりぎり取れたなというようなことで、やっぱりこれがこれから、今も、はやっているんですよというふうに聞いておりますので、条件としては、やっぱり波の静かなところが人気になるということ

でしたので、四ツ谷側の月山湖の側面のほうなんてちょうどいいんではないかなというふうに感じてきたところでございます。

月山湖の湖面利用については、月山湖の大噴水の打ち上げとカヌー競技は行っております けれども、オープン化はなされていないというのが現状です。

オープン化とは、指定を受けた地域で民間事業者による営業が可能になることであり、令和元年度より国土交通省最上統合管理事務所とオープン化について議論をしてきた経緯がございます。

NPO法人エコプロに、モーターボート湖面遊覧の事業計画が過去にございました。こちらのほうは、将来の事業全てを盛り込んだ湖面計画を策定した上で、安全管理や事業性を判断するために実証実験を行わなければならず、事業を実施するのに何年もかかるか分からないというようなエコプロからの声がありました。ただ、こちらを認める認めないは国土交通省のほうが判断することでございまして、こういった安全管理や、先ほど申し上げた安全管理や、これから全ての事業を盛り込んだ事業計画を出してほしいということでございましたので、断念されたということを聞いております。

今後は、私のほうでも、エコプロに代わる事業者として、月山朝日観光協会がこれを担えるような力が来年度あたりにはついてくるのかなと思っております。今は、人員の、午前中にも申し上げたとおり、人員の強化というものを画策しておりますので、この人員強化ができれば、こういった、ダムのオープン化のほうの人を充てると、管理者などを充てるということは、今後、カヌー艇庫の建設と相まって、実施できるのかなというふうに思っておりますので、そういったオープン化のほうにも町として対応し、国土交通省のほうに協議を申し入れる予定でございます。私、まだ、直接、この件について統合管理事務所のほうに対話しておりませんので、年内には、ある程度の事業計画を持って管理事務所に伺いたいと思っております。

- **〇古澤議長** 1番、後藤一夫議員。
- ○1番(後藤一夫議員) 湖面利用についてまでも質問させて、答弁いただきまして、大変理解させていただいたところであります。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

○古澤議長 以上で、1番、後藤一夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤耕二議員

〇古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

〇7番(佐藤耕二議員) 7番、佐藤耕二です。

今回、私は、地域おこし協力隊の活用方法について質問いたします。

言うまでもなく、地域おこし協力隊は、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の支援や農林水産業への従事、住民支援などを行いながら、その地域への定住、移住を図る取組です。令和3年度で、約6,000名の隊員が全国で活躍しております。総務省では、隊員数を6年度までに8,000名までに増やす目標があります。

くしくも、8月25日、山形新聞の「閣僚に聞く」という欄で、寺田総務相の言葉がありました。それと同時に、8月30日の「地域の躍動」という、山形新聞なんですけれども、その欄に、地域おこし協力隊8,000名の目標ということの記事が出ておりました。

本町でも、町長は10名までに増やしたい意向と聞いております。このことについて、次の 質問をしたいと思います。

最初の質問です。この募集方法はどのように考えているのかということですけれども、それに併せまして、町長から、この10名という数字がいいのかどうか、10名を目標にしているのかどうか、それについても併せてご回答いただければというふうに思います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

〇菅野町長 地域おこし協力隊の活用方針ということでご質問をいただきましたので、お答え させていただきます。

私は、地域おこし協力隊は、活用しない手はない政策だと思っております。

今現在、西川町は、ご承知のとおり、2名の活用にとどまっているわけでございます。募集しても応募がなかったとか、そういったお話もお聞きしましたけれども、うまく、北海道の厚真町とか、うまくされている自治体は、町に来たいんだというようなご相談を移住の窓口でキャッチしたときに、ただ、合う仕事がないんだよということで、じゃ、合う仕事をつくって、ニーズをベースにして地域おこし協力隊の募集をかけると、そういった、うまくされている自治体はこのような対応も取ってきております。

今定例会で提出しております補正予算では10名、先ほどは、過去の答弁では、合計10人に したいということで申し上げましたけれども、今回の補正予算では10名の人件費を掲げさせ ていただいております。ですので、合計12人です。12人、地域おこし協力隊を今年度内に調 達というか、迎え入れることが、合計、迎え入れることができればなということで考えてお ります。

また、地域おこし協力隊の募集方法ということでよろしかったでしょうか。募集方法について申し上げます。

地域おこし協力隊の募集方法は、2つのパターンで募集したいと考えております。

1つ目は、本町で活動していただく地域おこし協力隊5人を1つのチームとして採用し、 その活動に対して町内の現地で指揮する民間人を、地域おこし協力隊とは別に、その管理者 として、地域おこし企業人として2人を採用したいと考えております。

地域おこし企業人は、地域おこし協力隊と似ている制度ではございますが、本町としては 初めて挑戦する制度でございます。民間の企業が町の地域課題解決のために派遣していただ き、人件費を国の特交措置で措置するものでございます。

こちらの、5人1チームでいらっしゃるのかというようなご懸念もあるかと思いますけれども、これまで、町のほうに移住したいというふうに考えている方がいらっしゃいまして、そちらは、そちらと所属先の企業のほうでディスカッション、対話させていただくと、5人まとめて地域おこし協力隊と派遣してもいいというようなお話をいただいておりますので、この1チームに充てたいと思っております。

なお、こういった、ある企業と地域おこし協力隊派遣を約束するというようなやり方は、 宮城県の白石市のほうでも一昨年実施されておりまして、そこでも、4名、同じ会社から派 遣されていると聞いております。

2つ目は、従来どおりのオーソドックスな形、町が募集する。町の課題はこれです。これ にご協力いただきたいというふうに投げかける募集方法でございます。募集は、従来どおり、 町のホームページに掲載していくことや、町の公式LINEやオープンチャット、インスタグラムなど、SNSを活用して情報発信してまいります。あわせて、一般社団法人移住・交流促進機構、いわゆるJOINホームページや、これまでの連携協定を結んだ企業、団体、ネットワークへの情報提供をしてまいりたいと思っております。

ここでも、多少工夫はしておりまして、これまでは、西川町が必要としていた、例えば農業でお願いします、施設園芸でお願いしますというようなことを考えてまいりましたけれども、地域おこし協力隊をうまく募集に成功している自治体から、または総務省から、地域おこし協力隊の最近のトレンドというものを聞いております。そういった、こういった場合だと人が来るよというような情報収集がしっかりできております、そのトレンドで、かつ、西川町が課題解決したいというような事業に募集、5名、してまいりたいと思います。

繰り返しになりますけれども、ワンチームで5人、従来どおりの募集形式で5人、合計10人。また、地域おこし企業人から2名登用して、その1チームをまとめるリーダーの2名を派遣いただくというような形で進めたいと思っております。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- **〇7番(佐藤耕二議員)** 分かりました。

募集方法は、今、町長から答弁あったとおりだと思います。

5名のプロジェクトチームについてちょっとお伺いしたいんですけれども、今、町長のほうから、企業人というか、これ、地域活性化起業人という言葉だと思うんですけれども、この起業人が2名いらして、そして、それと一緒にやる方の地域おこし協力隊が5名で、これでワンチームつくるということですよね。

そうしますと、あれですか。町長、1つお伺いしたいんですけれども、その中に地域力創造プロデューサーは入るんですか。アドバイザーですか、も一緒に地域おこし協力隊のそのチームの中に入るというふうに理解してよろしいんですか。地域力創造アドバイザーの件でお願いしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 地域力創造アドバイザーは、総務省の特交措置でこちらも認められている制度で ございますけれども、現在、西川町で2名ございます。結論からすると、その2名とは別に 地域おこし協力隊を募集するというようなことでございますので、完全に別枠でございます。 今、地域力創造アドバイザーは高橋信博さんという方と近藤威志さんという2名の方に頼ん

でおります。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 整理しますと、そのチーム、要するに、地域おこし協力隊を中心としたそのチームのことなんですけれども、地域力創造アドバイザーの方は2名いらっしゃるというふうにお聞きしましたけれども、高橋信博さんと、それから近藤威志さんです。そのうちの誰か1人がこのチームの中に入るというふうな理解ですか。それとも、そのアドバイザーの方と全く違うという考えでよろしいんですか。その辺、ちょっとお聞きします。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問についてでございますが、地域力創造アドバイザーが全体のコーディネーター役を務めていただきたいという考え方を持っています。単なるアドバイスでなくて、地域の中で自走できる事業をつくっていくというようなことなどもお願いしておりますので、そのアドバイザー、近藤さんのほうに全体コーディネート、ブランディングをしていただいて、その現場の責任者を地域活性化起業人2名、派遣いただいて、その下で地域おこし協力隊5名が活動していくということで、アドバイザーがトップにいて、それを現場で指揮する起業人が2名いて、その実働で、協力隊が様々な事業展開をしていきたい。そういったチーム構成を想定しております。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- **〇7番(佐藤耕二議員)** 分かりました。

そうしますと、地域力創造アドバイザーの方が全体的なプロデュースをやるということで、 それから、地域活性化起業人の方が2名いらっしゃって、何かよく分かりませんけれども、 企画か何かして、マネジメントをやって、そして、地域おこし協力隊の5名の方が実際に動 くというか、そういう形のチームをつくるということですね。

そうしますと、このチームの中の地域おこし協力隊の募集というか、これは、そのアドバイザーの方が主にやっていらしてくれるのかどうか。町のほうではどこまで関与していくのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 地域力創造アドバイザーが関わっていただくワンチーム5名の地域おこし協力隊についてお答えしますが、こちらのワンチーム5名については、創造力アドバイザ

一が経営する事業所に業務委託を行いながら人員を募集してまいりたいというように考えておりまして、本経費につきましては、このたびの一般会計補正予算にその費用を設けております。

ですので、町としてのリクエスト、町としてこういった人が欲しいというようなリクエストもしますが、やはり地域に根差すには、やっぱり人間力とか、その地域でいかに情熱を持って活動いただけるかというような、人材適性を見抜いた力も必要でございますので、全国各地でそのような事業展開をしているアドバイザーの、そういった実業者の目から見て、人材の選択ということも期待しながら、その会社を通じて地域おこし協力隊を派遣いただくというふうな形で業務を進めていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) そのプロジェクトチームの仕事内容は、ちょっと後で、2番目の質問でお聞きしますけれども、今、課長から答弁ありましたように、今回の補正予算を見ますと、2款総務費の5目の企画費の中に出ておりますよね。その委託料が全部で4,577万というふうに思います。この中には、地域おこし協力隊の募集委託料、あるいは活用委託料とかあります。それから、アドバイザー委託料も入っているのかな。というようなことで、あと、今、別に質問しますけれども、インターン活用、地域おこし協力隊のインターンも入っています。これ、4,577万の中で、この募集委託料というのは、ちょっと金額、個別には書いていなかったので、どれくらいなのかを、分かれば、教えていただきたいと思います。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問ですが、地域おこし協力隊の募集委託については、特 交措置される上限、200万でございますので、その200万を上限に委託業務、募集委託を想定 してございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- **〇7番(佐藤耕二議員)** この委託料の中は、今のお話のとおりに、200万が上限ということなので、詳しくは補正予算の質疑の中でもちょっといろいろお聞きしたいかと思いますけれども、分かりました。

それでなんですけれども、先ほどもちょっと話が出ました地域おこし協力隊のインターン

活用にもこの予算が入っているんですよね。これ、このインターンは、ちょっと、地域おこし協力隊にインターンというの、ちょっと前に調べていたんですけれども、今回の補正予算にありましたので、何だかなと思って、ちょっと確認しておきました。そうしますと、これは、期間は2週間から3か月なんです。移住要件なし。活動内容は、地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事するということなんですけれども、このインターンの方はどうやって募集するんでしょうか。先ほども若干ありましたけれども、詳しくお願いしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまの地域おこし協力隊インターンの方の募集の方法についてでございますが、基本的には、マッチングサイトおてつたび、旅行しながら、その地域の課題、困っていることをお手伝いしながら旅をするという、そちらのマッチングサイトを活用して募集を行いたいというように思っておりますが、基本的には、こちらの募集についても、地域力創造アドバイザーの方のお力を借りて取り組んでいきたいというように思います。

地域おこし協力隊のインターンにつきましては、議員ご指摘のとおり、1人当たり1日1万2,000円、特交措置されておりまして、これにつきましては、一般会計補正予算でも計上しており、先ほどの菅野邦比克議員のご質問にもあったように、まず今年は、地域の一番困っている雪の問題、そちらのほうに活用をしてまいりたいというように考えているところでございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- **〇7番(佐藤耕二議員)** インターンの話は出ておりません。

ちょっと続けさせていただきます。

今、課長からありました午前中の質問にもあって、雪下ろしというふうに活用したいと言うけれども、これ、2週間から3か月、それで、先ほどの話にあったように、旅しながらやるというんだと。雪下ろしに活用、果たしてできるのかと、単純に私、先ほど聞いていて、そう思ったのでした。

現実問題として、旅しながら、2週間や3週間、1か月ぐらいで、雪下ろしをやって活動できるのかどうか。それはどうですか。できるというふうな思いの中でやっていらっしゃると思うんですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問についてですが、基本的には、地域おこし協力隊インターンは、冬の期間、西川町で一番困っている屋根の雪下ろしや除雪作業に従事していただきたいということです。

ただ、ニーズがそれだけあるのかということなどもあると思います。先ほどのご指摘のとおり、安全性の問題等々もありますので、第一義的には雪の問題の処理だと思っていますけれども、そのほかに、西川町で、この期間、こういったところに人手が足りないのよといったところなど、数々あると思いますので、そういったところを、町民の皆さんと、対話を通じて課題を拾い上げて、それを冬の除雪問題と絡めて、こういった形で西川町におてつたびで来ていただけませんかというような募集をしていきたいというように考えております。以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- **〇7番(佐藤耕二議員)** 地域おこし協力隊インターンに関しては、何名ぐらい考えていらっしゃるんでしょうか。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問、人数ですけれども、常時、西川町に、冬の期間、3か月の間、5名が滞在していくというような積算をしておりまして、5名掛ける90日分、延べで450人分というような積算をしてございます。
 - 以上です。
- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- **〇7番(佐藤耕二議員)** 分かりました。

一般的に考えて、都会から来る方が雪下ろしをやって、それも、今、雪下ろしは数人でやらないと駄目だと。1人、2人じゃなくて、何人かでやりなさいという、そうなれば、5名というお話がありましたけれども、5名が全て同じ時期なのかどうか分かりませんけれども、いろいろ考えてやっていらっしゃるんでしょうから、それなりにできるというような判断でしょうから、それはいいんですけれども、インターンに関しましては、今日の主な議題でなくて、今、話が出てきましたのでそのように思ったわけでした。

それで、ちょっと関連もありますので、2番目の質問もしたいと思います。

2番目の質問ですけれども、この隊員、どのような部門に配置したい考えなのかお聞きしたいというように思います。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〇菅野町長 地域おこし協力隊の活用分野ということでご質問いただきました。

先ほどの地域おこしインターンは、やっぱり、やってみないことには分からなくて、やってみなくては分からないことで、やってみて課題が見つかって、ご承知のとおり、安全面とか、大変だったね、駄目だったねであれば、反省して、もう一回、次、どこを直せばいいかとかしてみる経験がやっぱり必要なのかなというふうに思っております。どうせ国からもらえるお金なので、ただで体験できると思えば安いかなというふうに挑戦させていただきます。地域おこし協力隊の活用分野については、1つ目の地域力創造アドバイザーと連携したワ

ンチームの協力隊については、主に空き家を使った事業をお願いしたいと思っております。 創造力アドバイザーの本業は空き家改修、空き家の活用ですので、これからお試し住宅の空き家を増やしていきたいと思っております。

残念ながら、西川町は、お試し住宅を、西川に住みにきてくださいといったときでは、今、コーポ睦合をあてがっております。ここのコーポ睦合で十分に西川町の田舎の生活が楽しめる、体験できるということは全く思えませんので、西川らしい各地域のお試し住宅を造っていきたいなというふうに思っております。

お試し住宅が造れれば、テレワークで来たお客さんがこの1週間だけは貸してくれというようなことで、管理人として、地域おこし協力隊が管理人として常駐して、1週間お貸しをするとか、そういったことにも、あと住民の活動の場も増えるのかな、お年寄り、ご高齢者の憩いの場も増えるのかなと思っております。

主にお試し住宅や空き家を使ったものにさせていただきたいんですけれども、あと何をやっていただくかと。先ほどのお試し住宅やテレワーカーの対応のほかに、町の資源を使った体験型の旅行商品を一緒につくってみたりとか、または商品の商材化、また、地域の人と人をつなげるカフェや食堂などを事業として起こせればと期待しているところでございます。

2つ目の、町が直接募集する協力隊について申し上げます。

こちらのほうは、総務省を通じて、こういったことであれば集まるんじゃないかと、西川 町が課題を、ここに人が欲しいというような課題をマッチングさせて募集するものでござい ます。

具体的には、地ビールの製造に1名、新しいキャンプイベントに、実施する体制として1名、ONSEN・ガストロノミーの実施について1名、また、サウナの企画、事業実施、イベント実施で1名の4名。残り1名は、これから、先ほどの林業のほうがよろしいのか、冬に宿泊業者の人手が足りないということの声もありますので、宿泊業者の体験をするような、

宿泊業者の課題解決になるような人を、ところに当て込んだほうがいいのか。もう一名は未 定でございます。これからの検討でございます。

そういったことで、合計10名の地域おこし協力隊を募集したいと考えております。 以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 10名のうちの、地域おこし隊員の中で、まず2つに分けて、5名はチームでやるんだと。そのチームでは、地域力創造アドバイザーの方、それから地域活性化起業人、そして地域おこし協力隊、この辺がワンチームになって、空き家を主にやるんだと。空き家の、例えば店舗とかということも含めて、ちょっと、今、聞いていて思ったんですけれども、例えば遊休施設の利活用と考えれば、水の文化館なんかもちょっと入るんじゃないかなと思って、今、お聞きしたんでしたけれども、あと、お試し住宅です。当然、今、睦合にあるのは西川町暮らし体験住宅だけなので、当然そういうものは必要なんだろうなと私も前から思っていたので、非常にいいことだなと思います。

あと、町長、あれじゃないですか。サテライトオフィス、前から町長がやっていますけれども、そのサテライトオフィスの何か設置とか。何か設置される、運営とか、そういうこともこのチームでできるんじゃないかなと、ちょっと、今聞いていて思ったんですけれども、それもいかがでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 当然、サテライトオフィスのマッチング、そこに誰が常駐するかというのが大事な点でございますので、このワンチームも含めて、来年度の募集もまた新たに行うわけでございまして、恐らく、これからの当初予算を通させて、順調にいけば、来年度の秋にはサテライトオフィスができるんじゃないかということで、そちらの募集は、もしかしたら来年のほうにも回させていただく場合もございます。
- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) ちょっと元に戻りますけれども、地域力創造アドバイザーというのは、たしか国のほうから560万、年間、来ますよね。それから、地域活性化起業人も同じく560万だと思います。それを生かしながら、これは、町のほうで一回立て替えておいて、それを国に言って、後から清算するというような方法かなと思って、ちょっと何かで見た感じがあった。ちょっとその辺も、どのような部門と、配置とはちょっとずれますけれども、ちょっと教えてください。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問、特別交付税の措置につきましては、議員ご指摘のとおり、活性化起業人並びにアドバイザーも、それぞれ、年間1人当たり560万、特別交付税措置されます。

特別交付税でございますので、一般財源化されております。ですので、色がついていないんですけれども、特別交付税の措置に関する調査が年末ぐらいに行われるというように記憶しておりますので、まずは、形的には、町の一般財源で、議員ご指摘のとおり、出しておいて、後ほど、年度末に、特別交付税も2回来ますので、その2回目のほうで、このルール分が、地域おこし協力隊に関連する経費が盛り込まれて、町のほうに入ってきているというように承知しているところでございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- **〇7番(佐藤耕二議員)** 5名の方は1つのチームだということが分かりました。

あと、残り5名の方ですよ。地ビールとかキャンプ場とかということでしたけれども、そういうことで募集していきたいということでした。あとサウナでしたよね。あとはONSEN・ガストロノミーとかということでしたけれども。

そうしますと、先ほど町長からありましたが、募集は、町の公式サイトであるとか、あるいは、前だと、新農業人フェアって、何か、駅とかどこかでありまして、それでもやっていたような気がするんです。それから、移住、定住の地域おこしフェアというのがありますよね。そういうものも活用しながら、この人たちは募集してやっていくという認識でよろしいのかと思うんですけれども、これは、必ず来ていただくかどうかというのはもちろん未知数なわけで、今、先ほど町長からもありましたけれども、今年度無理だったら来年度、ひょっとしたら、ちょっと一、二年かかるかもしれないけれども、こういう形で募集してやっていきたいということでよろしいんですよね。

あと、1人の方はどういうことにするか未知数というか、そういうことらしいんですけれども、例えば、西川町のそれぞれの区で、こういう地域おこし協力隊を募集、お願いして、こういう仕事をお願いしたいとか、あるいは、ある団体から、こういう仕事をお願いしたいんだけれども、町で地域おこしを募集してくれないかというような要請があった場合は、それは町としての対応はどうなんでしょうか。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問にお答えします。

そうですね。特交措置がされるものでございますので、募集するチャレンジというのは、 いとわずやっていきたいなと思います。

ただ、地域おこし協力隊と、やっぱり移住、定住というのが目的なんでございます。ですので、まず西川町を好きで来てくれるという方はほとんどいないわけです。ただ、サウナがしたい、ビールを作りたいということであれば競争力がついて、得られる可能性はあるんですけれども、議員おっしゃっていたような、そうですね。そういった相手の気持ちに立つと、立って、ニーズがありそうなものであればやっていきたいなと思いますけれども、ですので、そういった、地域との対話でこういった人が欲しいということでございましたら、もちろん、十分に検討することは、対話することはあり得るなと思っております。

ただ、現実的には、これから空き家が、恐らく、各地区のほうで、小山も含めて、1軒は 地域おこし協力隊が住むようなことになっていけばいいなというふうに思って、そうすると、 公民館以外の拠点ができるということで、常時開いていると。気軽に、鍵を借りたり施錠す ることなく、勝手に入って使えるというようなことが気軽にできるような状況になると思い ます。

そうすると、地域のほうでこういったことに困る、前に大泉議員にご質問いただいたような、スマホの使い方が分からない方に教えていただけるような方、そういったことが常駐できるようなことにも確かにしたいなと思っておりまして、その役割は必ずしも地域おこし協力隊というわけではなくて、その空き家にいる地域おこし協力隊か、もしくは集落支援員という、これも国の特交措置で認められた制度でありますけれども、この土地に即したご対応をいただけるという、国の目的に沿った制度もございますので、そちらも含めて活用してまいりたいと思っております。

〇古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

〇7番(佐藤耕二議員) 10名の方を募集して、そして町のためにいろいろやっていただくということで、非常にいいことだと思います。

私も、議会では、何回も、地域おこし協力隊をもう少し増やしたらどうかという話をさせてもらったんですけれども、なかなかいい返事がもらえず、何か、人がいるから、その人のために募集するというか、何かそんな感じも受けまして、本来の目的と違うんじゃないかなというような気もしていたんです。それで、何とか、このチーム含めて、10名の方を採用して成功していただきたいというふうには思います。

3番目の質問ですけれども、先ほど町長からもありましたけれども、今現在、町で採用した地域おこし協力隊員は全部で16名いるんですよ。そのうち、現在いるのが2名という、これを計算しますと、ごめんなさい。失礼しました。16名いるわけです、今まで。2名が今現在おりますけれども、移住、定住に結びついたのは2名だけなんですよ。現在残っているのは2名しかいないということなんです。そうすると、12.5%しかないと。この現実をどういうふうに捉えるか。しっかり捉えておかないと、せっかく10人採用して、今現在2人いる。12名の方が将来的に移住、定住に結びつくかということもあります。

そんなことも含めまして、任期終了後の定住化についての見解をお聞きしておきたという ふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 地域おこし協力隊の定住化12%というのは、全国平均に比べて極めて低いような 状況でございます。

本町では、地域おこし協力隊が任期後においても町に定住できる環境を支援するために、 任期後の事業を行う場合の起業支援補助や、生活支援経費として、2年間の定着支援給付制 度を設けてまいりました。そして、何より、3年間の任期後、しっかり西川で活動していた だくためには、西川にフィットし、今後の需要が期待できる分野の担い手として、任期後も 活動できるよう努めてまいりたいと考えております。

このためには、会社などで活躍された、組織で活躍された場合も想定されますので、地域 おこし協力隊の任期3年間で十分なノウハウを積んでいただけるよう、現場、町としても関 わらなくてはいけないというふうに考えております。

これまで地域おこし協力隊を経験された方で移住していない方、これは、私も何人かお聞きしましたけれども、やはり、しっかりとコミュニケーションが取れなかった、協力隊が孤立した感があったとか、あとは、町を信じられない部分もあったとか、そういった、もうちょっと丁寧に対応する、もったいない事例が散見されたわけでございます。

隊員の、協力隊員も任期後も自走できる事業づくりをいかにサポートするか。また、この 町に残って、残りたいと思ってもらえるように、熱意を持って対応、汗をかき、町職員とも 信頼関係をしっかり構築する必要があると思っております。

この件に関しては、やはり、町をいかに、職員も含めて、信じられるかということに尽きるのと、あとは、先ほど佐藤町議のほうで、光康町議のほうでご質問があった佐川町の事例を申し上げると、町職員が関わるのではなく、林業を中心に、林業の先輩たちがサポートし

た、伴走したというような事例もありますので、町職員だけじゃなく、同業者、地域の方と、 いかに地域おこし協力隊が密にコミュニケーションを取って、信じ合える関係になるかどう かということがまず必要になると思います。

また、住宅環境の整備も必要でございますが、今回のみどり団地の整備や空き家の改修補助金というのも、補正予算で、今回の定例会で計上させていただきますので、そういった面も活用できるように、いろんな制度でサポートしていきたいと考えております。

〇古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番(佐藤耕二議員) 今、町長からお話がありましたように、やっぱり信頼関係が大事だと私も思います。前の地域おこし協力隊の方から話を聞いたら、1週間ごとに細かく活動報告を出させて、呼ばれて、これは何だ、これは何だと一つ一つ指摘されるというので、非常に嫌になったと。そして、帰りますという、帰った方もいました。そんな事例もありましたので、本当に信頼関係を大事にしていただいて、お願いしたいというふうに思います。

私、今回の質問に当たって、ちょっといろいろ、ちょっと調べている中で、どこが一番地域おこし協力隊が多いのかな、市町村でと思って、ちょっと調べてみましたら、東日本では、北海道の東川町が多いんです。東川町が50人いました。50人いるということは、前から減らした……前回の議会でも東川町という話が出ておりましたけれども、その50人の中で、あそこは写真の町なので、それに徹した隊員がいるよと。あるいは特産品の開発、あるいは、もちろん観光で使うと、日本語学校とか、いろんなことをやっていました。私、東川町に電話して、いろいろ聞いてみたんです。電話して聞いてみたら、そういうふうにおっしゃっていました。町内に、3年間が終わって定住している人が55%だそうです。

もう一か所、電話したところがあるんです。実は、先ほど町長からお話がありました岡山県の西粟倉村にも電話してみました、1週間ぐらい前に。ここでは、地域おこし協力隊が40名いらっしゃるんです。やはり、人口は5,390人ぐらいの小さな町で40人いらっしゃるということで、蛇足ですけれども、ここに電話したときも、非常に応対がよかったです。女の方でしたけれども、非常に分かりやすく、丁寧にお応えいただきました。うちの町もそうであってほしいなというふうに思いますけれども、多分そうなんでしょうけれども、非常に気持ちよく応対させていただきました。

その中で、やはり、先ほど町長からありましたけれども、西粟倉村というのは、これは、 林業なんです、主に。西川町と同じように、やはり、全面積の95%がたしか林野というふう におっしゃっておりました。非常に、村内の企業に直接派遣する地域おこし協力隊もいるし、 多いんですよということでしたけれども、その企業も、やっぱり林業関係の企業が非常に多くて、約十数名が、そういうふうな林業関係の会社に地域おこし協力隊として派遣されているというようなお話でした。ただし、一つの企業ですから、やはり、その企業で何かをやる新規事業に関しての地域おこし協力隊というふうなお話でしたけれども、そのようなことで、あるいは、もちろん自分の好きで起業されたいという方もいろいろいるそうですけれども、今までに93名が、だそうです、地域おこし協力隊。そのうちの半分、ちょっと詳しい数字は分からないけれども、半分以上はありますけれども、半分以上の隊員が定住しましたというようなお話でした。

やはり、ちょっと蛇足になります。西栗倉村と先ほど町長が言っていましたけれども、これは西栗倉むらじゃないんです。そんなんですよ、これは。ちなみに、西川町は西川まちです。皆さん、西川ちょうとおっしゃるけれども、西川まちですよ。山形県では河北町だけです、町は。これ、前、何かの一般質問で、私、話したことがあったんでしたけれども、その辺は、町として、やっぱり、自分の名称、自分の町の名称をしっかりやるべきだと思います。西栗倉村、そんですよというふうに私も言うわけです。むらじゃないですよと認識しているんですよ、きちんと。やっぱり、そういうことって非常に大事だなというふうに思います。その辺は、今からでも徹底していただきたいというふうに思います。

それで、西粟倉村では、やはり、問題、何かありませんかという、お話を聞いたら、やっぱり隊員の住む家屋がないというふうなおっしゃられ方をしていました。要は、空き家を代用しているんですけれども、その空き家も、やっぱり、なかなかなくて、空き家があっても、夏に帰ってくるとか、仏壇があるから駄目だとか、断られて、なかなか隊員が定住する場所がないんですよというふうなお話をされていました。

それが、2つ、市町村から聞いたお話です。

ちなみに、東北地方では、隊員が一番多いのは、先ほどお話が出ていました丸森村なんです。町です。丸森町です。宮城県と福島県の境にある町なんですけれども、これは37名の隊員がいます。

それから、先ほど、四国の高知県の佐川、佐川町ですか。あそこも二十数名いました。24 名だったかな。ぐらいいる。

要は、一生懸命やって、話題に出るような市町村は、非常に地域おこし協力隊の隊員が多いんです。それで活性化しているんです。だから、西川町もぜひそういうふうにはやってほしいなというふうに思います。

それで、先ほども若干出ましたけれども、10名の隊員を募集して、住みか、住居はどのように考えていらっしゃいますか。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 協力隊の住居についてでございますが、こちらのほうは、先ほど町長の答弁にもあったとおり、地域力創造アドバイザーの近藤さんは様々な事業をしておりますけれども、うちの町においては、空き家を使った地域活性化ビジネスをするということでお願いしておりまして、アドバイザーにお願いしてから、6月にお願いしましたけれども、2か月たった後、町内を毎月訪れていただいて、今、地域の様々な方と、あとは建設事業者さんとも連携しながら町内を回っていておりまして、およそ10軒程度の空き家を再構築できないかというような動きをしてございます。ですので、それが一挙に解決するかということはまだ未知数ですけれども、少なくとも、そういった掘り起こし活動が今できている状況にあります。

加えて、実際に、吉川の第五町内にある空き家については、空き家バンクに登録されていないところがあったんですけれども、地元の区長、町内会長に、実際、空き家状態になっていて、使えそうであるようなところってないのかというような問いかけをさせていただいて、実際、うちの町の職員がそういった当たりをつけたところ、こういった空き家があるよというようなことで、その所有している方と近藤さんの間で、ここの空き家を使ってもいいですよというようなところまでこぎ着けた事例も実際出てきております。実際、近藤さんも、その空き家について、すぐ活用されて、間借りをしているような状況にもありますので、こういったことで、今まで、とかく町のほうでも受けの形で、受け身の形で、空き家バンクの登録ということにはしておったんですけれども、地域力創造アドバイザーの活用や、あと、なかなか出てこなかった空き家の掘り起こしについては、地元の方のほうがよく理解しているというような状況などもありますので、今後は、そういった活動も絡めて、空き家の掘り起こしということで、何とか多くの移住の方、受け入れようとしておりますので、その方が活躍できる場をつくってまいりたいというように考えてございます。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 10名の方が仮に来たとして、住む家ですよ。住居をやっぱりきちんとしてほしいなと思います。中には古民家がいいとか、いろんな方がいらっしゃると思いますし、空き家も、やはり、きちんとリノベーションというか、何かしないと駄目でしょうし、

その辺も含めて、これからも課題も多いかと思いますけれども、お願いしたいというふうに 思います。

最後の質問になりますけれども、国からの財政措置、これは、隊員1人当たり480万ということになっております。これは、特別交付金として入金するシステムになっておりますけれども、それとは別に、町からの持ち出しなんかあるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 お答え申し上げます。

基本的には、町の持ち出しは、人件費に関してはないというふうにお答えさせていただきます。

ちょっと、詳細のほうをお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の財政措置について、本町の地域おこし協力隊の活用については、議員ご指摘のとおり、1人当たり、特別交付税が480万円措置されます。このうち、地域おこし協力隊に対する報償費が280万円以内、地域おこし協力隊員が活動するための必要な経費が200万円以内とされております。このほか、地域おこし協力隊の募集に対して、1団体当たり200万円を限度に、特別交付税で財政措置されます。本町では、このルールに基づき、隊員を活用してまいりますので、特別交付税のため、一般財源化されておりますが、町の持ち出しはないと理解しております。

また、一方で、地域活性化起業人につきましては、起業人の受入れに要する経費、1人当たり年間560万円を上限に、特別交付税が財政措置されます。さらに、起業人が発案した事業に対する経費についても、プラスで、事業費100万円を限度に、その2分の1が特別交付税で財政措置されます。この規定、この事業を起こす場合には、2分の1、負担が発生するというものでございます。

なお、先ほどご発言のありました住む場所、これからも西川町に地域おこし協力隊をたくさん入れていきたいなと思っておるんですけれども、住宅環境整備は、テレワーク交付金というのがございまして、こちらのほうも活用していけたらいいなと思っております。西川町の空き家には、通常の1人暮らし、2人暮らしではもったいない住宅がたくさんあります。テレワーク交付金はその住宅環境整備にも少し使えますけれども、これと併せて、コワーキングスペース、テレワークをできるスペースを1部屋、2部屋造って、そのほかは住宅環境に充てるというような交付金もございますので、そちらのほうを活用して、いずれにしても

空き家を活用して、西部地区や海味地区だけではなくて、ほかの地域の空き家を活用してい きたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 結論的には、町からの持ち出しはないということですね。国からの 財政措置で行うということです。当然、人数が多くなって、10人、あるいは12人となります と、住宅の賃借料があったり、あるいは、車両も1人1台ずつで、今は、現在は、ですから、 その車両代、あるいはリース代、燃料代、そのほかもろもろかかるかと思いますけれども、 全てひっくるめても今のやつはないということで、分かりました。

前に、前にも地域おこし協力隊でその質問をしたときには、特別交付税、恐らく11月じゃないかなと思うんですけれども、これ、入ってくるのが、その11月に特別交付税が入ってきているかどうか分かんないと、地域おこし協力隊のお金が。そういうような議論もあってか、話があったみたいでしたけれども、その辺が実際どうなんでしょうか。そういうお話を前に聞いたことあったんですけれども、分かれば、教えてください。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** おっしゃるとおり、特別交付税の交付に当たっては、来てみないと分からないというようなことがございます。それは確かでございます。

ただ、要望活動を通して、県から教えてもらえない情報を国、あるいは国会議員から教えていただくということは、これはあり得る話でございます。私は、まだそちらの状況はつかめていないんですけれども、ほかの自治体の首長のほうで活用して、教えてもらった事例がございます。それらを含めると、97%ぐらいは措置されているようだという、安心する情報がありましたので、そういった、首長間での情報収集もしっかりしていきたいと思っております。

なので、特別交付税を西川町は信じていきたいと思っています。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 今までが、1人とか2人だったら、僅かな交付税なので、分かりにくかったんじゃないかなと思いますけれども、今度、10名、12名になりますと、もう少し何かつかめるかもしれません。

先ほど言いましたように、北海道の東川町に電話したときに、その辺もちょっと聞いてみたんですよ。そうしたら、50名だからさすがに分かりますというふうにおっしゃっていまし

た。どうやって調べるか分かりませんけれども、分かりますよ。分からないところがあるんですかみたいなことを言われたんでしたけれども。やっぱり、人数も多くなれば、交付税が多くなりますので、その辺が分かってくるかと思いますけれども。

ちなみに、もう一つだけ、ちょっと確認させてください。

地域おこし協力隊というのは、社会保険とか雇用保険というのは入っていらっしゃるんで すか。入らないんですか。その辺、ちょっとお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまの質問についてでございますが、結論から言いますと、社会保険等には、町としては入ってございません。一個人で活動いただいているということで、町の職員として扱いはしてございませんので、西川町の場合は、そういったことで、社会保険にはこれまでも加入してございませんですし、このたびの補正予算に計上した協力隊の経費についても、同様に、社会保険等を見込んではいない状況であります。

以上です。

- **〇古澤議長** 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 市町村によっては加入しているところもあるみたいですから、その辺は、どちらがいいか分かりませんけれども、いろいろ調べていただいて、地域おこし協力隊が、その地域、要するに、この町の発展に寄与してくれるわけですから、一番いい方法なんかも考えていただければなというふうに思います。

いろいろお聞きしましたけれども、やはり、今度は10名ということで、今までない規模の 地域おこし協力隊を採用するということですので、ぜひ前向きにというか成功というかする ように、ぜひお願いしたいと思います。

それから、最後に、町長、今週末に西粟倉村に行くんですから、電話に応対した方、誰か 分からないけれども、地域おこし協力隊についてとお聞きしたんですよ。褒めておいてくだ さい、非常に応対がよかったと言っていましたから。ぜひお願いします。

じゃ、以上で終わりたいと思います。

○古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

〇古澤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時42分

令 和 4 年 9 月 6 日

令和4年第3回西川町議会定例会

議 事 日 程(第3号)

令和4年9月6日(火)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

2番 荒木俊夫議員 1番 後藤一夫議員 3番 佐 藤 仁 議員 4番 佐藤光康議員 5番 菅 野 邦比克 議員 大 泉 奈 美 議員 6番 耕 二 議員 7番 佐藤 幸 吉 議員 佐藤 8番 9番 伊藤哲治議員 10番 古澤俊一

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

前 田 雅 孝 君 町 長 菅 野 大 志 君 教 育 長 総務課長佐藤俊彦君 政策推進課長 荒木 真 也 君 会計管理者 出 納 室 長 兼 町民税務課長 土 田 伸 君 健康福祉課長 佐藤尚史君 産業振興課長 商工観光課長補佐 兼農委事務局長 工藤信彦君 柴田知弘君 建設水道課長 病院事務長 勇 君 真 壁 正 弘 君 飯野 学校教育課長 安達晴美君 生涯学習課長 奥山純二君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田一弘君 議事係長 鬼越晃一君 書 記 柴田 歓那君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 大 泉 奈 美 議員

〇古澤議長 6番、大泉奈美議員。

〔6番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

○6番(大泉奈美議員) おはようございます。6番、大泉奈美でございます。

質問に入る前に、7月豪雨で被災されました皆様に対しましてお見舞いを申し上げます。 また、新型コロナ感染が拡大しております。その中で対応されている従事者、関係者の皆様 に対しましては感謝を申し上げるところであります。

それでは、早速質問に入ります。

西川中学校の部活動についてです。

教員の長時間労働を解消するため、国は令和5年から公立中学校の休日の部活動指導者を 地域や民間の団体などに段階的に移行する方針を示しています。本町におきましても少子化 が進み、来年度はソフトボール部が廃部になるとお聞きをしております。中学校の部活動の 現状と今後の対応について質問をします。

質問の1番です。

文化部を含めた部活動の種目及び先生方の部活動への時間の配分など、現状と子どもたちの部員数といいますか、人数についてお聞きします。

〇古澤議長 答弁は前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 大泉奈美議員のご質問にお答えいたします。

西川中学校の部活動の現状についてであります。

初めに、部活動の種目ごとの所属生徒数についてであります。西川中学校には、現在6つの運動部と1つの文化部があり、原則115名全ての生徒がいずれかの部に所属しております。所属人数の多い順に申し上げますと、卓球部が男子17、女子9の26名、バレー部が男子14、女子10の24名、野球部が男子のみの18名、カヌー部が男子8、女子7の15名、剣道部が男女ともに7の14名、文化部である吹奏楽部が女子のみの14名、そしてソフトボール部が女子のみの4名であります。

なお、部に所属しながら実質的には外部の民間クラブ等で水泳、サッカー、バスケットボール、軟式野球に取り組んでいる生徒が5名おります。

3年生を除く今年度後半の状況については、バレー部が男子11、女子8の19人、卓球部が男子12、女子5の17名、カヌー部が男子6、女子4の10名、吹奏楽部が女子のみの10名、野球部が男子のみの9名、剣道部が男子3、女子6の9名、ソフトボール部がゼロとなっており、特に野球部の人数が前期比半減、ソフトボール部は、中学校が定める部の存続規定に基づき残念ながら今年度をもって廃部の予定となっております。

部の顧問の指導状況について申し上げますと、顧問については常勤の教諭が顧問を担う形で、男女バレー部は3名体制を組んでおりますが、他は全て1名体制であります。教員の働き方改革の必要性が叫ばれる中、今年度から西村山地域の他の中学校と同様に、西川中学校も部活動休止日を平日2日、週休日1日以上としたため、各顧問はそれ以外の週4日間について、平日は2時間程度、週休日は3時間程度部活動の指導に当たっている現状です。いずれの顧問も自分が経験したことのある運動以外の部を持っているというふうなケースが多い状況となっております。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- ○6番(大泉奈美議員) 今、教育長のほうから、部活動の種類といいますか、と、子どもたちの人数をお聞きしました。なかなかやはり少子化が進んで子どもたちが少なくなっている中で、先生方も頑張って部活動対応していただいているという形になります。

現状の問題点といいますか、こういったところは今後の課題ではあるかなというところを、 先生方のご意見としてありますかということと、あとはやはり週に2日お休み、部活は基本 的には週4日ぐらい、そのほかの活動は恐らく指導者の方がいらっしゃって対応する部分が あると思いますが、先生方の現状のご意見とか、あとは部活それぞれの指導者、何名といい ますか、具体的な部分は学校とはつながりはあるかとは思いますが、その辺、指導者との関 係について分かる範囲で結構ですが、教えていただければと思います。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 先ほど答弁で最後のほうに申し上げましたが、顧問の教諭が必ずしもその担当する部に堪能だということはない状況下で指導に当たっていただいておりますが、現在、西川中学校においては、カヌー部につきましては、カヌー部の顧問、それから町職員、生涯学習課のほうにおります職員が連携体制を取って指導に当たっております。

それから、バレー部、卓球部、剣道部につきましては、日によってスポ少活動として取り 組んでいる状況もありまして、そういう意味で地域指導者、スポーツ少年団の指導者の方々 と連携体制を組みながら指導に当たっていただいているという現状がございます。

野球部と吹奏楽につきましては、顧問単独での指導状況だということでございます。以上です。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- ○6番(大泉奈美議員) そうしますと、部活動が休みというときは、スポーツ少年団活動として保護者や地域の方々にお願いしているという理解でよろしいですか。

もう一つは、学校とは違ったといいますか、先生方ではないということで、その辺については保護者なり、指導者にお任せをしているという認識でいいのか、この点についてもう一回、確認のためお伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 先ほど申し上げました連携体制を組んでいる部について、その保護者等に完全に任せきりの状況かというふうなご質問というふうに承りましたけれども、当然、団体スポーツなどはチームづくりということもございますので、その点においては保護者と外部指導者と顧問が密接に連携をして、願いを共有して取り組んでいるという状況でございます。本町の場合、その辺の連携が大変うまくいっているのではないかなというふうに思っております。そういうふうな状況下で、今後、休日の部活動地域移行ということに進んでいくに当たって、いろいろ条件を整備していく必要があるとは考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- ○6番(大泉奈美議員) 今、説明を伺いました。

保護者だけがそれを子どもたちの指導のために頑張っているというわけではなく、顧問の 先生と保護者一体になってやっているということで、これ、保護者の負担もやはり相談する 場所がないと大変になるかなとは思いますので、今後ともその点についてはしっかりと話合 いなりを進めていっていただきたいと思います。

それで、質問しております国の方針にどう対応するかなんですけれども、今、お話になったように、カヌー部の顧問については町職員が指導を担っている。来年度におきましても、町職員特別枠ということで1名指導のことで増えるのかなということがありまして、カヌー部につきましては、今後、対応的に言えばしっかりと出来上がっていくというふうに理解をしておりますが、ほかの部活について、先ほど申しましたように、野球部が今9人で、野球部は9人でスポーツをするわけですね。来年何名か入ってこなければ、またなくなってしまうという状況にあるかなというふうに思います。

そこで、うちの子には野球をさせたいんだけれども、西川にはないから引っ越しをしようという、子どもにさせてあげたいという思いとかもあって、そういう保護者が出てくる可能性もあります。ただ、それを引き止めるということはできないというふうに思います。やはり子どもの人数やらそういったことがありますので、ただ、今後そういうこともあり得るということを踏まえまして、部活動の在り方、子どもがやはり少なくなっている、少子化、これは西村山地域においても、それ、言えることかというふうに思います。

寒河江市におきましても、3つの中学校を統合して、現在の長岡山にある市営球場に建築が予定されていますということが言われております。その中で今後、例えば近隣市町との話合いなど、教育長もありますが、校長先生とのお話合いはされていますかということについてお尋ねをします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- **〇前田教育長** 西川中学校の今後の部活動の対応、方向性ということについてのご質問という ふうに承りました。

先ほど大泉議員がお話しされましたように、現在、スポーツ庁や文化庁から示されております来年度からの休日の部活動の段階的地域移行につきましては、単に教員の働き方改革のみならず、少子化が進む状況下にあって、将来に向けてよりよいスポーツ、文化活動の環境

を子どもたちのために整備していくと、そしてよりよい学校、部活動の在り方を目指していく契機と受け止めて対応すべきだと認識しております。

一方で、これまで中学生の心身の育成の一翼を担ってきた部活動や中学校そのものの在り 方に大きな変革をもたらすものであると認識しております。その意味からも、ただいま大泉 議員からご質問ありましたように、当事者である中学校の生徒、保護者、教職員のみならず、 それを支える全ての組織、競技団体等についても、趣旨の理解を浸透した上で、ニーズや現 状を把握して丁寧に進めていく必要がある問題だと捉えております。

その一つの手法として、ご指摘のように学校、保護者、教員と教育委員会等による話合い も大変大切なことというふうに考えておりますけれども、それに先立つ状況の整理と方向づ けが重要であるとの考えから、現段階ではその実施には至っておりません。

今後については、大きく3つのステップで進めていく必要があるというふうに考えている ところです。

その第1段階として、まず町内における対応でありますけれども、昨年度から学校教育課と生涯学習課の連携の下に地域移行に向けた段階的なロードマップを描き、学校、社会教育、関連団体との種々の会議において、国の示す方向性について理解と現状における課題の掘り起こし、今後の環境整備についての協力、協働を進めるべく取り組んでおります。しかし、残念ながら、国の方針は示されたものの、現段階でその予算措置も大変不透明で、中体連や大会の在り方など未整備の課題が山積しておりまして、いずれの自治体においても単独の判断では具体的に前に進みにくいという現状にあります。

第2段階としては、広域対応という段階になろうかと考えております。中学生にとって可能な限り平等な運動環境、活動環境を進めていくに当たっては、単独自治体では対応し切れない状況も容易に想定されます。そのことから、西村山地域内の自治体が連携して対応の方向性を見定めるべきだと捉えております。

西村山1市4町の教育委員会で構成する市町連絡協議会では、本庁からの提案に基づいて 7月に本庁を会場で開催した総会研修会において、県スポーツ保健課の担当者に現段階の状況と方向性の説明を求めるとともに、1市4町の教育委員会の各々の現状と課題をリポートし合って、教育委員や事務局職員がその温度差と課題意識を共有したところです。また、同月、西村山校長会と西村山教育長会と地域内全中学校長との協議の場を臨時で設け、現場の中学校、中体連の現状、課題についても確認を行ないました。県でも、これまでの山形、天童市に加え、今年度から鶴岡、小国町等をモデル地区に指定し、地域移行の実践研究を進め、

その成果を踏まえながら、今後の具体的方針を打ち出していくものと捉えております。

展開の第3段階といたしましては、今後、県や西村山地区として打ち出す方向づけの下に、 学校や中学生、保護者の声を踏まえ、町としての対応を進めていくことになりますが、これ までになかった形態の部活動環境を保証するための施設、輸送面等の財政措置も必要になっ てくることが想定されます。その意味で、首長部局とも密接に連携しながら、持続可能な部 活動の環境整備を図ってまいりたいというふうに考えて取り組んでいるところです。

以上です。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- ○6番(大泉奈美議員) 今、教育長のほうから答弁をいただいたのは、私が質問の2番目に 国が示す方針を踏まえということのお答えかなというふうに、今後の対応と方向性について もお話をいただいたというふうに理解をしました。

それをお聞きしまして、教育長、西村山地域の先生方、校長先生方などもいろいろな会議の中でそういった方向性のお話をされており、何とかやっぱり子どもたちのためにいい方向を見つけ出していこうということは感じているところですが、これは保護者のほうには随時といいますか、やはり上のほうでは話をしていますが、下で実際、そこの現場にいる例えば保護者、指導者のほうにはお伝えをするという機会は、今、こういうことを話し合って進めていますという、そういうことはなされているのかを1つお伺いします。

- 〇古澤議長 答弁は前田教育長。
- ○前田教育長 保護者等との具体的な話合いをしているかというようなご質問でございますが、 やはり先ほど申し上げましたように、段階的に整理をしながら進めていかないと不要な混乱 を招くというふうな状況もございます。現状で、実は過日行われた全中学校長との話合いの 中でも、非常に校長先生方が苦慮されておりましたのは、中体連のありよう等も全く未整理 で見えてこないと、そういうふうな中で保護者に何を投げかけていくかということも大変難 しい問題だというふうなことであります。ですから、その辺のところを整理しながらという ふうに考えておりますが、8月29日に西村山の教育長会で改めて話合いを持ちまして、当面、 西村山1市4町はこの方向で進めていこうという基本の軸を確認したところです。それは何 かというふうに申し上げますと、まず、第1点として、各市町が現状の中で地域移行できる ものは何があるのかということで具体的に取り組んでいこうというようなことでございます。 例えば、西川の場合ですと、先ほど申し上げましたように、多くの部が地域指導者と連携 して進めている現状がございます。ですから、そういった中で休日を完全に地域移行してい

くに当たっての問題点がどこにあるのか、そういったことを整理していく必要があると思っておりますし、教育長会で確認いたしましたもう一点は、他の地域から希望があった場合、できるだけ積極的に受け入れていく方向で進めていきましょうと、その上で問題になる点がどこにあるかということを整理していきましょうということを話し合っております。例えば、本町の場合ですと、考えられるのはカヌー、ぜひ西川で休日取り組んでみたいというような子が出てくるかもしれません。そういった部分について、なるべく積極的に門戸を開いてやっていこうと。そして、こういう進め方をもって段階的にやはり進めていくことが大事だということを確認しています。

その後、西川中学校の校長先生ともお話をしておりまして、中学校のほうでも今後、保護者、生徒のアンケートを取って、その考え方を把握するというふうなことなどを予定しております。つまり、ある程度、道筋が見えてきた段階で、その状況を保護者の方にお伝えしていかないと不要な混乱を招くということも想定されますので、その辺については丁寧に整理しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- ○6番(大泉奈美議員) 教育長会なり、そういったところでいろいろな話をされており、今後、西川中学校で生徒、保護者にアンケートを取ってご意見を聞くというお話でした。

まず1つ、中学校は3年間です。部活動は大体6月の中体連が終われば、その後、県大会、東北大会に行く部活もありますが、入って2年半、その2年半、この短い期間の中で関わる保護者、生徒、やはり卒業してしまえば、いや、俺たちのときはよかったけれども、今、大変だねという考えにどうしても、卒業すれば次の高校の心配、高校を卒業すれば大学なり、次の学校の心配をするというのがやはり親であり、じゃ、現状、中学校、今、大変だねとは、やはり町としてそこはしっかりと、これから子どもが生まれて中学校、小学校もスポーツ少年団という段階もあって、さらにそれを続けて中学校に行く子もそうでない子もいますが、子どもを中学校で部活何しようかなという親の心配がないように、やはりもう少ない人数ですから、教育委員会なり学校のほうで対応していっていただければというふうには思います。まず、第一には、私がこの一般質問を思いついたのは、やはりマスコミですね。8月22日の山形新聞に掲載されました記事によれば、地域移行を進めるため都道府県や市町村が協議会を設置し、総括コーディネーターを配置、部活の受皿となり、総合型スポーツクラブや民間事業者、文化芸術団体などと学校をつなぐコーディネーターを置き、連絡や調整を担って

もらうことを想定している。想定している段階でこういった段階でこういった記事が出されますと、親はどうなるんだろう、今は何とか地域のOBの人たちがやってくれているし、子どもたちもいるからいいけれども、その後、どうしようという心配が出てくるわけです。教育委員会なり、教育長会とかでいろいろお話をされていますが、やはり来年度から少しずつ動いていかなければいけないのではないかというふうに思うわけですね。

そこで、西村山地域の連携というのもありますが、町には現在、スポーツサポート西川とか体育協会で、あとは10名のスポーツ指導員の方がおられますが、こういったところと今後、指導に関しまして、部活動と連携するというお考えはないでしょうか。今の段階で結構ですので、お答えいただければというふうに思います。

〇古澤議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 現在組織化されているスポーツサポート西川あるいはスポーツ推進員と、この地域移行に関わって事を一緒に進めていく考えはないかというようなご質問でございますが、この部活動の地域移行に関わっては、その大きな受皿として総合的スポーツクラブも考えられるというふうなことも言われております。その意味では、スポーツサポート西川との連携というのは非常に重要だというふうに考えております。あと、併せて町民の健康づくりのためにスポーツを推進いただいているスポーツ推進員の皆様とも連携が非常に重要だというふうに私としては捉えております。

ただ、現状のスポーツサポート西川の組織体制とかあるいはスポーツ推進員の組織体制というものは、こういったことを前提として進んできておりませんので、今後、その辺の組織の在り方についても、町全体として町民、若者、中学生を含む運動環境を整えていく視点に立って、大きい視点から連携体制を改めて検討して、盤石の体制をできるだけ町民みんなの力でつくっていくという方向性は非常に重要だと思います。

ただいまの大泉議員のご指摘、大変重要なご指摘だと思って承りました。 以上です。

〇古澤議長 6番、大泉奈美議員。

○6番(大泉奈美議員) ありがとうございます。

今現在ある総合型スポーツクラブ、これの設立も非常に何年もかかってやっとできて、今、活動が成り立って、少ない予算の中で頑張って担当の方はやられていらっしゃるのかなというふうに思います。ですので、今後、この辺と協力をしながら、例えばスポーツ推進員の方が10名いらっしゃるなら、半分は地域の指導に当たり、半分は中学校の部活の指導に当たる

とか、そういったこともあるかと思います。

あとは、もう一つ、やはり町には大きい体育協会というもう前からの組織がありますので、 ぜひこういったところもお話を進めながら、しっかりとやっていっていただきたいというふ うに思います。

今、やはり指導者というのは、ほぼボランティアでやっているわけです。いろいろな卓球とかバレーボールとか剣道とかありますが、保護者が会費の中から幾ばくかのお礼の謝金を出しているというところも考えられるところではありますが、今後、こういったところがあるのであれば、町で、これ、町長、財政についてなんですけれども、町で国から補助金といいますか、新聞の中でですけれども、指導者の確保も課題で、都道府県による人材バンク設置や指導者養成のための講習会開催なども補助するとか、そういった財政措置の記事もちらほら見られるわけですが、今後、現状といいますか、そういったものがあるかどうかをちょっと町長のほうにお伺いをいたします。

- 〇古澤議長 答弁は佐藤総務課長。
- **〇佐藤総務課長** お答えさせていただきます。

議員のご質問にございました国からの部活動の指導員等に対する財政的な措置については、 現在のところなされていないというふうに認識いたしております。

今後、当然、スポーツ庁、文化庁、そういった国のほうから地域での部活動、そういった ものの検討あるいはいろんな話が出ている状況でございますので、その中でどういった形の そういった財政的な措置がなされてくるかというものについては、今後注視していくべきも のというふうに捉えているところでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- **〇6番(大泉奈美議員)** 関連で財政的措置ということをお聞きしまして、課長のほうから説明を伺ったわけです。今後、これからそういったものがあれば、町でも考えていっていただけるのではないかというふうにまずは理解したところです。

やはり中学生活はたったの3年間です。その中でも心も体も成長し、自我が目覚め、仲間 と何かやってみようとし、成功と失敗を繰り返し、外の世界へ羽ばたく準備段階だと思いま す。または人生においての生涯の友達を見つける方もいます。

これはあるお子さんの言葉でしたが、今ではないです、随分前です。勉強ができても、先生と親、一部の人しか分からない。運動で目立つと町報に載るからみんな知ってくれると言

った子どもさんがいました。こういった意味で、子どもたちにとっては、それは勉強もしなくてはいけないということは分かるんですが、やはり部活、文化部として吹奏楽部もありますが、そういった中学校生活の中で両方を体験しながら友達をつくり、いろんなことを経験して、対外試合なども経験して、ほかの学校の子どもたちと触れ合う、ほかの練習試合でほかに行ってほかの地域を知るということもこの段階では非常に重要かと思います。子どもたち、町長が一番そうかなと思いますが、いずれここから羽ばたいて、人がいっぱいいるところに行くわけです。最初に高校に行くわけですが、やはり人数は多い、人がとにかく電車で、自分で通う。カルチャーショック、今まで自分はできてきたんだけれども、自分よりさらに運動も勉強もできる子がいっぱいいるというところがあると思います。そういったことを部活の中で体験していくことができれば、子どもたちはそういった心で羽ばたいていけるのかなというふうに思います。

ですので、今後、まだ来年度から令和25年、長い年月でやってくださいよと国では示してはいますが、やはり立ち止まらず少しずつ進めていっていただきたい。と、やはりこれは情報的には保護者には開示するという、これが一番、今、何か町といいますか、そこで話合いはしていますが、何をしているのか分からないということがあると。そういったことのないように、この段階では話をできるということがあれば、その都度、やはり保護者に話をしていっていただければというふうに思い、この点については強く希望したいなというふうに思います。

学校の生活はなかなか、ふだん子どもが学校に行っている、孫が行っているということでなければ見えてこないところです。しかしながら、狭い町といいますか、少ない人数でやはり町全体で子どもたちを育てようというお考えがあるのであれば、外の世界へということももう一つ、山の自然も大事なんですが、外の世界に羽ばたく準備ということも考えていっていただきたいなと。そして、いずれ町で活躍をしていただくというふうになれば一番いいところではあるんですが、そういった循環といいますか、子どもたちが戻ってまた子どもを育てるという、そういった町にしていっていただきたいというふうに思いますが、最後に町長に部活動、カヌー部に所属されていたかというふうに思いますが、自分の中学生時代にどういった思いで過ごされていたかという、質問とはちょっと離れているかと思いますが、先輩としてご意見をお伺いしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ご質問いただき、ありがとうございます。

私も中学、高校とカヌーをしておりました。先ほど大泉議員のお話であった部活動で頑張ると町報に載るというようなお話、私もそのうちの小学生の一人でした。私はカヌーをする前に、西川町の小学生の陸上競技大会というのに参加しまして、そこでハードルがたしか得意だったんです。ですので、ハードルで優勝とか100メートルで2位、3位とかなったりしていたんですけれども、そうするとやっぱり町報に載るわけです。そうすると、地域の方々から頑張ったなと、ハードルもできるのか、お前みたいなことで、そういった応援をいただいている、今まで声をかけられなかった地元の地域の方々からいただくというのは、本当に子どもながら、あっ、この地域に住んでよかったなというふうに心から思いました。やっぱり私も伝えたいものですから、そういった大会の後に家に帰ってすぐじいちゃん、ばあちゃんに、ハードルで1位取ってきたぞというふうに言われて、全校生徒の前でメダルをもらって、地域の方々からいただくというのは、本当にこの地域を愛するきっかけになることだと思います。ですので、こういったスポーツの部活動での皆さんへのご報告ということをしっかり皆さん、地域で共有するように、町からも情報発信をしなくちゃいけないなと思っていました。

その中でまた、ちょっと課題というか、あれなのが、カヌー部の中学校のカヌー大会、地元吉川の方がカナディアンシングルで優勝しましたと、動画をいただきましたと。動画をぜひ町でオープンチャットでもLINEでも流してくださいと言われて、させていただきました。その何日か翌日かに、バレーの東北大会の出場というのが西川中学校男子決まりましたと。ただ、その情報は、写真は頂いたんですけれども、ご報告だけですと。この写真を流すとまた問題になるので、ちょっとバレーにおいてはやめてほしいというふうに言われたんです。ですので、そういったせっかくお知らせしたい情報を、ルールを保護者間の問題なのか学校の問題なのかちょっと分かりませんけれども、そういったこれだったらみんなにお知らせしていいよというような媒体をしっかりいただければ、町のほうでも宣伝させていただければなというふうに思います。

こういった一つ一つ、部活で褒められた経験、子供会活動で楽しく過ごした西川での経験は、子どもの頃からこの土地にまた戻りたいという動機づけになるのは間違いございませんので、こういった取組、頑張った方を応援する、また、部活動に限らず芸術活動とかでも、こんなことがあったということで、農協まつりの図画工作とかよく褒められましたけれども、そういったことでの頑張ったことへのお知らせというのも、町としてもこれからしていきたいなと思います。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- ○6番(大泉奈美議員) 子どもの頃の思いをお伺いしまして、どうもありがとうございます。 やはり子どもを育てるというのは、全体的な意味があると思います。子どもは正直だから、 自分の得意な分野を進めていくという、好きこそものの上手なれと言いまして、やっぱり自 分に合ったものじゃないと長くは続かないというふうに思います。ですので、これからやは り少子化というか、子どもの人数がどんどん減っていくのは、もうデータ的に出ております。 それを踏まえて、中学校の部活動をどうしていくかということをしっかり各団体の方とお話 をしていただきながら、いい方向性、指導者も無理のかからないような方向性にしていって いただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。
- **〇古澤議長** 以上で、6番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤 仁議員

〇古澤議長 続いて、3番、佐藤仁議員。

〔3番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○3番(佐藤 仁議員) おはようございます。

3番、佐藤仁です。よろしくお願いいたします。

今回は、今後の医療及び介護・福祉、住環境全般ということで質問をさせていただきます。 今までも、前町長のときにもこういう項目を質問させていただきました。やっぱり基本的 な町のスタンスというものをやっぱり新町長にも聞いておきたいなということで、周りの人 はまたかというような題名ですけれども、町長に質問をさせていただきたいというふうに思 いますのでよろしくお願いします。

質問通告にも書いてありますけれども、町民の方が西川町に住み続けたい、住み続けられると思ってもらえるには、住むところ、あと介護を含めた福祉、そして医療の充実は欠かせないと。これらについて町長の今後の方針を質問したいというふうに思います。

質問の1ですが、現在、みどり団地が来年度をめどにということですが、長期賃貸住宅は6年度に越すわけですけれども、それを今、進めています。その後の住環境整備、どのように考えているのかお聞きします。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 佐藤仁議員のご質問にお答えします。

少し、西川のこれからの住環境整備という大きな質問をいただいたというふうに認識して おります。お答えさせていただきます。

まず、ご質問の冒頭でおっしゃっていたとおり、みどり団地の住宅というのは、再来年、 今年度1LDK、2LDKの住宅を整備しまして入居を募集すると。また、25年借りれば住 宅がもらえるという長期賃貸住宅については来年度の建設を予定して、そちらのほうはまた 予算の審議をお願いしたいと思っております。

まず、住環境の整備について、今まで西川町で起きたこと、実施されていたことということを整理させていただきますけれども、西川町は、海味地区のほうに多く住宅を整備したということでございまして、これはこれでいい施策なのではないかというふうに感じております。ただ、進め方があまりほかの自治体とは異なっているなというふうに認識しております。というのは、通常であれば、この政策というのは、間違いなくコンパクトシティーです。

今、この政策は間違いなくコンパクトシティーですけれども、町の第6次総合計画、長期計画には一言も書いておりません。通常、こういった政策を進めるには、シティーまちづくり計画とかそういったものをほかの町でも定めて、うちの町ではここにこれから住宅ができるんだとかそういった方針を示すのが一般的なんでございますけれども、残念ながら西川町においてはそのようにはなっていないというふうに感じております。もう少し住民との対話が必要で、長期、中期に西川町がこのような住宅環境を整備するというようなメッセージをしっかり出さなくてはいけないと思います。

今後の考えなんですけれども、私としては現在のところ、みどり団地については海味地区での住環境整備、まとまった土地というのがこれで完了なのかなというふうに感じておりま

す。東西にまだ田んぼ、畑がみどり団地の東西にありますけれども、こちらのほうをさらに 買い足してするというようなことはございません。今のところ考えておりません。

これからは、西川町の町有地を活用していければいいなと思っています。まとまった町有地、先日、大手住宅メーカーに西川町で建設していただくとすれば、集合住宅です、いただくとすればどこの土地がいいかというのを見て回っていただきました。その結果は、睦合小学校の跡地と川土居小学校の跡地が最も適しているんではないかというような民間の専門家の方のご意見いただきました。西山の小学校跡地が一番大きいのでございますけれども、やはり坂がちょっときついということで、これが民間のほうで売り出すということにはなかなか難しいなということでございました。

また、ごめんなさい、先ほどの話で、本来であれば海味地区にコンパクトシティーをしますということを宣言してその代わりに山間部の方への補償というか、山間部の方が子ども世帯が海味にお住まいになるということはもう容易に想像できる話でございますので、そういったときには地域のコミュニティーが崩れないように支援を行うという政策が一般的でございます。こちらのほうも残念ながら西川町では不十分なのかなと思いますので、後れながらでございますけれども、これから地域のコミュニティーを維持するためには、どのようにしていったらいいのかということを住環境の整備と本来であればセットで行うべきことを後れながらも実施していきたいと考えております。

また、あとはどこに住宅を建てるんだということで、民間であれば先ほどのまとまった跡地ということがございますけれども、私はもう一度山間部、特に西部地区の入間、岩根沢、大井沢、水沢地域の空き家をもう一度しっかり、睦合も含めて吉川も、もう一度見直ししていきたいなと、しっかり見ていきたいなと思っています。

これからは、空き家を活用して住んでいただくというようなことを進めていきたいなと思いまして、まず初めに、今回の予算に入っておりますけれども、提出している予算に空き家を積極的に直して活用するという方に対しての補助金を用意しております。そういった使っていただける方の呼び水を期待してこの政策を事業を入れさせていただきました。

また、民間の動きも、先日ご紹介した地域力創造アドバイザーが空き家のほうの改修を得意にしている方に就いていただきましたので、その方が空き家を2桁に及ぶような空き家の改修を予定しておりますので、そういった住めるようにしていただいてそこに住みたいと思えるような情報発信をしていきたいと思います。

いずれにしても、山間部のほうに焦点を当てた空き家の対応、空き家の活用というのを考

えていきたいと考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) ありがとうございます。

今、計画的なということで今まではそれがなかったのではないかと。確かに、一般住民も 住整備の展望がやっぱり分からないというのはそのとおりだと思います。

今、町有地の活用、睦合小の跡地も出ました。当初森林組合の置場とかいろいろ話があったのも事実ですが、やっぱり私も睦合で言えばスーパー等ものもありますし、一応近いということで暮らしやすい面も確かにある。そういう面で長期的に、あとは短期的にこれからやっぱりそういうものもお示しをして、これなのかと、ではというふうな考えがやっぱり個人的には出てくるわけです。そういう面で今後そういうものをつくっていただくと大変ありがたいと。ぜひやっていただきたいというふうに。

それで、今、子どもから大人まで若い者も含めてということの政策ですけれども、やっぱり私が一番気になるのは年配の方の住整備です。それで、いろいろ町営住宅、あと、若者のための促進住宅あります。例えば、年金暮らしの二人の方が結構おられます。そういう方の町営の設備、町営住宅で該当するような建物、施設というのはあるのかどうか、それとひっくるめて高齢者住宅でケアハイツというのも前にあります。5世帯分たしかあると思うんですけれども、あれの例えば入居条件とか家賃とかそういうものを建設課長分かると思うんですけれども、ちょっと簡単でいいですからお願いいたします。

- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- ○眞壁建設水道課長 ただいまの年金で生計を立てている夫婦または1人暮らしの方が入居できるような町営の施設ということでありますが、公営住宅としての町営住宅として睦合に扇田住宅、あとは先ほど議員がおっしゃられた高齢者住宅、あと海味住宅、あと、せせらぎ住宅、あと賃貸集合住宅としてコーポ睦合がございます。

入居の要件としましては、住宅に困っておられる方で、自ら居住する住宅ということで税金等の滞納がない方ということで所得の上限が定められております。そういうところには、 当然入れるということであります。

高齢者住宅の入居の要件としましては、ただいま申し上げましたことに加えまして、入居者全員の年齢が60歳以上というようなことで入居の条件とさせていただいております。

高齢者住宅の家賃につきましては、所得にもよりますので幅がありますけれども、1万

6,700円から2万4,900円までというようなことで、設定させていただいております。

あと、これらにつきまして町のほうでもホームページ等で周知がなってなかったものですから、先週建設水道課のほうでホームページに載せたところです。まだ不備な面もありますので、随時リニューアルもしまして皆様に広くお知らせしていきたいと考えているところです。

これらのホームページとあとは周知に関しましては、佐藤光康議員のご指摘もありました ので、鮭川村の周知等々も参考にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) いろいろあると私も条例見てみたらもうみんなやんだぐなってずらっといっぱいあって非常にちょっと理解がしづらい、しょうがないんでしょうけれども条例ですから、それで高齢者に限って言えば、山形県というのは三世帯の同居率が日本一です。それで、6次総合では5,000人を目標にしてきたと。今現在4,800人、八百四十何人、世帯数は1,600を目標にしてきている。実際、今現在は1,800ぐらいあると。人口は減っていても世帯数はそんなに減っていないというか目標でも200世帯ぐらいまだ余裕があるというのはおかしいですけれども、あります。

それで、今までもやってきたもの若者促進住宅とかいろいろやってきたと。やっぱりその 三世帯が崩れて、やっぱり娘さん子どもさんが結婚を機にやっぱり幸いにしてそういう住宅 に移ったというようなこともあって世帯数は減らなかったのかなというふうに私なりには思 っているんですけれども、そこら辺町としてどういう分析をしているのか、建設課長なのか 推進課長なのか分かれば簡単にお願いします。

- ○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまの佐藤仁議員のご質問についてですが、議員ご指摘のとおりであります。

国勢調査等からも見られるとおり世帯はあまり人口ほど減ってはおりません。見てみますと、昨日の一般質問でもありましたが、高齢世帯の単身の方や高齢の二人暮らしの世帯の割合が非常に多くなっております。前でしたら三世帯同居とかそういった世帯が多いのが西川町の特徴でありましたが、三世帯同居率が減っております。それに反比例して二世帯もしくは単身の世帯が増えているというような状況で、世帯分離ということもありますけれども、その中で見てみますと、若い方が外に出て行ってしまってお年を召した方のご夫婦が町内に

残っているというような傾向にあるというように見ております。 以上です。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) そういうことだと思います。

それで、町長の得意分野で地方創生、2013年ぐらいからなってきているわけですけれども、 それの一番の目的はやっぱり都市部、東京に集中をしないような施策を取っていくと。地方 の人口減少に歯止めをかけると、そして、日本全体の活力を上げていく、それが目的の政策 だというふうに言われておりますが、全国的に今までを見てみますとやっぱりどうしても地 方から都市部へというのが止まっていない。逆に加速しているぐらいにも思えるぐらいです、 今まではです、これからどうなるかは分かりません。

山形県内を見ても、13の市19の町3つの村、合わせて35市町村です。どうしてもやっぱり町、村から市のほうに行っていく傾向がある。西川町を見れば、やっぱり若者もそうなんですけれども、年配の方でやっぱり冬、雪のことを考える、いろいろその他考えるとやっぱりもう寒河江とか天童とか山形にマンションを求めている、または求める予定だと、住宅とかです。そういうことを考えている方が結構おられると。政策としては国を挙げて地方もそうですけれども、人口の活性化、地方の活性化でそういう人口の流出を止める政策をやっているわけですけれども、反面そういう地方都市、地方の町、村がだんだん今まで町で暮らしてきて頑張って暮らしてきた人でさえも他の市町村に出ていくと。

ですから、やっていることと現実が非常に相反しているわけです。いかに今まで一生懸命 町で暮らしてきた人が今度は町にとどまるかという政策も非常に大切だというふうに思うわ けです。

それにはやっぱりどうしても、例えば二人暮らしだと雪はいろいろ町の除排水の補助がやっぱりあるわけです、半額補助が。それを考えてもやっぱり半分は出さなきゃならない。やっぱりあと家を維持していくのは大変だとなれば、やっぱりどうしてもそういう他の市町村に出ていく気持ちが出てくるのは当然だと思う。それをとどめるためには、やっぱり今、若者定住促進住宅というものをいろいろ今までも私たちも現在もやっている。そうしたれば、やっぱりバリアフリー化の例えば高齢者の二人で住めるとか、そういうものもやっぱり先ほど町長が言われたように今後のビジョンとしてその中に入れてもらって、やっぱり今まで働いてきて頑張ってきた人が逃げていって、新しい人、若い者入れても人数は増えてもやっぱり町としては困るんではないかなと。

そういうものを町長、どのように考えていくのか、こうやって言われて答えづらいかもしれませんけれども、今の話を聞いてちょっと町長のスタンスをお聞きしたいというふうに思います。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり各市との競争にも今、なっているわけでございまして、魅力あるところにやっぱり人が流れるということで、やっぱり魅力あるというふうに地域ということで全国的に言われている東川町とか神山町は、やっぱり最初は生産年齢人口から増えると。生産年齢人口が増えてやがて人口が増えるというような流れになりますので、私らもまず生産年齢人口、若い世代の人口というのを増やしていく必要があるなと思いますので、まず魅力ある町を思っていただけるような町をつくっていただきたい、一回観光来て、ああこういう活気のある町なんだとか、西川町職員、西川町の方、触れ合った方々がみんな情熱を持って接しているということで人を愛してもらって移住してもらうということがまず関係人口なんです。そちらの関係人口づくりというのをしていかなくてはいけないなと思っております。

実は、東京のほうも今年の1月に発表しまして0.35%人口減少というふうになりましたので、もうどこでも人が減るような日本になってきましたので、ほかの自治体とも競争だと思っておりますので、競争で何で勝負していくかというとやっぱり関係人口をつくる政策をまず同時並行に進めていかなくちゃいけないなと思っております。

また、ご指摘いただいたバリアフリー化というのは、確かに西川町には必要な政策なのかなというふうに、今、私、今まで考えていなかったんですけれども、そういった所見を持たせていただきました。バリアフリー化を行うために、今まで観光事業者、旅館業とか病院とかそういった直す補助金は国としてありましたけれども、個々の家への支援というのは多分恐らく町にしかできないことでございますので、その辺りはこれから考えていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 一生懸命今後町長が外部から人を寄せて移住定住を図っていく、スタートしたわけですので、少なくとも今まで住んできた人が逃げていかないようにとどまってもらえるようなやっぱり住宅環境の整備というものを念頭に置いていただければなと、やっぱり揺り籠から墓場まで安心して住める、心配しないで住めるというような町をお願いしたいというふうに思います。

次に、質問2に移ります。

現在、介護施設ですけれども、ケアハイツ西川さんととこしえ西川さんがあります。今後、町の経営及び民間も含めてですけれども、施設の整備面をどのように考えていくのかお聞き します。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 介護施設の整備についてご質問ありましたので、お答えさせていただきます。 まず、結論から申し上げると、現在のところ、介護のニーズには一定程度応えられている と思っておりますので、新たに建設を町が整備するという予定は今のところございません。 その上で、詳細をご説明させていただきます。

ケアハイツ西川では現在、介護福祉老人施設短期入居生活介護、通所介護、居宅介護支援、 訪問介護、訪問入浴支援など、とこしえでは、小規模多機能型居宅介護とサービス付高齢者 向け住宅など、それぞれのサービスを提供しております。

また、町では、地域包括支援センターを中心にこれらの事業者や町立病院、町の福祉協議会などと定期的な情報共有と対応検討を行っております。

サービスを必要とする町民の皆様の相談にもしっかりと対応しているところでございます。 以上のことから、横ばいから減少に転じている介護認定者数の推移や、介護ごとの認定者 の割合などを踏まえまして、町内の施設や近隣市町村に設置されている施設などの利用を組 み合わせることで一定のニーズには応えられると認識し、新たに町が施設を整備する予定は ございません。

しかし、町内で開設を目指すといったような介護事業者については情報提供、丁寧な相談、 対応をしていきたいと考えております。実際にもう今、来たいというようなお声がけいただ いている事業者さんもおりますので、丁寧に私がご対応させていただきます。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- **○3番(佐藤 仁議員)** 今現在の説明がありました。

それで、前にもちょっと質問したことあるんですけれども、認知症の患者というものが非常に今現在も増えていますし、これからも増えるだろうというふうに言われておりますが、 佐藤課長にお聞きしますけれども、認知症の認知になっているというのは、これ恐らく分からないとは思うんですけれども、町でそういうようなデータというのはあるのか、あれば教えていただきたい、なければないで結構です。

〇古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 佐藤仁議員のご質問にお答えをいたします。

当然、介護認定の際には、その方の状況をきちんと把握をしてデータをつくるわけでございますけれども、例えばどういった症状の認知症であるかというふうな統計まではちょっと取っておりませんでしたので、この場でお答えできません。よろしくお願いいたします。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) だと思います。

アルツハイマーからいろいろな件で認知症と、それは医師から通知になってもそれを基に した介護認定というのはなかなかできづらい、1に対して認知症系があるからもうワンラン ク一歩で2になるとかそのぐらいだと思うんですけれども。

それで、認知症の方、今、世界で5,000万人ぐらいいると。それで、日本ではというと、私の資料2のあんちょこを見ますと、12年前の2012年で3,640万人だそうです。これですと、65歳以上の高齢者の割合に対して7人に1人だと。昨年の9月15日現在では、3,640万人高齢者いる中で600万人です。そうしますと、高齢者うちの6人に1人が認知症だと。これが2025年、団塊の世代が高齢者になる年です、これが700万人になる。5人に1人です、高齢者の中で。

さらに言えば2040年、団塊の世代の子どもさん、団塊ジュニアの方が高齢者65歳になる年になると800万人になるだろうと。そうしますと、かなりの数になる。それで、人口割合からいきましても、今、日本で1億2,500万人いたとしますと、600万人にしますと20人に1人です。健常者も入れての割合です。ここに二十数名いられますけれども1人はいるというような計算になる。そういうようなデータです。

ただ、西川町の場合、今、介護認定受けているのは417名だそうです。この前の課長からのデータいただいたやつ。一概に言えないんですけれども、それ西川町の高齢者を今、2,200ちょっといますけれどもそれを6で割れば三百七十何名になるわけですけれども、417に対して300、それはないとは思うんですけれども、いずれにしても今後認知症というものに対する考え方を変えていかないと駄目なのかなというふうに思うんですけれども、この今の数字を聞いて、町長、ちょっとどのように思われるか、西川町でもう介護認定417のうち人口割でデータでいけば異常な数になる。ちょっと今の数字を聞いてびっくりしたとか、そんなものかとか、分かっていたよというのなのか、ちょっとだけお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 私の経験というか、やっぱり西川町に、数字を見て特にそんなものだろうなとい

う認識ではないんですけれども、それはなぜかというと私のばあさんもそうだったからということです。私のばあさんも隣のばあさんもそうでした。隣のばあさんがお茶飲みに来て同じ話を10分に1回して笑っていくというあのパターンが続いてあったので、ああ大変だなというふうに、身の回りがそういう方が多くいらっしゃったものですから、そう感じました。

〇古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番(佐藤 仁議員) 本人は認識していないですけれども、周りの人がやっぱりそうなる、私の親も少しちょっと70%ぐらいのところがあるので、非常に共感を得るわけですけれども、オランダに1.5~クタールぐらい、みどり団地の結構な面積があるみたい、同じぐらい、そこに認知症専門の施設がある。これには映画館もあってカフェもあってスーパーマーケットもある。世界各国からいろんな施設を行っていると。ずっと1900年代からずっとあるんですけれども、2009年に新しくしたと。非常に認知症に対する医療介護にもたけた施設です。デ・ホーヘワイクとかいう名前なんだそうですけれども、それに特化しなくてもやっぱり例えば今、ケアハイツ、先ほどありましたように特別老人ホーム、あとはデイサービス、ショートステイあります。あと、とこしえさんはサービス付の高齢者住宅を並行して西川町が優先的に入れる、下のほうです、デイサービスとかそういう施設になっております。

やっぱり今後そういう認知症というものに対して全国的に問題になっているときに、西川町は優先的にということも踏まえてでしょうけれども、そういうふうな施設の誘致、町でやるような、そこら辺も、特化しなくてもそれが例えば空きがあれば他の市町村から呼び込めばいいわけですので、そういうものも、今後、西川町はいろいろな面に取り組んでいるんだなというようなことをお示しをする意味もひっくるめてやっぱり将来の介護施設というものの在り方もあってもいいのかなということで、先ほどいろいろ外部からの話があるということなので、再度町長、今のことをちょっと答弁をお願いします。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〇菅野町長 ご質問ありがとうございます。

イギリスの話も参考になりました。デファール、デワールだと思うんですけれども、あ、オランダ、すみません。

そうですね、先ほどの認知症のそういった専門にやっている事業者というのは私今まで日本ではお会いしたことなくて、ただ、そういった方も認知症と介護というのは兼ねている方々もやっぱり多いものですから、そういった方々が多く選べるような状況にできるというのが必要なのかなと思っておりますので、誘致に関しては積極的にさせて、私が対応すると

いうことで約束させていただきます。

また、そのときにはどこにつくりたいかと、どこがあるのかというご質問を次に多くいただくのでございますけれども、これも町有地を例えば水道設備が配管が整っている西山小学校跡地とか、そういったところもあまり移動がないということであればあの坂も大丈夫なのかなと思っていますが、そういった場所をご紹介しながら丁寧に対応していきたいと思います。ただ、ケーシーフレームの件もありますので、無償貸付けではなくてしっかり有償でやりたいと思っています。

以上です。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) ちょっとあとで病院の件でもお話しすると思っていたんですけれども、やっぱり西川町、病院を基点にしたすばらしい設備が整っているわけで、病院ということを考えればあそこら辺の近辺でどうしてもあると維持していく事業所も非常に楽、安心という面があります。今からあそこら辺をまたちょっといろいろ住宅もあるので、空き地がないのであれなんですけれども、今度の誘致云々の話があれば、その認知症というものもちょっと業者さんのほうに入れてもらって、そういう対応というものもひっくるめた例えば介護施設の状況、それをちょっとお願いできればなというふうに思います。

次に、質問3ですが、今後の町立病院の全体像をどのように考えているのかお聞きします。 〇古澤議長 答弁は菅野町長。

〇菅野町長 町立病院の今後の全体像についてご質問ありましたので、お答えさせていただきます。

町立病院では、町唯一の医療機関として地域の一次医療を提供する役割を担い、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう包括ケアシステムを構築し救急告示病院としても地域医療における役割を果たしております。

また、保健センターやケアハイツ西川などと医療福祉サービスエリアを構成して、介護、 福祉、予防と診療を一体的に提供できるよう連携して事業を行ってまいりました。

また、現在のコロナ禍にあっては、ワクチン接種やPCR検査などの感染症対策において も町民の皆様の健康の確保と地域医療の維持に努めているところでございます。

議員ご質問の町立病院の全体像については、これまでの国の病院事業を行っている自治体に対するガイドラインでは病院の再編、ネットワーク化、経営の効率化、経営の形態の見直しなどが求められております。町立病院では平成21年度から25年度までの町立病院改革プラ

ン、平成28年度から令和2年度までの町立病院新改革プランを策定し、業務改善や収益改善 に取り組みながら地域に密着した親しまれる病院を目指してきたところでございます。

しかし、令和4年3月29日付総務省自治財政局長通知で示されました持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインでは、これまでのガイドラインとは異なりましてコロナ対応の中で感染症対策、感染症拡大時の町立病院の果たす役割の重要性が再認識され、病院間の役割分担の明確化と最適化、医師、看護師などの確保と働き方改革の必要性、持続可能な地域医療体制を確保するための機能の分化と連携の強化などをプランの内容として記載するように求められております。

策定の時期は令和4年度または令和5年度中ということで、期間のほうは、実施期間ですね。計画期間は令和9年までが標準とされているところでございます。

町立病院の今後の全体像に対しては、この町立病院経営強化プランの策定を行いまして、これと併せて先月初会合されました西村山地域医療体制の検討会での医療体制の議論、山形県からは3案が示されましたが、令和7年までの厚生労働省の地域医療構想策定ガイドラインを踏まえ山形県の地域医療構想についても論点、メリット、デメリット整理しまして、今後も町としての考え方を申し上げて町立病院の在り方、持続可能な医療体制はどうすればよろしいのかを模索してまいります。

最後に、今までの議論を町立病院の私なりに分析と今までの寒河江、西村山の医療体制の ことを首長の方とお話しした感想を申し上げます。

今の西村山の今回県が示された3案、私は3案とも西川町立病院から見ると、3案どの案も特に変わらないものでございました。その連携する病院が一つの1社にまとまるのか、連携する病院が一つのグループなのか、それとも今までの体制を維持しながらどう役割分担をしていくかということでございましたので、特に町立病院に関しては町の自主性が尊重されているのかなというふうに感じました。ただ、いかに残すかというのは連携なくしては維持できないと考えております。現在、西川町の町立病院の負担金は年に2億7,000万が現状です。今の状況であれば、財源のほうは何とか乗り切れると考えております。今の状況、今の収入であればです。

ただ、問題なのは、病院を訪れる方の収益の部分と、もう一つは医療を施す側の医師の確保でございます。この2点に関しては町がどんなに頑張ってもできない部分もございますので、そういった2点を、財源は何とかなりますと、人の確保と町民の方が使っていただけるような確保、この2点に関しては早めに町のほうでも対応していかなくてはいけないと考え

ております。

以上です。

- 〇古澤議長 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 今、町からの繰り出しが2億7,000万でここ何年か続いているわけですけれども、前回もちょっと質問したときには交付金というので大体半分ぐらいは入ってくるわけですので、実質2億7,000万ではないわけですけれども、それで、今、ちょっといろいろ今後のこと話ありました。今までの経緯を見ますと、2019年に国から地域医療構想が発表になって、公立病院の大体3割に当たる440の病院が縮小または統廃合、あとは病床の1割カットというものを打ち出されて、西村山の1市4町、大江町はないわけですけれども、3病院もそのリストに上がって報道されたと。大騒ぎになったと。

西川町の町立病院の場合は、回復期になっているので、たまたまそのリストに上がってこなかったということで西川町立病院はいいのかということで、でも実際そうじゃないと。

その後、寒河江市から、その次の年です、7月、河北病院と寒河江市立病院の統合という話があって、各1市4町の首長が集まってそこ県と集まっていろいろ話合いをしたと。ただし、その後尻切れとんぼになっていたわけです。というのは、コロナが始まって、公立病院の重要性というのは非常に認識されてきたものですから、一時ストップしたみたいな感じになったと。国では、1割削減の病床に対して、この補塡まで考えていたわけです。84億円も出して補塡まですると。それが一時ストップしたみたいな形になったんですが、今年に入って先月8月24日にさっき言われたように、県からそういう3案の提示があったと。寒河江市の市長は1案がいいと。そのほかの首長さんは現状維持のほうがいいのではないかというようなコメントが新聞にのっかっていましたけれども、そういう今までの経緯があるわけです。それで、ちょっと事務長にお聞きしたいんですけれども、そういうふうな2019年の段階では国も県もそういう縮小、病床のカット、統廃合という向きがあったわけですけれども、この頃の県からの一応要旨も策定しようとかなんて言うか雰囲気が公立病院に対する国・県の考え方がちょっと変わって来ているのかなというふうに思うんですが、そこら辺の雰囲気はどうでしょう。

- 〇古澤議長 答弁は飯野病院事務長。
- ○飯野病院事務長 佐藤議員のご質問にお答えします。

先ほどございました国・県のガイドラインの要旨といたしましては、持続可能な医療体制 を確保するために限られた医師、看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用する という視点を最も重視してきたガイドラインということになっております。

まだ、先ほど西村山の協議もございますが、県のほうといたしましても、まだ実勢的に町のほうと協議等々まだやっておりませんが、町といたしましてはこれまでの経緯、あるいは今回7次総のほうでもアンケートしていますけれども、そのような意見を踏まえまして、西川町の町立病院として地域のほうに貢献するために、県のほうに要望なり意見なりを述べていくという考えでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 全国に病院が八千何ぼ、9,000近くあって、公立病院がそのうち 1,450ぐらいある。やっぱり民間病院ではやれないものはやっぱり公立病院でやらざるを得 ない。ですから、民間は利益重視、最優先です、これは当たり前の話。

公立病院に関してはそれは度外視なんです。ある意味。いざというときに頑張ってもらうと、今回のコロナとか感染症とか民間病院でやれないものは公立病院でやってもらうと。しかし、それは経営も赤字でもやっぱり国策として今度、公立病院をある程度維持していくというような面も必要なんだと思うんです。これも毎回私言っているんです、去年も一昨年も。そういう意味で、これから、2025年では今から回復期というかそういう患者さんが25万人ぐらい増えると。25年、40年、例えばさっき言った団塊の世代、団塊の世代のジュニアと、どんどんそういう回復期の患者が増えていくわけです。それに逆行してお金までかけて病床を減らそう、統廃合をしていこうとしているわけです、国としては。それはちょっといかがなものかなと。

やっぱり医療というのは、地域住民にとって最優先のとりでです。そこら辺を考えて、西川町の場合人口5,000人弱の場合のところに医師が今、常駐4人、そのほかに透析とかいろいろです。これ恵まれていると思うんです、医師の数からすればです。でも、いろいろな今までの苦労があってそういう医師の確保してもらっていると思うんですが、町長、今後意思として西川町立病院を絶対維持していくんだというような気持ちがあるのかどうか。あればあるというだけで、答弁をお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 一言だけだとあれなので、それはもちろんございます。

その理由といっては、この前、町民アンケートを取らせていただいて、1,000人を超える アンケート結果いただきました。その中で、緊急性が最も高いのが除雪ですと。その次に町 立病院の運営、維持だったんです。ですので、町民の皆様のご関心も高いということがまず残さなくてはいけないなと思っていますし、あとは、ほかの町と違って西川町は唯一の医療機関になります。何を治すにしても治療するにはほかの町に行かなくてはいけないということをしっかり対応していかなくてはいけないということを思っておりますが、5,000人未満の町で町立病院を持っているのは西川町だけですと、県内においてはです、ですのでそういった財政のほうは厳しいんではございますけれども、何とか工夫しましてその2億7,000万ぐらいを維持しながら運営できればなと考えております。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 今は、西川町病院、別ないいところに行きたいんだという人もいますけれども、結果的に少し年を取ってくれば地元の病院で見慣れた景色の中で例えば入院するにしても診療をするにしても非常に気持ちからして楽になるんです。病は気からというのも言いますけれども。ぜひこの維持を、維持することを前提に全力していただきたいなというふうに思います。

あと、ちょっと個別の件でお聞きしますけれども、今、西川町立病院では、面会をやって いないですよね。いつまでなんですか。

- **〇古澤議長** 答弁は飯野病院事務長。
- ○飯野病院事務長 ただいまコロナ禍にありまして、面会のほうオンラインというふうなことで1階と病室のほうつないでしているわけでございますが、今回のコロナ禍の状況によりまして一般の面会するかどうかについては検討したいというふうになっております。
 以上であります。
- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 提案ですけれども、医療関係者、先生をはじめ看護師の方は定期的にPCR検査とか抗原検査やっていないですよね。その方は一応フリーで1階も2階も行っているわけですので、今、1日平均十二、三人だと思うんです。入院患者が。

例えば面会をしたいという方が抗原検査をすれば15分程度で陽性反応とか出るわけです。 そういう面を考慮して、例えば週に1回とか、オンラインでは週に1回ということで、モニターでやっている。そういうものも入れて、なるべく患者さんと家族の方が面会をできるように工夫をしていただきたいなと。抗原検査15分ぐらいで口の中に入れてその次10分ぐらいで出てくるわけです。家族も心配ですし、やっぱり年配の方なんかは家族の顔見ないとぼけてしまうんです。うちの母親そうです、今、入院させてもらっていますけれども、分からな い。これはやっぱり切実ですので、やっぱり身を守るのも大切ですけれども、相手のことも考えていただきたいなということ、これは提案します。

あともう一つお聞きしますけれども、マイナ保険証があります。これ、マイナカードと連携ですけれども、土田課長のほうには、今、マイナンバーカードの取得率、あと、佐藤課長にはマイナ保険証の申請率をちょっとお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- ○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいま佐藤議員からいただきましたマイナンバーカードの交付率でありますが、こちらのほう8月28日現在となりますけれども、交付枚数としては2,120、交付率としましては43.15%というふうな状況でありますが、現在75%の交付に向けまして各地区に出張で申請の受付を行ったり、予約制で夜間も対応して申請の支援を行っているところですので、ぜひ取得の向上にご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。
- 〇古澤議長

 追加答弁は佐藤健康福祉課長。
- ○佐藤健康福祉課長 佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカード、ご案内のとおり保険証としての利用が可能というふうになっておりまして、その保険証としての利用に当たっての初回登録の状況の数字をお知らせしたいと思います。

まず、国民健康保険につきましては、ちょっと期日はずれますが7月31日現在の被保険者数が1,058名です。そのうち7月20日現在でマイナンバーカードを保険証として登録されている方については167人、率にして15.78%となります。それから、後期高齢者医療のほうですが、こちらも7月末現在の被保険者数が1,255人、保険証として登録された方が139人、7月19日現在となります、率にしまして11.08%となっております。この数字は、ちょっと後期高齢のデータしかないんですが、県全体で後期高齢の方でマイナンバーカードを保険証として登録された方については、率にして6.15%になっておりますので、県の平均よりは町のほうは多いというふうに認識しております。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 事務長に聞きます。

マイナ保険証今まで使った方、どのぐらいいるか、分かればお願いします。

〇**古澤議長** 答弁は飯野病院事務長。

○飯野病院事務長 佐藤議員の質問にお答えします。

これまでの集計というものはちょっとございませんけれども、以前ですとほとんど利用者はいなかったというような状況でございました。ですが、最近町でも積極的にマイナンバーカードの申請を進めるようにというようなことになってからは、先月当たりは10名ほどの利用もございます。徐々に増えてきているというような状況というふうに認識をしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

〇古澤議長 3番、佐藤仁議員。

○3番(佐藤 仁議員) マイナ保険証、非常に機器も購入しなきゃならない、これ補助はあります、ですけれども持ち出しも必ずある。そのマイナ保険証を維持していくにも維持費がかかるということで診療報酬をやっているわけです。マイナ保険証をすると、当初は21円かかると、再診が17円、あと、調剤するにも9円ぐらいかかる。非常に非難が来て今度の10月からはたしか9円だかになる。ただし、従来の保険証は12円になると。それはちょっとマイナ保険証つくってといってもできない相談になってしまう、住人は。それは国からの上意下達では駄目なので、それは駄目なものは駄目と町長あたりパイプがあるわけですけれども、これに限らず、そういうものはやっぱり言っていただきたいと。何のための保険証、何のためのマイナカード、分からない、負担をかける。維持費がかかるから患者さん負担してくださいというのはちょっとお門違いだというふうにこれは思う。

時間があと1分ということで、議長からアイコンタクトがありましたので、まとめになるわけですけれども、昭和52年に西川町立病院ができたと、あそこに。あと5年後には50周年です。令和4年にはケアハイツ西川ができたと、翌年、令和でなくて平成です、平成4年にオープンしたと。次の年、平成5年には保健センターができたと。ご存じのように全て渡り廊下でつながっていると。

こういうふうな施設は行政、介護、医療が一体となった施設だというのは全国探してもそんなにない。我々の先輩方が非常に将来を見越してこういう施設をつくってくれたと。病院をはじめそれは、やっぱり何とか存続して、住んでいる人は死ぬまで安心して西川町に住んでいけると。そして、他の市町村に西川町はこういう設備もあるんだと自慢できるような、やっぱりそれは何とか医療、福祉、介護維持をしていっていただきたい。町長にはそれをお願いして私の質問を終わります。

〇古澤議長 町長から。

○3番(佐藤 仁議員) すみません、では最後に町長の答弁をお願いします。

- **〇古澤議長** まるっきりで特別でございますけれども、はい、答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたような私も最後に西川で最後を迎えるというので、そういった今までの医療体制があったというのは本当にありがたいことと思っておりまして、私の祖母もケアハイツで亡くなりましたし、私の祖父もこの前町立病院で亡くなりましたし、そういう面で本当に西川町には感謝しております。

感謝しておりますというのも変なんですけれども、先ほど議員からご指摘いただきました面会の件は、私も何でそうなんだろうなというのを、それぞれ3回接種したところで3人以内で10分間まで面会可能という病院が少しずつ増えてきている中で町立病院もできないんだろうかというふうに口惜しく思っていたところでございますので、その辺りも周りの状況を見ながら病院の方と対話して進めていきたいなと思っています。議員からもバリアフリー化や日常対策とかいただきましたけれども、ほかの議員からも宿題いただいたご要望というか、いただいたものは全てメモしておりますので、またご質問の機会いただければと、していただければと思います。どうもありがとうございました。

○古澤議長 以上で、3番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○古澤議長 これから本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

令 和 4 年 9 月 1 4 日

令和4年第3回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年9月14日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について
- 日程第 2 報告第8号 令和3年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について
- 日程第 3 議案の審議・採決
 - 議第40号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険 法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の設定について
 - 議第41号 西川町若者定住促進住宅条例等の一部を改正する条例の設定について
 - 議第42号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第43号 西川町立研修集会センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第44号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第3号)
 - 議第45号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議第46号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計補正予算 (第1号)
 - 議第47号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議第48号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)
 - 議第49号 令和4年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 決算特別委員会審査報告書の提出
- 日程第 5 決算認定案件の審議・採決
 - 認定第 1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

認定第 3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について

認定第 4号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

認定第 5号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

認定第 6号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について

認定第 7号 令和3年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい て

認定第 8号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

認定第 9号 令和3年度西川町病院事業会計決算の認定について 認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 6 議員派遣について

日程第 7 閉会中の継続調査申出

出席議員(10名)

1番 後藤一夫議員 2番 荒木俊夫議員 3番 佐 藤 仁 議員 4番 佐藤光康議員 5番 菅 野 邦比克 議員 大 泉 奈 美 議員 6番 耕 二 議員 7番 佐藤 佐藤 8番 幸 吉 議員 伊藤哲治議員 10番 古 澤 俊 一 9番

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 菅 野 大 志 君 教 育 長 前 田 雅 孝 君 総務課長佐藤俊彦君 政策推進課長 荒木 真 也 君 会計管理者 出納室長 土 田 伸 君 健康福祉課長 佐藤尚史君 兼町民税務課長 産業振興課長 兼農委事務局長 工藤信彦君 商工観光課長 土 田 浩 行 君 建設水道課長 真壁 正 弘 君 病院事務長 飯 野 勇 君 学校教育課長 安達晴美君 生涯学習課長 奥山純二君 監査委員 髙 橋 將 君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 松田一弘君
 議事係長
 鬼越晃一君

 書
 記 柴田 歓那君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

〇古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎報告第7号

○古澤議長 日程第1、報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

〇佐藤総務課長 おはようございます。

報告第7号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告を申し上げます。

この基準につきましては、自治体の財政破綻を未然に防ぐための地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき作成し、同法第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を受け、議会に報告をいたすものであります。

お手元の報告書をご覧いただきたいと存じます。

令和3年度決算における一般会計及び特別会計・企業会計ともに赤字はありませんでした。 実質公債費比率につきましては、自治体の収入に対する起債と負債返済の3か年平均の割 合を表すもので、前年度より0.9ポイント高い11.5%となっております。

なお、早期健全化基準は25%で、基準以下となっております。

将来負担比率につきましては、自治体が将来負担すべき実質的な債務割合を表すもので、 発生しておりません。

なお、早期健全化基準は350%で、基準以下となっております。

また、公営企業会計ごとの資金不足はありませんでした。

以上のとおり、本町の財政は早期健全化基準以下であることをご報告申し上げます。 また、この内容につきましては、法律の第3条第1項の規定に基づき、町ホームページ並 びに10月発行の町広報誌NETWORKにしかわ等で公表する予定といたしております。 以上であります。

◎報告第8号

○古澤議長 日程第2、報告第8号 令和3年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告 についてを議題とし、報告を求めます。

前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

〇前田教育長 報告第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条1項の規定に基づき、令和3年度西川町教育委員会事務事業点検・評価についてご報告申し上げます。

さきの全員協議会でお示しした資料ナンバー08をご覧ください。

令和3年度西川町教育委員会は、阿部仁、近松和朗、大泉奈緒子、松田光子の4市教育委員と、教育長の前田及び学校教育課、生涯学習課の2課3係の事務局体制で事務事業の執行管理に当たってまいりました。

教育委員会議としては、おおむね月1回の定例会を開催し、条例規則にのっとり、付託された社会教育・学校教育の施策や、各種委員の任命等について審議・決定してまいりました。 殊に令和3年度は第6次西川町総合計画に基づいて、平成26年度以降に取り組まれた教育事業の成果と課題を受けて、令和2年度に新たに策定した後期西川町教育振興基本計画の初年度に当たり、資料6ページの体系図に示した主要重点施策に即して具体的取組を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、例年行っている教育委員による小学校訪問や各種研修会への参加については、制限を余儀なくされた部分はありましたが、各種事業については、児童・生徒や町民の皆様の実情に即し、コロナ禍にあっても前に向かって歩みを進めるべきとの姿勢を共有しながら、種々の感染症対策を講じ、令和2年度よりは一歩踏み込んだ取組を行ってきたところです。

このたびの点検・評価については、町民視点の客観性確保のため、西川町社会教育委員の 荒木良弘氏、元教諭、荒木美知子氏、西川小学校PTA会長、尾形順一氏の3氏に、昨年度 に引き続き委員をご委嘱申し上げ、行いましたが、昨年度までとは考え方と枠組みを大幅に変えて実施いたしました。これは、昨年度まで行ってきた主要事業を数例抽出して行うという点検・評価手法では、本町教育の全体像がつかめないというご指摘を委員よりたいただきましたこと、そして、セクト主義の単発事業に終わることがないように、事業間、職員間の連携協働の視点を大切にして、事業の評価改善を図ってまいりたいという意図によるものです。

具体的な事業に即した点検・評価の内容については、7ページから27ページの評価シートに記載のとおりです。ここでは、8つの主要施策を受けた20の重点施策の中核事業について、その実施概要と教育委員会による自己評価と課題、それに基づく今後の方向性をお示しした上で委員より評価・提言をいただいております。

内容の詳細については、時間の都合上、資料をもってご確認いただきたいと存じますが、 評価委員による総括に関しては、教育委員会として以下の4点に整理をさせていただいたと ころです。

- 1、令和3年度からスタートした後期西川町教育振興計画は、社会情勢の変化に対応し、 課題を明確にして目標を設定し、新たな施策や解決の道筋を示すことに力点を置いて策定さ れている。
- 2、このたびの点検・評価の手法変更により、教育振興計画の下、全体像や具体的施策の 実施を受けた成果と課題、それに基づく方向性が分かりやすくなった。今後とも的確な評価 と改善の下に教育大綱の示す基本目標に向かい、確実に取組を継続したい。
- 3、種々の取組が保小中一貫教育の理念に立つ西川学園全体構想に基づいてなされている 点や、学校教育と社会教育を区別することなく、共通の目標に向けて共に取り組んでいこう としている点は評価できる。
- 4、小学校ではほとんど見られない不登校が中学校入学後に増加している現状は、小学校と中学校間のギャップの激しさを示唆しているのではないか。保小中が共に一つという本町の教育体制の中、同一小規模集団の中で子どもたちが育っていく上でのメリットとデメリットを的確に捉え、小中間の連携の強化を一層図りながら、その課題にしっかり対応していく必要がある。

現在、西川町教育委員会は、町の教育大綱に基づき、共有、協働、共生を理念とする教育 プラットフォーム西川の下に、本町教育の推進に努めております。その上で、今後重要な点 は3点あると捉えております。 第1点は、様々な立場の町民の方々に参画いただいている西川学園運営協議会と、西川地域学校パートナー会議の確かな機能連携、第2点は、町民の皆さんのキャリアや生涯学習の成果のアウトプットによる西川学園サポートシステムを整備して、西川学園と地域間のウィン・ウィンのパートナー関係を構築すること。そして第3点は、その中で、ふるさと学校等の本町ならではの教育を戦略的に展開することで、人と地域の関わりを担保し、西川町に誇りと愛着心を持ち、広く町外の方々ともつながりながら、次代を担うマインドと力量を持ち合わせた人材を育成していくことです。

このたびの評価でご指摘いただいた本町のデメリットに対応するために、メリットを生か して子どもたちの一層のたくましさを育む教育の実現や、保小中一貫教育の充実による生き る力と社会力の育成についても、一層実効性のあるものとなるよう努めてまいる所存です。

最後になりますが、本報告については、法の規定に沿って、今後、町のホームページ、交流センターあいべで公表し、町民の皆様からもご意見を賜ってまいります。

以上、報告第8号 令和3年度西川町教育委員会事務事業点検・評価について、ご報告申し上げました。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第3、これより議案の審議・採決を行います。

議第40号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正す る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第40号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定につきまして、補足説 明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布されました。

この改正法律の第1条では、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、職員の育児休業の取得回数制限が原則1回から2回に、加えて、子の出生後8週間以内の育児休業の取得回数制限が1回から2回に、それぞれ緩和されることとなりました。

また、国家公務員では人事院規則の一部が改正され、職員の育児参加のための休暇の対象 期間が出産の日後8週間から、出産の日以後1年に拡大されることとなります。

この条例は、改正法律の公布に伴い、西川町職員の育児休業等に関する条例の規定を整備するとともに、人事院規則の一部改正に伴い、西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の1枚目をご覧いただきたいと存じます。

西川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。

1つ目は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、旧の欄にあります第2条の3及び第3条、第4号を削るものであります。2つ目は、これまで子の出生後8週間以内の育児休業の取得回数制限が原則1回とされておりましたが、これが地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、原則2回と緩和され、取得期間については、同法で条例に規定を引用されておりますので、57日間、子の出生後8週間以内と規定するものであります。3つ目は、下段の第10条の中で、次のページをご覧いただきまして、第10条第5号中、旧の欄にあります育児休業等計画書について、新の欄にありますように、育児短時間勤務計画書に改めるものであります。

次のページをご覧ください。

西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。旧の欄にあります第2表、特別休暇の承認基準の第4号中、職員の妻の出産に際しての配偶者の育児参加休暇の取得期間について、現行の当該出産の日後8週間から、新の欄にありますように、当該出産の日以後1年に改めるものであります。

議案書をご覧ください。

議案書下段にあります附則の第1条では、この条例の施行期日を規定いたしており、令和

4年10月1日から施行するものであります。第2条では経過措置を規定いたしており、この条例の施行期日、施行日前に、育児休業等計画書を提出した職員に対しては、従前の例によるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第40号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第41号 西川町若者定住促進住宅条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題と します。

担当課長の補足説明を求めます。

真壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第41号 西川町若者定住促進住宅条例等の一部を改正する条例の設定 につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

現在進めておりますみどり団地第2期造成地内の西川町定住促進住宅の建設に伴い、新たに家賃月額を設定し設置するとともに、平成26年12月に竣工したみどり団地内の西川町若者定住促進住宅の家賃月額並びに平成30年5月に竣工した同団地内の西川町定住促進住宅A棟、同じく平成31年1月に竣工したB棟の家賃月額をそれぞれ変更するものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。お手元の新旧対照表の4枚目をご覧ください。 西川町若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。

第12条の家賃では、建設経過年数を考慮し、西川町若者定住促進住宅A棟は、現行の家賃 月額4万円を3万7,000円に、同じくB棟は、現行の4万5,000円を4万1,000円にそれぞれ 改め、加えて、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者の数が1人の場 合は5,000円、同じく2人以上の場合は1万円をそれぞれ控除するものであります。

次のページをご覧ください。

西川町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。

第2条の設置では、現在建設を進めておりますC棟6戸及びD棟6戸をそれぞれ規定する ものであります。

第5条の入居者の資格では、新たに設置するD棟6戸については単身者の入居を可とする ため、同居親族の規定を除くものであります。

次のページもご覧いただきながら、第11条の家賃では、現在供用しておりますA棟及びB棟の家賃月額について、建設経過年数を考慮し、現行の4万8,000円を4万6,000円に改め、加えて、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者の数が1人の場合は5,000円、同じく2人以上の場合は1万円をそれぞれ控除するものであります。

また、現在建設を進めておりますC棟の家賃月額を4万円、D棟の家賃月額を3万3,000円とそれぞれ規定し、加えて、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同居者の数が1人の場合は5,000円、同じく2人以上の場合は1万円をそれぞれ控除するものであります。

議案書3枚目をご覧ください。

附則では、この条例の施行期日を規定しており、公布の日から施行するものであります。

ただし、西川町若者定住促進住宅条例第12条の家賃の改正及び控除、西川町定住促進住宅条例第11条の家賃の改正及び控除、A棟及びB棟の施行期日については、令和5年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第41号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第42号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

[会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇]

〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第42号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

令和4年3月14日の西川町地域公共交通会議の協議を踏まえ策定いたしました西川町地域 公共交通計画に基づき、本年4月から運行を行っております町営路線バスの運行につきまし て、本年10月1日から運行路線の廃止等の整理を行うものであります。

新旧対照表7枚目をご覧ください。

第2条、運行経路でありますが、現在の運行路線、岩根沢線、本道寺線、大井沢線、月山 志津温泉線、小沼線、小山線、虎屋酒造線、東部デマンド循環線、大井沢・稲沢・左沢線、 道の駅にしかわ・寒河江駅線、羽前高松駅・県立河北病院線の11路線を、虎屋酒造線、小沼 線、本道寺線、東部デマンド循環線の4路線を廃止するとともに、大井沢線の経由地点から 本道寺を削り、小山線の始点を新田に、路線の名称を入間線に改め、道の駅にしかわ・寒河 江駅線の幹線1路線、羽前高松駅・県立河北病院線、大井沢・左沢線の町外接続路線2路線、 スクールバスに一般利用客が乗車するスクールバス混乗の岩根沢線、入間線の2路線、一部 スクールバス混乗となっております大井沢線及び観光路線でもある月山志津温泉線の2路線、 計7路線に整理するものであります。

8枚目をご覧ください。

別表1、普通使用料につきましても同様に、4路線分の使用料の表を削るとともに、現状の運行路線に合わせ、道の駅にしかわ・寒河江駅線の高松駅前角、八鍬、下八鍬に羽前高松駅を加え、大井沢、稲沢、左沢線の稲沢を稲沢原口に改め、9枚目をご覧ください、小山線の始点を小山から新田に改めるとともに、路線名を入間線に改めるものであります。

議案書の附則をご覧ください。

この条例の施行期日を令和4年10月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し 上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

〇9番(伊藤哲治議員) 地域公共交通会議を開いてそこで決めましたということですけれど

も、この地域公共交通会議の中には、利用者が何名ぐらい入ってらっしゃるのか、メンバー 構成をちょっとお尋ねしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は土田町民税務課長。
- **〇土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長** 伊藤議員のご質問にお答えします。

利用者、関係者としまして、学校関係になりますけれども、2名ほどのメンバーが参加しているというふうな状況になっております。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- **〇9番(伊藤哲治議員)** 学校関係ということは、学校の生徒の親なのか、それとも教職員なのか、その辺がちょっと分からないので、あとメンバーの構成を、分かったら教えていただきたい。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問についてでございますが、地域公共交通会議のメンバーですけれども、交通各事業者、タクシー会社とかバス事業者、あとは関係する公的機関、運輸支局、あとは県などであります。

利用者側については、学校関係のPTAの方々、そして学校の教職員、校長先生とかそういった方々です。加えて、利用者代表ということで区長さんとか町内会長さん、そういった方々から成りまして、総勢20名前後ぐらいの委員の方で構成している状況であります。 以上です。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) これは法定で定められた地域公共交通会議ですよね。その中に今あったような構成メンバーだということですけれども、これは公募というのはないんでしたか。 そこだけ1点確認させてください。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問ですが、ご指摘のとおり、法にのっとった会議でございます。構成メンバーも法の中で大体示されておりまして、その方々を町のほうでご指名して委員に任命させていただいております。

よって、公募という形は取っておりませんでした。以上です。

〇古澤議長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第42号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第43号 西川町立研修集会センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と します。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 議第43号 西川町立研修集会センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

志津会館跡地整地工事が令和4年7月26日に完了したことに伴い、西川町立研修集会センターの名称から志津会館を削るものであります。

なお、この西川町立研修集会センター条例の規定につきましては、研修集会センターは、町内農林業に関する団体及び地区会、町内会並びにその他の団体が主として農林業に関する知識、技術、生活改善、環境整備等に関する講習、講話、実習、協議、相談等を行うための集会の場所または便宜の提供を行い、町民福祉の向上を図ることを業務の目的といたしておりまして、町内19施設、地区の町内会の集会所でありますとか地区の公民館、そういったものを19施設、町立研修集会センターとして位置づけているものでございます。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の最後のページをご覧いただきたいと存じます。

新旧対照表の第2条の西川町立研修集会センターの施設の名称及び位置で規定いたしております志津会館、西川町大字志津62番地1を削るものであります。

議案書をご覧ください。

議案書下段にあります附則では、この条例の施行期日を規定いたしており、公布の日から 施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

- ○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** 確認をさせていただきたいと思いますけれども、集会所のこの条例 で、志津会館は解体したということで、物理的に物がないということで廃止するのだと思いますけれども、志津公民館というのはどのようになるのか、まずお聞きしたいと思います。
- **〇古澤議長** 答弁は佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員からもご指摘ございましたけれども、ただいま説明させていただいた、この 西川町立研修集会センターではご指摘のとおり、建物がなくなったというようなことで削ら せていただこうとするものであります。それで、ご質問の志津会館ということでの公民館の 条例で位置づけております志津会館でございますけれども、ご指摘のとおり、西川町公民館 条例の中で志津会館というものは規定いたしております。

これまでこの定例会や臨時会の本会議や議会全員協議会でもいろいろご説明申し上げておりますとおり、志津会館の今後の整備計画につきましては、今の段階では白紙、はっきりしていないというようなこともございまして、公民館の条例につきましては、現在ではそのままにして、最終的に方向性がはっきりして整備のあった後に、整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

あくまでも公民館といういわゆる組織上の公民館の機能は、志津公民館、これは、今後とも、今の段階では維持していくという考え方で立っておりますので、そういったことで、施設の整備等の今後の状況を見極めながら、公民館条例のほうの整備については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。 以上であります。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 総務課長の説明は分かりましたけれども、ただ片方がなくなって、 片方は組織だからある。物がないのに、これちょっとバランスが悪いのかなというふうに思っています。公民館については組織だというふうに言っているんですけれども、活動拠点が 片方では削っているのに、ありますよというのは、ちょっと無理があるのかなというふうに 思っています。休止するのは休止するので構いません。

あと、公民館については、今まで町としては1地区1公民館という考え方が基本にあった

わけですけれども、ただ、本道寺地区については本道寺の公民館と志津の公民館があるわけです。この考え方については整理なさっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。
- **〇奥山生涯学習課長** 荒木議員のご質問であります。

公民館条例、それから、現状での各地区公民館の位置づけについては、ご指摘のとおり、13公民館ということでございます。これらの経緯、様々な歴史の変遷などもあるのかなと思います。現状を見ますと、それぞれこれまで活動もなされてきているということで、公民館を主管する課としては、このままの状態で、現状、地域の方とも対話をしながらということになりますが、現時点では、このままの状態というようなことで考えているものでございます。

以上であります。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) ありがとうございます。

ちょっとバランスがよくないので、これから公民館についても集会施設についても検討な さるということなので、ぜひ公民館の関係についてもその中でよく検討していただいて、や はり過去のものを全部引きずっていくのかどうかもいろいろあると思いますので、この辺に ついてはよく地域とも検討していただいて進めていただければと。ただ、バランスはある程 度よくしないと、片方でなくして片方が残っているというのでは何か説明がつかないので、 よろしくお願いしたいと思います。

〇古澤議長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第43号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第44号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 議第44号 令和4年度西川町一般会計補正予算(第3号)につきまして、補 足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,382万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,122万1,000円といたすものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費に 係る補正、債務負担行為の追加、さらには、地方債の追加及び変更であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の下段中央部にページを付しておりますが、14ページ、3、歳出をご覧ください。 歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしており、左から目、補正前の額、今回の補 正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたし ております。

主に補正内容の説明の詳細につきましてご説明を申し上げます。

14ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、町内に進出を予定されておられる事業所から役場本庁舎2階の町長室に設置する応接用いすを購入するための備品購入費96万4,000円、村山地方町村会負担金が決定されたことに伴い、負担金31万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

第4目財産管理費につきましては、山形森林管理署が施行する小山林道改良工事に係る町営造林、売払いに伴う地元配分金40万5,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、山形森林管理署からの物品売払収入40万5,000円を追加するものであります。

第5目企画費につきましては、9つの事務事業の補正であります。

1つ目は、(仮称) つなぐ課新設準備に要する経費98万8,000円、2つ目は、第7次西川町総合計画策定に係るまちづくり町民会議に要する経費52万7,000円、3つ目は、官民連携に要する経費45万3,000円、4つ目は、新行政情報システムに要する経費898万3,000円、5つ目は、西川のまちづくり応援団に要する経費16万9,000円、6つ目は、移住定住に要する経費4,204万8,000円、7つ目は、総務省の外部専門家、いわゆる地域力創造アドバイザーの制度を利用し、地域づくりや移住定住推進、関係人口創出分野での指導・助言を受けるための複業人材及び外部人材登用事業費157万8,000円、8つ目は、企業版ふるさと納税推進事業費42万1,000円、9つ目は、未利用・低利用公共施設月山湖水の文化館活用事業費172万7,000円をそれぞれ追加し、企画費合計5,689万4,000円を追加するものであります。

節ごとの補正につきましては、行政組織に(仮称)つなぐ課を新設する準備のための会計 年度任用職員の配置に伴い、報酬86万9,000円、期末手当2万9,000円をそれぞれ追加し、報 償金は第7次西川町総合計画を策定するためのまちづくり町民会議の委員の増員及び会議の 開催回数の増加に伴い、委員謝礼のための報償金47万6,000円、移住定住推進のための地域 おこし協力隊の報償金270万円、地域のイメージを向上させる活動、いわゆるシティプロモ ーションのアドバイザー及びまちづくり町民会議の進行役であるファシリテーターの謝礼の ための報償金141万5,000円をそれぞれ追加し、地域力創造アドバイザー謝礼のための報償金 を委託料へ組み替えることで500万円を減額、差引き40万9,000円を減額し、費用弁償は会計 年度任用職員の通勤手当としての費用弁償9万円、まちづくり町民会議ファシリテーターの 費用弁償1万3,000円をそれぞれ追加し、地域力創造アドバイザーの費用弁償を委託料へ組 み替えることで45万円を減額、差引き34万7,000円を減額し、普通旅費は官民連携などの町 職員業務打合せのための普通旅費25万3,000円、西川のまちづくり応援団の体制などの町職 員業務打合せための普通旅費16万9,000円、企業版ふるさと納税の企業に対する協力依頼な どの町職員業務打合せのための普通旅費42万1,000円をそれぞれ追加、合計84万3,000円を追 加し、事務用消耗品費は、官民連携協定の物品などの事務用消耗品費10万円、地域おこし協 力隊の事務用消耗品費2万4,000円をそれぞれ追加、合計12万4,000円を追加し、地域おこし 協力隊の施設用消耗品費3万5,000円、同じく住居施設用燃料費9万円、官民連携協定など に係る食糧費10万円、地域おこし協力隊の住居施設用光熱水費25万2,000円、同じく車両用 修繕料12万円、同じく住居用手数料5万7,000円、同じく保険料4万円をそれぞれ追加し、 委託料は、デジタル化の進展により行政情報システムの容量が逼迫していることやLINE 機能を拡張することに伴いシステム改修、婚活イベント内容の変更に伴い婚活イベント参加 者助成金から婚活イベント運営委託料へ組替え、次のページをご覧いただきまして、月山湖 水の文化館の活用を検討するために公民連携による実現性を調査する、いわゆるサウンディ ング型市場調査業務、地域おこし協力隊の募集、同じく報償費及び活動経費管理のための活 用、同じくインターン活用、地域活性化企業人の発案・提案した事業活用、地域力創造アド バイザー委託、町民の皆さんのLINE登録を郵便局に委託することに伴いサポート業務及 びインターンプログラム作成、それぞれの業務委託料4,577万8,000円を追加し、まちづくり 町民会議を開催するための西川交流センターあいべ大ホール及びLINE拡張機能使用料18 万3,000円、地域おこし協力隊の住居及び活動車両賃借料69万6,000円、同じく備品購入費22 万1,000円をそれぞれ追加し、自発的に町の新たな課題に取り組む団体活動を支援するため に、地域づくり活動補助金100万円をまちづくり団体活動補助金へ、婚活イベント参加者助成金40万円を婚活イベント運営委託料へそれぞれ組替えし、地域活性化企業人企業負担金560万円、空き家利活用支援補助金300万円、諸負担金として地域おこし協力隊研修負担金1万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

第8目職員研修費につきましては、第7次西川町総合計画を策定するためのまちづくり町 民会議のワークショップに係る職員の事前研修のための講師謝礼15万8,000円を追加するも のであります。

次のページをご覧いただきまして、第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード交付拡大強化のために会計年度任用職員報酬66万8,000円、同じく期末手当2万9,000円、同じく社会保険料10万4,000円、同じく通勤旅費のための費用弁償2万5,000円、プリンターインク及び用紙代などの事務用消耗品費2万8,000円、申請書などの郵便料3万2,000円、申請支援業務を郵便局に委託するための委託料26万4,000円、受付会場使用料2万円、タブレット端末などの備品購入費15万9,000円をそれぞれ追加するもので、全額国県支出金として、マイナンバーカード交付事業費等補助金132万9,000円を充てるものであります。

第5項第1目統計調査総務費につきましては、山形県総合交付金の統計調査員確保対策事業に係る交付が決定されたことに伴い、補助金4,000円を減額するものであります。

次のページをご覧いただきまして、第7項第1目開発費につきましては、月山湖水の文化館水道の導水量が減少していることに伴い水源取水施設、大井沢温泉管設備の不具合に伴い循環ろ過ポンプ、同じく源泉薬注ポンプ並びに総合交流促進センター設備の不具合に伴い製粉機をそれぞれ修繕するための施設用修繕料233万6,000円、寒河江ダム売店調理室エアコンが経年劣化により使用不能となったことに伴い、月山湖水の文化館調理室からのエアコン移転並びに水沢温泉館の湯量の減少が懸念されていることから、大規模改修の休館に合わせて実施する源泉調査委託料300万8,000円、水沢温泉館の利用者の要望などを受けて、サウナ及び水風呂の設置並びに屋外フェンスの修繕に伴い大規模改修工事請負費3,000万円、総合交流推進促進センターレストランのメニューを開発するための月山銘水館経営改善支援補助金99万円、本道寺ふるさと振興株式会社の解散に伴い、西川町総合開発株式会社の株式を買い取るための出資金57万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、水沢温泉館大規模改修事業に係る地方債1億4,450万円を追加 し、その他の欄に記載いたしております1億1,450万円の減額は、同事業に係る町有施設整 備基金繰入金を減額するものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって町立病院におけるPCR検査の受診者数の増加等を考慮し、65歳未満の方へのPCR検査助成委託料1,157万8,000円を追加し、さらに、令和3年度障害者自立支援給付費国庫負担金、同じく障害者医療国庫負担金の確定に伴い、返還金13万5,000円、次のページをご覧いただきまして、国民健康保険事務事業のシステム移行作業に伴い、国民健康保険特別会計事務費繰出金11万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として、PCR検査助成委託料に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,098万2,000円を追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、米寿を迎えた方への菓子贈呈の対象を年度区切りとすることに伴い、贈呈用写真額縁などの事務用消耗品7万2,000円、運転免許返納の際に町営バス回数券を希望される方の増加に伴い通信運搬費4万円、米寿菓子名入れのための筆耕翻訳料1万6,000円をそれぞれ追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって町立病院におけるPCR検査の受診者数の増加などを考慮し、65歳以上の高齢者等への検査助成事業委託料178万8,000円を追加し、さらに、令和3年度低所得者保険料軽減国庫負担金及び令和3年度高齢者等へのPCR検査助成国庫補助金の確定に伴い返還金91万1,000円、過年度事業費の精算に伴い介護保険特別会計介護給付費繰出金2,219万9,000円、介護保険特別会計事務費繰出金10万2,000円、介護保険特別会計介護予防・日常生活支援総合事業繰出金349万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として、PCR検査助成事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金178万8,000円を追加するものであります。

第2項第1目児童福祉総務費につきましては、令和3年度特別児童扶養手当事務取扱交付金、令和3年度障害児入所給付費等国庫負担金の確定に伴い、返還金109万6,000円を追加するものであります。

次のページをご覧いただきまして、第2目児童措置費につきましては、令和3年度児童手当等交付金及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の確定に伴い、返還金260万円を追加するものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、にしかわ保育園の職員トイレ付近の漏水及び冷暖 房エアコン室外機をそれぞれ修繕するための施設用修繕料39万2,000円、令和3年度子ど も・子育て支援交付金の確定に伴い、返還金1万5,000円をそれぞれ追加するものでありま す。

第4款第1項第2目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチンの2回の接種を完了した方を対象に、オミクロン株対応ワクチンを接種することに伴い、会計年度任用職員報酬235万9,000円、同じく期末手当28万9,000円、同じく社会保険料60万6,000円、同じく通勤旅費としての費用弁償13万2,000円、事務用消耗品費15万円、バス運行燃料費3万5,000円、医薬材料費12万円、接種希望調査票等郵便料129万6,000円、電話料2万円、次のページをご覧いただきまして、バス運行システム改修、予防接種接種券印字処理、それぞれ委託料1,307万9,000円、備品購入費10万円をそれぞれ追加し、さらに、子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨に伴い、任意予防接種費用助成金25万1,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,039万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金778万8,000円をそれぞれ追加し、合計1,818万6,000円を追加するものであります。

第2項第1目清掃総務費につきましては、資源回収の実施回数の増加に伴い、集団資源回収実施委託料7万円を追加するものであります。

第6款第1項第4目農業振興費につきましては、特産品をPRするためにチラシ印刷製本費17万円、経年劣化による動作不安定に伴い発芽胚芽設備温調機交換修繕料27万1,000円、特産品のPRに伴い屋外や店頭などに設置された電子広告宣伝、いわゆるデジタルサイネージ広告宣伝及びチラシ製作業務委託料95万円、西川町大字海味下モ山地内の啓翁桜団地造成工事現場から軟弱地盤及び石礫が出土したことに伴い工事請負費209万5,000円を追加し、さらに、次のページをご覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって原材料等の高騰が続き農家経営の厳しい状況に鑑み、農業者の方を支援するために米やそば、畑作を対象とした燃料・資材高騰緊急支援事業補助金315万3,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、国県支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分315万3,000円、最上川第2漁業協同組合補助金に係る山形県川と海の環境保全事業補助金10万円、農作物等災害対策事業に係る山形県収入保険新規加入緊急奨励事業費補助金6万円をそれぞれ追加、合計331万3,000円を追加し、その他の欄に記載いたしております10万4,000円の追加は、啓翁桜団地造成工事に係る西川町農地耕作条件改善事業分担金を追加するものであります。

第5目畜産振興費につきましては、山形県和牛のブランド化のために商標登録等の手数料 29万4,000円、ロゴマークデザイン委託料30万円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、役場本庁舎ホールの木質化事業と併せて設置する展示ケース購入費72万6,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、木質化事業に森林環境譲与税を充てるために、山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業交付金300万円を減額するものであります。

第7款第1項第1目商工振興費につきましては、特産品販売促進の町職員業務打合せのための普通旅費39万8,000円、事務用消耗品費1万5,000円、食糧費10万円、チラシ印刷製本費3万3,000円、はっぴクリーニング及び広告手数料4万7,000円、東京不動前駅通り商店街及び仙台市での特産品販売促進業務委託料63万円をそれぞれ追加するものであります。

次のページをご覧いただきまして、第2目商工振興費につきましては、事業承継支援事業委託料220万円を(仮称)西川ファン創出推進協議会の負担金として事業承継支援事業負担金へ、また、複業人材活用促進事業業務委託料110万円を(仮称)西川ファン創出推進協議会への負担金として複業人材活用促進事業負担金へそれぞれ組み替えることで、合計330万円を減額し、地域経済の振興及び関係人口創出の拠点施設、産業振興複合施設を整備するための基本設計業務委託料追加、合計416万2,000円を追加し、委託料から組み替える複業人材活用促進事業負担金110万円、月山和牛モウモウまつりを契機に、飲食業、宿泊施設への通年流通を構築し、地域経済の振興を図るために、ブランド牛購入費用助成金480万円、委託料から組み替える事業承継支援事業負担金220万円、地方創生と地域経済をテーマに開催する地域経済シンポジウム開催事業負担金51万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3目観光費につきましては、コロナ収束後を見据え、台湾やタイなどとの国際交流を促進するために普通旅費60万円、クアの道~一本ブナコース~案内支柱の破損等並びに弓張平公園内の苔の道の案内及び掲示看板の破損に伴い、施設修繕料63万4,000円をそれぞれ追加し、第17回国内観光活性化フォーラムinやまがた広告料9万円を国内観光活性化フォーラムinやまがた広告料9万円を国内観光活性化フォーラム協賛金へ組替え、委託料は、コロナ禍にあった観光形態を構築するためのデジタル観光コンテンツ整備委託料2,200万円を(仮称)西川ファン創出推進協議会への負担金としてデジタル観光コンテンツ整備負担金へ組替え、台湾香港インバウンドプロモーション業務及び台湾交流業務委託料をそれぞれ追加、差引き1,894万9,000円を減額し、台湾での出展のための使用料55万円を追加し、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍で月山を訪れる観光客が減少し、月山環境美化協力金が減少していることに伴い、月山環境整備運営協議会地

域経済変動対策補助金300万円を追加し、コロナ禍で月山サマーフェスタ開催中止に伴い20万円を減額し、次のページをご覧いただきまして、月山和牛モウモウまつりの事業期間延長に伴い補助金278万9,000円、山形県タイ友好協会会費1万円、(仮称)西川ファン創出推進協議会へ負担し、商工観光業全般に係るアドバイザーを招聘するための負担金154万円、新たに一般社団法人月山朝日観光協会の温泉ガストロノミーツアー事業の実施に伴い補助金900万円、委託料から組み替える額に振込手数料として1,000円を加えたデジタル観光コンテンツ整備負担金2,200万1,000円、国内観光活性化フォーラム協賛金9万円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、月山和牛モウモウまつり補助金、温泉ガストロノミーツアー事業補助金に係る西川町ふるさとづくり基金繰入金1,150万円を追加するものであります。

第8款第2項第1目道路橋梁総務費につきましては、会計年度任用職員の通勤旅費の増額に伴い費用弁償2万4,000円、西川町大字大井沢地内の集落道を拡幅するマイロード整備事業で新たにテレビ共同受信施設のテレビ共聴光ケーブルを張り替える必要が生じたことに伴い、補償費80万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

第4項第1目都市計画総務費につきましては、睦合公園の利用看板作成委託料6万6,000 円を追加するものであります。

次のページをご覧いただきまして、第9款第1項第3目消防施設費につきましては、今冬の大雪により損傷した入間消防ポンプ庫の軒天及び屋根トタンの一部を修繕するための修繕工事請負費76万9,000円を追加するものであります。

第10款第1項第2目事務局費につきましては、町内児童・生徒及び町民と交流するサテライトスクールを開催するために、月山登山などのガイド報償金1万円、宿泊料としての費用弁償10万円、公用車のリアバンパー破損修繕のための車両用修繕料11万7,000円、サテライトスクール開催に伴い、月山ペアリフト使用料7,000円をそれぞれ追加するものであります。

第3目教育振興費につきましては、スクールバスの車両破損修繕のための車両用修繕料101万9,000円、学校教育課のプリンターの損傷に伴い、備品購入費3万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、スクールバス修繕に係る自動車建物等共済金101万9,000円を追加するものであります。

次のページをご覧いただきまして、第2項第1目学校管理費につきましては、令和4年3 月に西川町大字水沢のご出身で埼玉県にお住まいの荒木勝男様からいただきましたご寄附で 情報通信技術、いわゆる I C T環境を整備するために西川小学校の電子黒板購入費292万2,000円を追加するものであります。

なお、
寄附金につきましては、
令和3年度において受け入れているものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、ただいま申し上げましたご寄附で、情報通信技術、いわゆるICT環境を整備するために西川中学校の電子黒板購入費219万2,000円を追加するものであります。

2目教育振興費につきましては、全国中学生カヌー大会に引率する町職員の旅費として、 中体連、県大会以上出場補助金5万9,000円を普通旅費へ組み替えるものであります。

第4項第1目社会教育総務費につきましては、会計年度任用職員の通勤旅費の増額に伴い、費用弁償7万2,000円、西川交流センターあいべ第2駐車場に設置している滑り台などの複合遊具施設の損傷に伴い施設用修繕料57万2,000円、これまでの成人式の名称を二十歳を祝う会に変更したことに伴い看板及び西川町歴史文化資料館の自動体外除細動器、いわゆるAEDのスマートパット及びバッテリーの使用期限の到来に伴い、AED購入のための備品購入費9万9,000円を追加するものであります。

第2目公民館費につきましては、公民館等施設整備事業補助金の補助対象額の増額に伴い、 補助金4万2,000円を追加するものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、月山湖まねきの丘カヌー艇庫建設のために町職員の先進地視察研修のための普通旅費69万4,000円、次のページをご覧いただきまして、基本設計業務、そして地質調査業務委託料800万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

第5項第1目保健体育総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍にあって西川小学校及び西川中学校の児童・生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、学校内感染を防止するため濃厚接触者に該当しない町外に住所を有する教職員のPCR検査を町立病院に委託するためのPCR検査委託料82万5,000円を追加するもので、全額国県支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものであります。

第11款第1項第1目町単独土木災害復旧事業費につきましては、令和4年6月の豪雨で被災した西川町大字入間小山地内の町道征矢形中の畑線道路災害復旧工事請負費300万円を追加するもので、全額地方債を充てるものであります。

第2目公共土木施設災害復旧費につきましては、令和3年4月の発見以降、公共災害査定 に向けて関係機関と協議を進めております西川町大字入間小山地内の町道濁又線地滑りの測 量設計等業務、積算業務及び用地測量調査業務委託料1,950万円、令和2年7月豪雨災害で被災し、現在復旧工事を進めております西川町大字志津地内の普通河川中沼沢川の流木立木補償費2,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上が歳出でありますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が3,853万1,000円、 急を要する事務事業に係る経費が2億529万円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第12款分担金及び負担金10万4,000円、第14款国庫支出金、次のページをご覧いただきまして、3,626万3,000円、国庫支出金の第2項第1目総務費国庫補助金の説明の欄をご覧ください。説明の欄の2段目に、地方創生推進交付金とありますが、商工費の事業承継支援、同じく副業人材活用促進、同じくデジタル観光コンテンツの各事業に係る地方創生推進交付金の交付が決定されたことに伴い、1,315万円を追加するものであります。

次のページをご覧いただきまして、第16款財産収入67万4,000円、次のページをご覧いただきまして、第20款諸収入101万9,000円、第21款町債1億4,160万円をそれぞれ追加し、11ページにお戻りいただきまして、第15款県支出金284万4,000円、次のページをご覧いただきまして、第18款繰入金、第2項第3目介護保険特別会計繰入金51万8,000円の追加については、同特別会計の過年度の精算に伴い繰り入れるものであります。

第18款繰入金1億248万2,000円を減額し、それでもなお不足する額については、10ページをご覧いただきまして、第10款地方交付税9,786万4,000円、12ページから13ページをご覧いただきまして、第19款繰越金7,162万3,000円をそれぞれ充てるものであります。

次に、債務負担行為の追加についてご説明を申し上げます。

6ページ、第2表債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為の追加につきましては、西川町福祉タクシー車両導入及び運用補助、令和5年度から令和9年度までの期間、限度額362万7,000円、給食運搬車購入事業、令和5年度までの期間、限度額747万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

なお、この給食運搬車の購入については、第10款教育費で申し上げました荒木勝男様から のご寄附で購入させていただくものであり、購入のための歳出予算の計上は、令和5年度当 初予算を予定いたしております。

最後に、地方債の追加及び変更についてご説明を申し上げます。

7ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

地方債の追加及び変更につきましては、水沢温泉館大規模改修事業、限度額1億4,450万円、町単独土木災害復旧事業、限度額300万円をそれぞれ追加し、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることができるとされている臨時財政対策債について、発行可能額の確定に伴い限度額3,900万円を3,310万円に変更するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

〇古澤議長 ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、荒木俊夫議員。

〇2番(荒木俊夫議員) 菅野町長のやりたいことがいっぱいあるので、非常に盛りだくさん な補正予算でありますけれども、お聞きしたいことはたくさんあるんですけれども、ちょっと絞って何点かお聞きしたいというふうに思います。

初めに補正予算書の14ページ、2款1項5目企画費になります。12節の委託料であります。4,577万8,000円とありますけれども、ここに地域おこし協力隊に関するものが3点ほどですか、協力隊の募集委託とか活用委託、インターン活用委託料というふうにありますけれども、これからの入札があるので一つ一つはお聞きしませんけれども、この3つ合わせてどのぐらいになるのか一つお聞きしたいのと、地域おこし協力隊を積極的に活用するということでありますけれども、こういった費用についても国の交付税特会の中の特別交付税分、6%になりますけれども、これの分にルールとして該当するのかどうか、ご確認をしたいと思います。大分今年も災害が多いので、特別交付税については災害に大分傾くのかなというふうに思っています。ただ、一応ルールはルールなので、お聞きしたいと思います。

あと、2点目ですけれども、この中の補助金の中で空き家の活用支援補助金300万、あと地域活性化企業人企業負担金560万とありますけれども、これの相手先、分かれば教えていただきたい、どういったことを相手にするのか教えていただきたいのと、あと17ページの開発費の出資金57万円、本道寺地区会の株をお買いになるということなんですが、これの根拠が分かりましたら教えていただきたい、57万の根拠が分かれば教えていただきたい。

まず、これについてお聞きします。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問、3点ありますが、1点目、2点目は私のほうからご 質問にお答えいたします。

1点目、補正予算書14ページ、委託費についてですが、地域おこし協力隊の募集委託と地域おこし協力隊の活用委託、そしてインターン活用委託、合計しますと2,620万円というように予算を組ませていただいてございます。

なお、こちらの2,620万円については、全てルールにおいては特交措置、全額されるということでございますが、ご質問以外の地域活性化企業人の発案した事業活用委託料、こちらについてだけは、100万、金額の2分の1だけが特交措置されるということでございますので、この委託料のみが特交措置2分の1、残り一般財源が活用されるということになります。続いて2点目、空き家補助金活用でございますが、空き家を今後、積極的に活用して移住定住のほうに向けていこうというようなことでございまして、その空き家の流動化を促すために、やはりなかなか空き家は建物が傷んでいる場合、特に水回り等傷んでいる場合はなかなか流動化に適しませんので、そちらの改修を行って、住んでいただく、活用いただくために、上限補助金ベースで100万円を限度に事業費の2分の1を助成して使っていただくということで、3件分を想定して予算を組ませていただいてございます。

そして、地域活性化起業人の負担ですが、連携協定を結ぶ予定にしております株式会社CASE、地域力創造アドバイザーの方が経営する事業所でございますが、こちらの事業所と連携協定を組んだ上で、地域活性化起業人、こちらのほう2名の方を町のほうにお招きして、一般質問答弁で申し上げましたとおり、創造アドバイザーがトップになって現場のマネジメントをする方がこの企業人であります、この方が2名、そしてその下で実際に活動を行う地域おこし協力隊5名、ワンチームとなって活動いただくためということで、予算を組ませていただいているところでございます。

以上です。

- 〇古澤議長 3点目は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 開発費の投資及び出資金の57万円についての質問でありますが、こちらは本道寺ふる里振興株式会社、解散いたしましたけれども、そちらが保有している西川町総合開発株式会社の株式、160株分を買うためのものでございます。

当初予算のほうで520万円を計上させていただいたところでありますが、5月27日、株主総会がありまして、決算確定したということで、純資産方式で計算していたものですから、それに合わせて、業績がよかったということで、不足分57万円を今回補正させていただくというふうなことにさせていただいたところであります。

〇古澤議長 2番、荒木俊夫議員。

以上です。

○2番(荒木俊夫議員) ありがとうございます。

企画費のこの委託料、委託先についてはこれからだと思うんですけれども、いろいろコンサル等の会社は日本中たくさんあるわけですけれども、これについて、ちょっと町内にはないのかなというふうに思っていますけれども、一般競争入札にするのか指名競争入札にするのか随意契約にするのか、これを教えていただきたい。かなりのコンサルの会社ってあるものですから、お願いしたいと。それとも、どういうふうにするのか。あと、本体そのものというか、地域おこし協力隊5名ワンチームということですけれども、地域おこし協力隊の分の先ほどの説明だと、270万円の報償費が入っているということですけれども、5名なんですが、これ、足りるのかどうかですね。この報償金とはどういうふうにこれから本体の分を組まれるのか、お聞きしたいということと、あと空き家の活用支援補助、使っていないとやはり水回り等傷んできます。これの補助の対象というのは一般の方も対象になるのかどうか、誰かが買って活用するとき、今、補助制度ありますけれども、それを変えていくのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまのご質問、1点目、委託先につきましては、指名審査会等も今から控えてございますので、今からの協議検討になっていくことになりますので、その契約形態につきましては、そのような形でご理解いただきたいというように思います。

あと委託料と報償費の関係ですが、報償費270万円、こちらのほうは、10名の協力隊のうち2名の方を一般的な、町のほうで直接的に公募をかけたいというように考えております。 そして、残り8名の方については地域おこし協力隊の活用委託、こちらのほうで協力隊のほ うの謝礼、あとは活動経費含めた形で、そういった実業家の皆さんの目を通した形で採用等を行って、そして、町のほうにその方を派遣いただいて、町のほうで活用していくというスタイルでやっていきたいというように考えておりますので、こちらの8名分の協力隊の謝礼、そして活動経費、こちらのほうに入っているということでご理解をいただきたいというように思います。

そして、2点目、空き家活動補助金につきましては、1件2分の1、補助金ベースで100万円のほうにつきましては、現在、建設水道課所管でやっているリフォーム補助金がありますけれども、こちらのほうにも空き家の改修について事業対象になっておりますが、こちらの補助要件を変更しまして、空き家に対する部分は現在の規定のリフォーム補助金から除いて、改めて、このたびご提案申し上げている空き家利活用支援補助金のほうに総括して、空き家の改修に充てていく補助ということでやってまいりたいというものです。

対象者につきましては、所有者や移住をなさる方、そしてそういった活動、町内で空き家 を所有していろんな事業に展開しようとする方々ということで想定をしているところであり ます。

以上です。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 積極的に活用していくということでありますけれども、今、業者の関係については指名審査会で指名された業者を判定するわけですね。そうじゃなくて、どういった方向でやっていきたいのかと私はお聞きしたんですね。つまり、グローバルに一般競争入札で広くしていくのか、そういうことをちょっとお聞きしたかった。指名審査会は指名審査会で分かりますので、それが該当する業者なのかどうかと審査するのは指名審査会ですけれども、どういった方向で担当課としてはやりたいのかということを私はお聞きしたいので、そこをお願いしたいということですね。

あと、こういった面についてはかなり透明性がないと、つまり物をつくるのと違って、形としてはなかなか難しいところがあるので、ぜひ透明性が必要だなというところがあってお聞きしているので、よろしくお願いしたいということと、あと地域おこし協力隊、ちょっとよく分からなかったんですけれども、2名分は報償として一般の方なのでということで、8名分は委託の中でお支払いすると。地域おこし協力隊、たしか町長が任命するんですよね。任命した場合に経由して支払っていいのかということ、直接払わなくていいのかと。今いろいろ何か国のほうもペイで払ってもいいとかで、いろいろ出ていますけれども、給与の支払

いというのは、報償というのは直接払わなきゃいけないというのが原則ありますよね。これ に該当しないのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまの質問、2点あったかと思いますが、1点目の業者の選定の仕方については、一般競争入札ではなくて指名競争入札並びにもしくは随意契約になってくるのかなというように想定をしているところであります。

続いて、地域おこし協力隊の任用に関してですが、こちらのほうは報償費ということで給料ではないということで、基本的には町長が任命はしますけれども、その採用や活用方法については総務省並びに他自治体の実例等を見て業務委託を行った上で、そこの事業者から選定いただいた方を任用していくというような形で、町で行う地域おこし協力隊の業務をお願いする形で取組を進めていきたいということであります。

補足しますと、一般質問等でご説明したワンチーム地域おこし協力隊5名プラス町長がご 説明した稼ぐまちに必要なこれから取り組んでいきたいサウナ事業とか温泉ガストロノミー ツーリズムとか、そういった方々を活用するということについて3名ほど選定しております。 この3名を加えた8名分をこの委託業務の中で活用してまいりたいということでございます ので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- **〇5番(菅野邦比克議員)** 今の関連でありますけれども、私は3点ほど質問させていただきます。

今の委託料の件で、地域おこし協力隊の募集委託料という文字がありますけれども、募集 するためのいわゆる団体を決めて、そこに委託料払うということなのか、ちょっとこの辺の 言葉が私も理解しづらくて、そこに団体が決まると今度地域おこし協力隊の活用をしたよと いうところに、また同じところに委託料が行くのかどうか、ここをちょっと確認をお願いし たいと思います。

それから、17ページの開発費予算で温泉館に3,000万のサウナをつくるというようなことがありますけれども、前からサウナを楽しみにしている方も話が結構あります。私、前から言っている配管の件ですけれども、サウナは来年の春まで使わないと、3年間全くほぼお湯が流れていないという状態になりますので、オープンするときにさびて駄目だったということはないんですかという話は前からしているわけですけれども、大丈夫だろうということな

んですが、いろんな方に聞くと、どうかな、大丈夫だべかという意見がありますので、この 3,000万の中に配管は入らないと思います、その辺の配管の確認をちょっともっとしっかり お願いできればなというふうに思っております。

それから、ページ26の社会体育総務費800万3,000円、これは艇庫の設計委託料ですけれど も、昨日も申し上げたとおり、あそこのカヌーに関する設備、どれぐらいかかるのか、いつ 頃までかける予定なのか、それの資金手当てはどういうふうになっていくのか、その見通し について、3点についてちょっと伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 3点ご質問あったかと思いますが、第1点目、地域おこし協力隊の募集 委託についてお答え申し上げます。

地域おこし協力隊の募集につきましては、業務委託をする事業者に、全国の中で広く求人を募集するサイトが幾つかありますので、そのサイトなどを通じて、地域活動に対して熱意、情熱を持った方、そして、地域に根づいて活動していきたいという方を広く募集していきたいというように考えておりますので、その業務委託と併せて応募いただいた方の人選、見極めということも非常に大事でございますので、町と一緒になってその人選を行うという意味から、その業務をお願いしたいということでありまして、まず、求人サイトの利活用並びに人選をするための業務を行っていただくというような内容でお願いしていきたいというように考えているものであります。

以上です。

- 〇古澤議長 2点目は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 2点目の水沢温泉館の大規模改修工事で配管工事期間中、水を止めるので配管がさびて使えなくなるのではないかというご心配のところでありますけれども、この配管につきましては工事中全く止めてしまうものですから、そういったところを絶対大丈夫だとはなかなか言い切れないところもありますので、業者さんのほうにちょっと相談させていただきながら、確認できるところを確認していきたいなと思っております。

以上です。

- ○古澤議長 3点目は菅野町長。
- ○菅野町長 カヌー艇庫の建設についてのご質問をいただきましたのでご回答します。

スケジュール感としては、令和4年度中に基本設計、令和5年度実施設計、令和6年度カヌー艇庫完成、費用については、施工のほうですけれども、数億円かかると思っています。

ほかの事例のほうもございますので。ただ、財源は地方創生拠点整備交付金と辺地債で手当 てしようと思っています。

よって、自治体の負担は10%ほどになります、総事業費の。以上です。

- **〇古澤議長** 5番、菅野邦比克議員。
- ○5番(菅野邦比克議員) 最初の質問の確認をお願いします。今の説明でポータルサイトを 利活用するということで、この委託先というのはポータルサイト側に払う金ということの理 解なんでしょうか。ちょっと分からないので教えてください。

それから、温泉館について今申し上げたんですけれども、来年の3月で3年間ちょっと過ぎて使っていないので、よく調べないとオープン時に何か穴が開いていて駄目だったなんていうことにならないようにだけしていただければなというふうに思っております。

カヌーについては、今町長から話があったとおり、大体数億円がかかるというようなことで、辺地債、町債ですね、あと拠点整備交付金というようなことで、町の財源は10%ぐらいということで、あまり町の財源が、持ち出しが少なく整備できるというようなことであれば大変ありがたい資金手当てだなというふうに思っておりますので、整備できれば、子どもたちのためにもどんどんと整備をお願いしたいというふう思っています。

1と2番目の質問についてもう一回ちょっと確認させてください。

- 〇古澤議長 1点目は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 ただいまの1点目のご質問につきましてですが、ポータルサイトに求人を出す場合はやはり広告等かかりますので、そのポータルサイトを利用する場合の広告並びに利用料も含んだ形の業務委託ということでご理解いただければというように思います。以上です。
- 〇古澤議長 2点目は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 温泉の配管でありますけれども、工事の予定としましては10月半ばから始めますので、10、11、12、1、2、3と半年ぐらい、約半年近く止まるわけでありますけれども、休止している間の確認というのはどういうふうにできるのかどうかというのも、請負した業者さんのほうに確認しながら、どういうふうな確認で表示していけるのかどうかというのも相談しながらだと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇古澤議長 5番、菅野邦比克議員。

- ○5番(菅野邦比克議員) 温泉についてもう一回確認します。配管については前から、下まですると何億かかるか分からないということでしたが、3,000万で工事して、6か月間休んでいる間に駄目だったということになれば、補正が上がるという理解でよろしいんですね。
- 〇古澤議長 答弁は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 駄目だったというような場合であれば、やはり予算がありませんので、 補正をお願いしまして直していくということになろうかと思います。 以上です。
- ○古澤議長 ほかございませんか。 7番、佐藤耕二議員。
- ○7番(佐藤耕二議員) 今出ておりました企画費の地域おこし協力隊の件でちょっとお聞きしたいんですけれども、私、一般質問したときに、まず地域おこし協力隊は5名の方がプロジェクトチームを一つ組むんだという話で、地域力創造アドバイザーの方が1人、それから地域活性化企業人が2人、地域おこし協力隊が5人で、これで1チームのプロジェクトチームを組むんですよというお話で、一般質問のときお聞きしたはずなんですよね。そのほかの残りの5人の方は、確かに今話がありましたけれども、地ビールとかキャンプ場なんかイベントするときとか、そういう専門の方をやりたいということで、4名ほどそれの採用をして残り1名をフリーにしたいというようなお話だったのではないかなと思うんですけれども、今のお話ですと8名を派遣してもらうんだと、残り2名は公募なんだというお話みたいなんですけれども、ちょっと聞き違いかどうか分かりませんけれども、その辺をもう一度ちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

それと、あと地域活性化起業人ですよね。補正予算を見ますと地域活性化起業人の企業負担金として560人分、先ほどの質問の中では2名分ですよというお話でした。これは地域活性化起業人というのは1年間560万ということで、そうすると2名分とは、1年たっていないわけですから、半分というふうに見込んだ金額なのか、この辺もちょっとお願いしたいというふうに思います。

それから、この予算の中に、地域力創造アドバイザーの委託費とありますけれども、委託費ですから何とも言えないんですけれども、この間の質問の中ではもうお2人が決まっているということでお話を聞いたと思います。具体的な名前もおっしゃっておりました。近藤さんと、それから髙橋さん。この委託費というのは、ちょっとこれ金額も教えてください、幾らなのか。この地域力創造アドバイザーも、年間560万のはずなんですけれども、その辺が

どういうような金額になってらっしゃるのかどうか。確認ですけれども、この地域創造アドバイザーのお2人はもう確定という意味でよろしいのかどうかをお願いしたいというふうに思います。

それから、ちょっと別な質問なんですけれども、先ほどの水沢温泉館の大規模改修工事費3,000万円なんですけれども、これはいつから工事が始まるのかどうか。完成時期はいつまでなのかどうか。ちょっとお話によりますと、いろんな話が聞こえてきますと、入浴料も違ってくるんではないかという話もちょっとありますので、その辺、今現在で話せる範囲で構いませんけれども、その辺なんかもちょっとお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点、21ページの6款1項4目の農業振興費なんですけれども、この中で燃料・資材高騰によって緊急支援をするんだというこの事業費は315万ほどあります。確かに今、非常に燃料・資材関係が値上がりしているということなんですけれども、この補助金はどこに回せる補助金なのかどうか、お願いしたいと思います。

ごめんなさい、ちょっともう一点だけお願いします。

7款1項3目の観光費の中で、温泉ガストロノミーツアー事業補助金900万円と載っておりました。温泉ガストロノミー関係は、前回のお話では、地域おこし協力隊、インターンを活用していくんだというお話があったみたいですけれども、この辺のつながりといいますか、それと同時に、これ前回新聞紙上に庄交コーポレーションとの協定の中で、新聞記事に11月中旬にはモニターツアーを実施する予定だと、事業費は900万円というような新聞記事がもう出ているんですよね。これのことを指しているのかどうか。もしそうだとすれば、議会を通す前に新聞紙上に出ているということになりますけれども、その辺の見解をお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 地域おこし協力隊の10名の募集と活用の中でちょっと混乱させてしまいまして大変申し訳ございません。議員にお答えした一般質問のとおり、アドバイザーの方と空き家を掘り起こして地域で自走する取組をやるということについては、アドバイザーの方の統括の下に地域の活性化起業人、現地のマネジメントを行う方2名プラス地域おこし協力隊、実際に活動する方5名、これは変わりません。そのワンチームで、1名と2名と5名のワンチームでやっていただくと、これに加えて採用の方法並びに町のほうで、稼ぐ町にしていただくために、町も面接等を行って人選をするわけですけれども、民間の方々からの目線で、この人だったら地域に残っていただける人材だというようなことも選考する必要がある

のかなということで、そういったことをお願いするために、町のほうで今後稼いでいく事業、 先ほど申し上げましたキャンプでありますとかサウナ、温泉、ガストロノミーの事業などに 従事してもらう方々3名も加えて、併せて先ほどの5名プラス3名を募集していきたいとい うことです。

一般質問で申し上げました9名活用の分について、残り1名の方は町直接で募集を行って、 1名は余力を残したいと、こちらのほうは報償費で、町で直接募集を行ってやっていきたい ということでございますので、そのような募集の方法、人材の活用の形態をやってまいりた いというように考えておりますので、ご理解いただければというように思います。

あと企業人ですね、地域活性化起業人ですが、2名と申し上げたものの金額についての額は、議員ご指摘のとおり、半年間での任用でございますので、1年間であれば560万なんですが、半年間ですのでその半分の2名分ということでご理解いただければというように思います。

あと、その次、地域力創造アドバイザーにつきましては、現在のところ、近藤威志さん、 そして髙橋信博さん、この方の2名でございます。近藤威志さんにお願いする事業につきま しては、こちらのほうは業務委託という形で活動を行っていただきたいというように思って おります。様々アドバイス事業もありますけれども、実際、地域で空き家の掘り起こしなど、 様々な活動を幅広く行っていただきますので、その業務内容も含めてお願いしたいというよ うに考えているところでございます。

そして、事業費のほうにつきましては、こちらのほうは業務委託というような費用の性質 上、金額は差し控えさせていただきたいというように思います。

そして、これにプラスして、今後町のほうで7次総にのっとったまちを打っていく、移住 定住を進めていきたい、お客さんを呼び込みたいというようなプロモーション活動や、様々 な政策、アドバイスをいただく方もこの中に、アドバイスをいただく方ということで考えて おりまして、こういった方々数名程度、お招きしたいということで、こちらの方は地域力創 造アドバイザーというような総務省のお墨つきをいただいた方ではございませんが、この事 業の中で、それぞれアドバイザーとして任命をさせていただいて、ご活躍いただきたいとい うように考えているところでございます。

以上です。

- 〇古澤議長 答弁は土田商工観光課長。
- **〇土田商工観光課長** 3点目の質問でありますけれども、水沢温泉館の大規模改修工事期間と

いうふうなことでありますけれども、なるべく早く発注したいなと考えているところでございます。工事の実際に現場を動かす日にちにつきましては、10月16日日曜日まで月山のリフトが動いておりますので、そこまでは営業したいな、温泉のほうの営業は止めたくないなと思っておりますので、その翌日10月17日から現場が動くようなスケジュール感で考えております。そして、工期につきましては3月、年明けまして3月末のほうで考えております。

あと入浴料というふうなことでありますけれども、こちらにつきましては、やはり今現在 も近隣の日帰り温泉施設から見ると、こちら300円ということで一番安い金額になっており ます。ほかのところが早々に上げる中、300円でやってきたわけでありますけれども、なか なかやはり、燃油の高騰というのもありますけれども、上げたいというふうなところが総合 開発からも話があったわけですが、今まで300円というふうな金額でやってきました。

新たにサウナを充実させるというふうなことでありますので、それに合わせて料金の改定 も行っていきたいなというふうに考えているところであります。額につきましては、まだ、 これからの検討になります。

続いて、いいですか。あと、5番目の質問もありましたので。いいですか。私からは以上 になります。

- 〇古澤議長 4点目は工藤産業振興課長。
- ○工藤産業振興課長兼農委事務局長 燃料・資材高騰緊急支援事業補助金のことでございます。 これにつきましては、1反分、米、ソバについては1,000円、畑につきましては1,500円とい うことでございます。面積で交付させていただくということでございまして、農家はどこに 充当をするというふうなものではございません。交付されたものを使っていただきながら、 農業振興を継続していただければなというふうなことでございますので、よろしくお願いし たいと思います。そういった関係というふうに、そのようなことで交付をさせていただくと いうことでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○古澤議長 5点目の温泉ガストロノミーは菅野町長。
- **〇菅野町長** 温泉ガストロノミーツアー、900万事業補助金というところのご質問だったと思います。

まず、地域おこしインターンですけれども、ここは地域おこしインターンは使いませんということですね、使えませんと。恐らく地域おこしの残りの5人のどうやって何をさせるんですかという一般質問のところで、観光業というふうには申し上げたと思うんですけれども、

そこの観光業で地域おこし協力隊、ワンチームじゃない人たちの地域おこし協力隊の5人の うちの1人が観光業ということです。ですので、これ以降、ガストロノミーツーリズムをす る場合は観光業の一部としてするかもしれませんし、今回の事業ではないですということで すね。あとは、900万が新聞報道に載っていましたけれどもというご質問なんですけれども、 率直に言って、こういうやり方に対して早く慣れてほしいというのが私から申し上げたいと ころですね。慣れてほしいということです。ほかの町ではそういうことやっていますと。

これは、ご説明すると、まず事業費が900万かかりますと、国の採択が1週間前におりましたけれども、700万、採択がおりましたと、残り200万どうするかとか、そういう話なんですけれども、これ、取れるか取れないか分からないけれども、実施するということです。取れた場合は今回のように900万を補正予算で上げていますけれども、実際には700万、国からお金が入ってくるので、200万は行いますと、200万は町の予算で取れた場合は行いますと、観光庁にそう言っているものですから、行いますと。

新聞に載ってあるのは、どっちにしろ実施するというのはこれ間違いないんですよ。もしこれが否決されて、あるいは取れなかった、観光庁の事業が取れなかった場合どうするか、これは、観光庁の申請にも上げていますけれども、西川町と月山観光開発と総合開発と庄交コーポレーションと東武トップツアーズでしますということを民間と組んでやりますと、そのときは、西川町は持ち出しせずに行うということです。ですので、民間サイドからしてみれば、西川町を舞台にぜひやってみたいという声があるわけです。ただ、今回は町が申請する補助金がいいのがありましたので、それに申請したということでございますので、新聞の報道はどっちにしろ、民間主導になるか町主導になるか分かりませんけれども、どっちにしろ、実施するということです。

また、この件は新聞社にも、議会のほうは補正予算のほうで通していますからねというふうには、取材の面では申し上げていました。ですので、繰り返しになりますけれども、こういった国の交付金がどうなるか、補助金がおりるかおりないかと分からないで、けれども、必ずやる、民間主導か官主導か、どっちかだけで行うというやり方はこれからもありますので、ぜひ慣れてほしいと思っています。

〇古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番(佐藤耕二議員) 地域おこし協力隊の派遣の方法ですけれども、先ほどは、8名の方を派遣して2名は一般公募だというふうにちょっとお聞きしたような感じですけれども、今のお話ですと9名がということで、1名だけ一般公募というようなお話だったみたいな気が

するんですけれども、内容的には、こういうことをやっていただきたいということ、それは 十分分かりましたから、それはいいんですけれども、ちょっと公募と派遣といいますか、企 業からの派遣なんでしょうけれども、その辺をもう一度確認だけさせてください。

それから、水沢温泉館の大規模改修工事なんですけれども、10月16日まで、リフト運行までということで、その後、解体が始まると思いますし、年度内に完成を見込んでいるということなんですけれども、そうすると10月17日から年度内いっぱい3月30日まで、あそこは休業という形という意味でよろしいんですよね。ちょっとこれも確認です。

それから、燃料と資材高騰の緊急支援なんですけれども、そうしますとこれは面積でということなんですけれども、面積に該当する全ての農家といいますか、あるいは団体の方もあるわけですけれども、組合関係もあるわけですけれども、そういうところにも全てが面積で該当していくのかどうか、ちょっとお願いしたいというふうに思います。

それから、温泉ガストロノミーに関しましては、これは別に反対している云々ではなくて、 私どもも奈良に行って、川上町だったかな、ガストロノミーをやるんだということで、いろ んな視察もさせていただきました。その内容的にも、ある程度理解しているつもりです。

ただ、今、町長のほうから慣れていただきたいというので慣れるしかないんでしょうけれども、ちょっと今までの慣例からすると、本来ならば議会を通してからじゃないかなと思うんだけれども、そういうことじゃないと、これは慣れてほしいということなので、慣れられるかどうか分かりませんけれども、そういう意味でまとめさせていただきました。

これは、ガストロノミーは今回は観光協会が主になってやるということらしいので、どういうような内容で進めてくるのかなということは、これから先のことかと思います。主導は 庄交コーポレーション、そうですか、分かりました。

先ほどの件だけちょっとお願いしたいと思います。

- **〇古澤議長** 1点目、荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 改めてご説明しますが、10名のうち8名を業務委託という形で、募集から活動に係る謝礼並びに地域おこし協力隊の活用をいただくための経費をお支払いして、活動いただくということで、そのうち5名を地域力創造アドバイザーの方の下でワンチームになってやっていただく。そして残りの3名は、稼ぐ町の事業に従事していただく。そして、残り2名の報償費で町で直接していただくうちの1名は、観光業のその他の業務に従事していただこうという考えです。残った1名については、現在、この事業に当たってほしいというようなことがないものですから、ただ枠として取っておいて、西川町に私来で活動をした。

いという方に寄り添った形で、その人のニーズに合った形で募集できるような枠を取っておくという意味から、9名を実際活用して残り1名は余力といいますか、そういった形でやっていきたいということで採用してまいりたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○古澤議長 2点目の答弁は土田商工観光課長。
- **〇土田商工観光課長** 温泉館の休館ということでありますが、10月、工事が始まりますと使えませんので、そこから工事完了までというようなことで年度いっぱいになります。 以上です。
- **〇古澤議長** 3点目は工藤産業振興課長。
- ○工藤産業振興課長兼農委事務局長 支援対象とさせていただくのは、町内に住所を有する販売をしている農家です。品目ごとに10アール以上を生産している農家ということでございますので、そのようなことで、あと、把握につきましては農業再生協議会、農協のほうで把握、昨年の米の支援でもさせていただきましたが、そういった把握、さらには、いきいき直売会その他、把握している団体に話しかけをしながら情報を入手し、再生協議会のほうで交付をするという手続になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇古澤議長 まだご質問があるようでございますけれども、ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑ありませんか。

3番、佐藤仁議員。

- ○3番(佐藤 仁議員) 私からちょっと何点かお願いします。
 - 一番最初に、15ページのLINEサポートの委託料というふうにあります。ちょっと個人

的にはLINEが、ちょっとサーバーが外国にあったとかで一般質問で問題に、西川町でも そういう一般質問した手前、まだLINEに入っていないので、参考にどのぐらいかかって いるのかなということで、対外的には支障があるので言えないのであればそれは構いません。

あと2番目ですけれども、先ほど空き家対策で補助金、リフォーム云々で100万限度で補助するんだと、内容を、例えば近藤さんとかそういう方々にもなるようなちょっと説明があって、建設課にリフォーム云々のやつがあるわけですけれども、それと合体してやると。ということは建設課のほうの条例とか何か、そういう案を出せばそれも直さなきゃならないのかどうか、ちょっと先ほどちらっと思ったので、そこをお聞きします。

あと17ページの委託料で308万8,000円あります。これ、先ほど私、聞き漏らしたのかどうか分かりませんけれども、配管のほうの調査の委託と、またそのほかに何かというちょっとあったようですけれども、申し訳ありませんが再度説明をお願いします。

あと同じく17ページの工事請負費3,000万、これはサウナということで先ほどから話がありますけれども、これはサウナだけの金額なのか、ほかにもまた工事があるのか、お願いしたいというふうに思います。それで、これに関して先ほど発注時期云々ということでありました。いまだかつてまだ本体のほうの設計が上がっているのかどうか分かりませんけれども、発注になっていません。私は、6月だかたしか改修工事なので、17日から工期が始まるのであれば、そこからすぐ現場で仕事ができるように、前段階の準備を業者さんができるように、なるべく早く発注していただけないのかというようなことを話をした経緯があります。

ただ、あと、仕事始まるのが16日ですよね。あと1か月弱です。いまだかつていつ発注するのかも分からないというようなことで、業者さんのことを考えれば一日も早くして、段取りをさせていただいて、16日から例えば足場をかけるならかけると、そういうようなことをさせていただけると助かるんじゃないですか。そういうような経緯はどうなっているのか、お願いします。

あと21ページですけれども、備品の購入で72万6,000円、今、玄関にある棚以外に新しく棚を設けるための備品の購入になるのか、お聞きします。

以上です。

- ○古澤議長 1点目の答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 第1点目、2点目について私のほうからご質問にお答えします。

1点目、委託料のLINE登録、こちらの業務委託は郵便局さんのほうに町の公式LIN E等について登録を促す業務をお願いするものであります。こちらに対して業務委託という ことで計上しているものであります。今、町の公式LINEは無料プランで行っております。 無料で行うもので運用しておりまして、このたび内容を拡張するために、12、同じく委託料 のLINE機能の拡張業務ということで、そちらのほうに46万2,000円ほど半年分のLIN E料が、今の機能を拡張した形で使っていくということで、費用をこのたびの補正予算、こ ちらの委託料の中に含んでおりますことを補足させていただきます。

国のほうでも、各省庁LINEを積極的に活用しておりますので、そういった懸念については、ないものというように思っております。

あと2点目ですけれども、空き家対策の補助につきましては、先ほど答弁で申し上げたとおり、既存のリフォーム補助に空き家に係る補助要綱等がありますので、こちらのほうは制度を分かりやすくするために、既存の補助制度の部分にある空き家の補助は削除いたしまして、このたび提案している空き家の活用支援補助のほうに統一して運用してまいりたいということで、この議会でご議決いただきました後にそのような制度改正をして対応してまいりたいというように考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 続いて、開発費、水沢等々の委託費、土田商工観光部長。
- ○土田商工観光課長 3点目の質問にお答えいたしたいと思います。

委託料308万円のうちというふうなことで、一つは水沢温泉の源泉の調査をやりたいと思っております。湯量が大分当初よりは減っているということでありますので、その状況を確認したいということで、調査の委託をしたいというふうなことを思っております。

4点目でありますが、水沢温泉館の大規模改修工事についてでありますけれども、工事はやはりなるべく早く発注したいなと思っているところでございますけれども、掛かり増しする部分がございますので、この補正の予算が議会を通りましたらというふうなことになりますけれども、その後に発注をかけまして、仮契約、そして議会の承認が必要ですので、結局、議会を開催していただいて審議していただいた後に本契約というふうになってきますので、どうしてもその期間、時間がかかりますので、10月16日まで月山のリフトも動きますので、その後の17からは確実に始められるような日程にはなろうかと思いますが、臨時議会をお願いすることにはなろうかと思いますので、その日程等もありますので、それも考えながらのスケジュールにはなろうかと思います。なるべく早くはしたいと思っているところであります。

以上です。

- ○古澤議長 5点目は工藤産業振興課長。
- **〇工藤産業振興課長兼農委事務局長** 林業関係の備品購入ということでございます。

議員ご指摘の、ただいま役場の入り口、昨年度から木質化をさせていただいております。 今年はさらにその木質化を進めさせていただく上で、入り口を入りましたら出退表示板、さらにはデジタルサイネージといいますか会議の案内をしている、正面にありますけれども、そこに木質のパネルを設置させていただいて、さらに木質を前面に出すような雰囲気づくりをしたいというふうに考えております。

さらには、そこにただいまふるさと納税返礼品、さらには特産品連携協定の展示ケースが 今ありますけれども、その展示ケースがちょっと高いものですから、そこの下にちょっと平 の低い展示ケースを正面のほうに置かせていただいて、広くPRをさせていただくようなケースを設置させていただきたいということから、改めて今回備品購入ということで出させて いただいているものでございますので、今、仮に右側に設置をさせていただいておりますが、 やはりホールが狭くなってしまいますので、あそこを広く使うには、正面に展示ケースを置 くような形を取らせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いした いと、以上でございます。

- **〇古澤議長** 追加答弁は土田商工観光課長。
- **〇土田商工観光課長** すみません、水沢温泉館の工事追加の内容ということで、お答えしておりませんでしたので、追加させていただきます。

水沢温泉館につきまして、3,000万の内訳というようなことでありますけれども、今回はサウナを両側につけるということで2か所、あとは、水風呂が必要ですので水風呂と、あとは外気浴スペースが外の部分に、外気浴をできるところを追加と、あとは屋外のフェンスでありますけれども、そのフェンスのほうも更新するというふうに考えておりますので、そういった費用が追加になったということであります。

以上です。

- **〇古澤議長** もう一点追加答弁で、請負等々において。 佐藤総務課長。
- ○佐藤総務課長 佐藤仁議員からご質問があった中で、いわゆる工事、水沢温泉館の大規模改修工事のいわゆる事前の段取り等もありまして、早めの決定というような形のご質問がありまして、それに商工観光課長がお答えいたしましたのに1点加えさせていただきたいと存じます。

この件につきましては佐藤仁議員をはじめ、議会の議員の皆様からも、この間、早め早めの発注の段取りというような形でご意見等を承ってございますので、先ほどもありましたように、今回の補正予算の中でまさに今、質疑いただいているところで3,000万円の追加をさせていただき、これを可決いただいた後に、私どもとしては直ちに工事の業者の決定の手続のほうに入ってまいりたいというふうに考えてございます。

これにつきましては、予算額からいきましても議会の議決を要する請負契約の金額になるというふうに考えておりますので、臨時会を招集いたしまして、議員の皆様からご出席を賜りまして、その臨時会の中で審議をいただいて、仮契約した契約の内容について議決を賜りたいと、こういうことで、この件につきましては議第44号が可決になりまして今定例会が閉会いたしましたならば、直ちに私どものほうから議長に対して臨時会の招集についてのお願いを申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

時期的な面については、当然、議長のお考え、ご指示等もあろうかと思いますけれども、 私どもといたしましては、9月中には臨時会を招集すべく議長のほうにご相談申し上げてと いうような形で考えているところでございますので、この点もご了承いただきながら、そう しますと、9月中には公にも施工業者の決定もなるというようなことで段取り等もより加速 がついて進むのかなというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思いま す。

以上であります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 空き家の補助に関しては、条例がもうあるのかどうか先ほど聞いただけで、建設課のほうの条例があるのかどうか分かりませんけれども、これが決まれば条例と要綱と全て改廃をして、また議会にかけるということになるのかどうか分かりませんけれども、そういう方向で行くということの理解でよろしいのかどうか。

あと、委託料で調査300万で、源泉のこれも6月頃の話があったわけですけれども、源泉もさることながら配管等の整備が1億というような話もあったわけですけれども、そこにかかるのが1億円かかるのか分かりませんけれども、そこら辺の調査等はもう終わっているのかどうかですね。今回、この300万の中にそれも入っているのかどうか。いやもう終わって実施設計とか何かに入っているのかどうかですね。そこら辺はちょっとまた後ほど、補正で委託料調査費が上がってくるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

あと交付金に関してですけれども、補正でサウナ云々である、それはそれでまた追加で契

約すればいいわけですので、前からせっかくいろんなものを提案していても、何か打合せを やっているのかどうか。今から図面を渡して見積りをして議会でやると9月いっぱい、かな りのスケジュールですよね。それをやるというのであればそれはそれでいいんですけれども、 せっかくこういうふうにやったほうがいいんじゃないかというのを少しは検討してもらって、 いや検討したけど駄目だったと、そういうものを予算に反映していただきたいなというふう に思います。

以上です。

- **〇古澤議長** 1点目、荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 1点目のご質問、空き家の活用支援補助金の件ですけれども、こちらのほう、既存のリフォーム補助金も補助要綱ということで、条例ではなくて要綱で定めておりますので、こちらのほうの空き家の部分を削除して、今回ご提案申し上げている空き家利用支援の補助金も補助要綱を定めてまいりたいというように考えておりますので、議決をいただきましたら補助要綱を定めまして、広く町民の皆さんの方々にお知らせして、ご活用いただけるようにご案内したいというように考えております。

以上です。

- 〇古澤議長 2点目は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 配管の調査費用も入っているのかどうかというふうなご質問でありました。今回はあくまでも上の部分といいますか、建屋の部分、基礎から上の部分になりますので、その地下の部分は入っていないというふうなことで、配管、その下の部分の機械室の部分については何もいじらないというふうなことに考えております。

あとは設計のほう発注かけておりまして、いろいろなご意見いただいて、変更もしてというようなことでありまして、そういったことで少しは時間がかかっているところもございます。まず、というようなことでちょっと設計のほうも変更ということで、以前も延ばさせていただいたところもありまして、その分でちょっと遅れてしまったところもあるんですが、10月には工事を開始できるようにというようなことで、今、発注に向けて準備、これからですが、早急に進めていきたいと思っておりますので、議決をいただきましたら早急に進めていきたいと思っております。

以上です。

- 〇古澤議長 追加答弁は菅野町長。
- **〇菅野町長** 佐藤仁議員の配管のお話についてちょっと言及させていただきます。

以前より配管のことはご指摘いただいたと思います。そうですね。配管、本当は相当、数 億、1億、2億、1億ぐらいプラスになるかもしれないというような配管の工事で、一体で 行うというのは早く決めればできたかもしれないです。ただ、ごめんなさい、もうたられば になりますけれども、私が12月ぐらいに就任していれば多分配管も一緒にやったと思います。一緒にやりますと。ただ、恐らくそのコストが今2億弱で収まっているんですけれども、そ れが3億になると、例えばそういった話になるとなかなか恐らく行政のサイドとしても、金 額が高いなというふうになってそういう判断をされたのかなと、金額のほうが高いのでと判 断されたのかなと思います。

ただ、一方で、もうたらればの話ですというのが今の話なんですけれども、今から配管をできるかどうかとなると、またその工期が時間かかってしまいますと、ゴールデンウイークには到底間に合いませんというふうに、今さら足すとそうなってしまうんです。そうなると、やはり私もこれから観光の5月のゴールデンウイークには、サウナ事業もしている町なんだということを、観光で新しい顧客層を開拓したいものですから、期間の面でもはやもう配管のほうは今何とか維持できると、壊れるかもしれませんけれども、維持できるというようなところです。私がもっと前にいればそうしていましたと。

ただ、今回一緒に発注するかしないかという問題は、これは3,000万プラスで一緒に発注したほうがいいですと。これは大規模改修であれば過疎債という地方債が使えるんです。80%以上交付金が戻ってくる過疎債が使えるわけです。ただ、それを最初に発注すると、次に発注する3,000万というのは多分恐らく大規模改修にならないんです。ですので、これはすみませんが財政の面からは、一緒に契約させていただいたほうが町の財政が痛まないものですから、そうさせていただきました。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) すみません、今の町長の話で、町の負担面を考えれば3,000万を議決してトータルで発注したほうがいいんだと、それは分かりました。ただ、私が言っているのは、配管に関しては、今からきちんと工事を一緒にやれと、何でやらないかということではなくて、配管のいい悪いの調査の委託料が入っているのですかというふうな質問をしたときに入っていないと。ということは、今までそれ調査をしたものがあるんですかということを質問したのであって、何で一緒に今回、例えばあと1億とか何か足してやらないか、そういうことじゃなかったつもりです。ただ、町長の言うのはよく分かります。

私も3,000万足すよりも、後で随契とか何かでやって早く発注したほうがいいんじゃないかという頭があったものですから、そういう質問をさせてもらいました。なので、配管まで今回何でやらないかじゃなくて、やれないのは分かっていたので、調査の委託を何でしないんですか、いつやるんですか、もうやってあるんですかと、そういう質問をしたんです。なので、それを再度もう一回ちょっとお願いしたい。

- 〇古澤議長 答弁は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 配管の調査は今回の委託料には入っておりませんで、これまでの経過というのは私も全部把握しているわけでございませんけれども、調査についても、やってはいなかったと思っております。ですので、対症療法的に漏れたところから直していくというような修繕費の中で対応してきた経過がございますので、全体の調査をしたかどうかはちょっと私も把握していなくて、大変申し訳ございません。
- **〇古澤議長** 追加答弁。

菅野町長。

〇菅野町長 追加で補足させていただきます。

現在、配管調査はしておりませんけれども、湯量調査はこれから行います。この湯量調査が年内に出てくるかと思いますので、もう温泉がそもそも駄目だというふうに、もし、最悪のケースになれば、配管も変えて単純泉のボイラーを通すんですけれども、配管の位置とか変わってくると思いますので、――変わらない。もうやめるということです、温泉を。そうすると源泉関係ないわけです。ですので、またそこの配管の位置というのは変わると思いますので、そこを踏まえて考えていきたいと思います。

〇古澤議長 ほかございませんか。

6番、大泉奈美議員。

○6番(大泉奈美議員) 26ページの社会体育施設、カヌー艇庫についてなんですけれども、 さきの全員協議会、先ほど菅野議員の質問を踏まえて、確認の意味でちょっと何点かお聞き したいなというふうに思います。

一つは、さっき令和4年は設計、令和5年は実施、令和6年で完成すると、経費は数億円、 財源は地方創生と辺地債ということでありました。カヌー施設が出来上がった場合、管理人 は置かないで、基本的には管理者はいないということで、使用される方が責任を持って使う という、そういったことでよろしいですかという確認が1点です。

あと全員協議会で、設計の中でコンテナハウスとかトレーラーハウスの利用というか、そ

れが建物等の規格に合うとか地方創生とか辺地債には該当しないとか、そういったことがちょっと分かればお願いします。

カヌーにつきましてはその2点なんですけれども、あとは22ページの商工費について、ブランド牛費用助成金ということで、モウモウまつりが1か月間延びましたということです。以前ですと牛、丸1頭、2頭とか、頭数で買い求めてやっていたというのをちょっとお聞きはしていたんですけれども、今回は購入の仕方といいますか、その予算については肉代だけなのか、各事業所といいますか、モウモウまつりをされるところの負担とかも考えていらっしゃるのかということで、頭数で買えば、すき焼きなり残ったお肉は前に道の駅で町民に販売されたという経過もあったように思うんですが、そういったことはやられるのかということ、その点についてお願いします。

- ○古澤議長 1点、2点の答弁は奥山生涯学習課長。
- ○奥山生涯学習課長 カヌー艇庫の関係についてのご質問であります。

全員協議会の中でもお答えさせていただいている件ではございますが、基本的には管理者 等々については置かないというような現段階での構想でございます。通常の練習時などでは 顧問の先生など、それから、鍵をお渡しするなどしての対応が可能ではないかなというふう に考えております。

2点目のコンテナハウスとかトレーラーの関係です。ご提案ありがとうございます。こういったことも踏まえまして、基本設計の中で検討してまいりたいということで、現時点で起債の対象になるのかどうか、そういったものについては調査が必要かというふうに考えております。

以上であります。

- **〇古澤議長** 追加答弁を荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 カヌー艇庫について、箱物というかコンテナハウスやトレーラーハウスについて、辺地債等該当になるかということについては、固着物というようなものではないので、辺地債は該当しないというように我々は理解しております。ただ、辺地債以外にも財源がありまして、例えば推進交付金であれば充当可能かなということでありますけれども、拠点整備には使えないのかなというようなことでありますので、物によって財源措置が変わってくるだろうというように思います。

以上です。

○古澤議長 3点目は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 3点目のモウモウまつりというふうなことで補助金でありますけれども、 モウモウまつりにつきましては当初で一定上げているものがありますけれども、278万9,000 円につきましては、モウモウまつり、今までですと2週間の週末にやっておりましたけれど も、これを1か月間したいなというふうなことで、その1か月分をするために必要なものを 追加させていただきました。モウモウまつりの補助金というふうなことであります。

これについては、当初は5頭分、見ていたわけでありますけれども、プラスして必要な部分というふうなことで278万9,000分を足したと。1か月間やりたいと思っております。期間については11月1日から末までというふうに思っております。肉の販売になりますけれども、今回は食肉公社さんのほうで屠畜するわけでありますけれども、その部分は食肉公社さんのほうで売るということは聞いております。1日だけということでは聞いております。それは端材の部分ですね。聞いておりました。

福寿館の肉で、これはモウモウまつり、町内産というようなことで福寿館さんの肉を使わせていただくというようなことでありますけれども、福寿館の肉を通年使えるようにということで、22ページの負担金及び補助のほうで、ブランド牛購入費用助成金ということで通年使えるようにしたいというふうなことで、モウモウまつりもですけれども、通年使えるように対応していきたいというふうなことで考えております。

以上です。

- **〇古澤議長** 6番、大泉奈美議員。
- ○6番(大泉奈美議員) カヌー艇庫につきましては、あそこ積雪、聞いたところ3メートル ぐらいあるということで、雪に耐え得る頑丈な施設が必要かというふうに思います。使い勝 手がいいということもお考えかと思いますが、雪に耐え得るというところをよろしくお願い したいと思います。

あと、肉については、例えばモウモウまつりにどうしても行けなかったという方、あと、 高齢者の方なんかは、いやどうしようかなという、ちょっと行けないなという人もいるかと 思いますので、それは、端材といいますか、そういった肉を道の駅なり、販売できるような 方向でやっていってもらえればいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。 以上です。

〇古澤議長 ほかございませんか。

4番、佐藤光康議員。

〇4番(佐藤光康議員) 7款商工費で、一つはモウモウまつりです。今年のモウモウまつり

のやり方ですね、宿泊の方もあるようですし、今まで従来のように2,000円ぐらいですき焼きのパターンもあるのかとか、そこら辺のやり方をちょっとお聞きしたいということが1点です。

あともう一つが、産業複合施設が整備予定されていますけれども、大体総事業費は幾らぐ らいになるのか、お聞きします。

- 〇古澤議長 1点目は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 モウモウまつりのやり方についてでありますけれども、モウモウまつりにつきましては、今までですと、去年はちょっとコロナの影響でやれませんでしたが、おととしですと、1,800円ですき焼き定食というふうなことで出しておりました。ですが、このご時世でなかなかできない、利幅が少ないというようなことでなかなかできないというふうなご意見もいただいております。肉、150グラム使っておりますけれども、今回も150グラムのすき焼き定食というのは基本にさせていただきながら、プラス料理をつけてもらって、値段も各飲食店また宿のほうでも使えるようにしております。設定は、宿泊プランになれば、やはり宿泊料も入りますので高くはなりますが、店によって値段はこの付加する部分で変わってくるというふうになってくるようにしております。

あと、2点目でよろしいですか。2点目の複合施設についてでありますけれども、こちらの総事業費というふうなことでありますが、まだ設計のほうは発注しておりません。今回の部分につきましては基本設計というようなことで、まずはどういった内容にするかということをそれで協議したいと思っておりましたので、そこの中で概算が出てくるかとは思いますが、実施設計につきましてはいずれにしても令和5年度になると思いますので、まだちょっと全体的な事業費ということではつかめておらないところであります。

以上です。

- 〇古澤議長 追加答弁は菅野町長。
- ○菅野町長 1点目のやり方がそもそも少し変わってきたという件についてご説明させていただきますけれども、当初予算の目的を見ると、誘客というふうになっていたんです。ですので、付加価値が付けられる、町にとって稼ぐために宿泊の方、旅行者の方、町内の方も含むんですけれども、むしろ当初予算の頃から目的は町外の方というふうな、これは明確にしていたので、やり方も変わるというのは当然なのかなというふうに思っております。これはちょっと私が来る前の話なので、から決まっていた話ですね。

あとは、もう一つが複合施設のお話なんですけれども、これは国もそうなので町もそうな

んでしょうけれども、基本設計を出す前に総事業費が決まるということはないです。ですので、恐らく、ほかの事例を見るとこれぐらい数億ぐらいかかるんだろうなと、奈良県の施設もご覧になられたと思いますけれども、それぐらいの事業費を見込まなくてはいけないかなというふうに考えておりますので、もう少し、今は数億ですというぐらいしかご回答できなくて、そういった状況でございます。

- **〇古澤議長** 4番、佐藤光康議員。
- ○4番(佐藤光康議員) モウモウまつりの件ですけれども、西川町に生まれてよかったと思うのは、すき焼きを、牛肉を食べたとき、あれが本当に私、思うんですね。結構、西川町民の方は多いと思うんです。ですから、それぐらいはやっぱり町長、やらないと、やっぱり町民のためにということもぜひお願いしたいということです。何回も、今回は町内会で今度は何会だという方もいるようですけれども、せめて1回ぐらいはということでぜひよろしく、町民が使いやすいように、格安でぜひお願いしたいということが一点です。

あともう一つは産業複合施設で、地方創生拠点整備交付金が財源になっています。先ほどもちょっとありましたけれども、採択は来年4月以降なんですよね。申請してこの地方創生のお金が入ってくるかとかというのは、来年4月以降だと思うんですけれども、もし入ってこなかったらどんなふうになるのでしょうか。

- 〇古澤議長 答弁は菅野町長。
- **○菅野町長** 拠点整備交付金についてご質問がありましたので申し上げます。

拠点整備交付金は地方創生に有効だというような施設、ハード整備に関して整備されます と。ただこれもアイデア勝負のところでして、真に地域課題解決に必要だとか町の地方創生 に必ず必要だというような申請書を出さなくてはいけないです。必ずしももらえるというも のではございません。

ただ、この交付金に関しては、私も3月まで関わっていたものですから、ここは何とかなるのかなというふうに考えております。スケジュールを申し上げると、まず、今年の12月末には基本設計のあらかたが、少しは骨格が出てきますので、それを基に事前相談しますと。正式申請は来年の1月になります。交付決定は3月末でございます。ですので、来年度にはお金が入ってくると。ただ、実施設計と施工を複数年にまたがっても、当初の1月に申請するものであれば、複数年で施工まで可能だということでございますので、その点でチャレンジしていきたいと思います。

〇古澤議長 ほかございませんか。

佐藤光康議員。

○4番(佐藤光康議員) 3回目です。私ども町長の対話によるまちづくり、非常に私は大賛成で、本当に自分事にして、町民みんなでつくっていくまちづくり、まちづくりのワークショップも大変よかったと思います。いろんなミーティング、本当に職員の方も含めて、本当に頭が下がります。

そこで、それを踏まえて、せっかく町長がまちづくり、対話のまちづくりと言っているわけですから、ぜひそういう点を推し進めていきたいという点で、今回の補正でちょっとやっぱり気になるところがあるわけです。

一つは、産業複合施設の在り方です。

三宅町に行かせてもらいました、三宅町の複合施設を拝見しました。あそこは4年かけてつくっているんですよね。1年目が基本構想を策定して、2年に基本計画を策定して、3年目が設計して4年目に工事をすると、4年がかりです。要するに、何でそんなにかかるかといえば、町長さんが言っていましたけれども、粘り強く、本当に町民の声を聞きながら一つ一つ変えていったという話をされていました。

そういう三宅町の複合施設から見ますと、西川町の複合施設はもう来年度に実施設計に入って、来年度に事業着手して、来年度の冬ですか、2月にもう完成するということになりますね。ですから、あまりにもちょっと急ぎ過ぎじゃないかという気もするんです。ですから、もっと町民と対話しながら、じっくりと聞きながら、みんなでつくっていく、そういうことにならないかどうかということが一つです。

あと、2つ目はカヌーの艇庫ですけれども、全員協議会で総事業費が5億円という話がありました。今日数億円と話がありましたけれども、5億円ということは、三宅町の複合施設が総事業費が10億円です。だとその半分、すばらしい建物です、三宅町の複合施設は。半分のお金を使ってカヌー艇庫をつくると。そんなにお金をかけなくちゃならないんだろうかという、ちょっと疑問もあるんです。ですから、そこら辺の不安も、やっぱりもう少し町民との対話を通じてやる必要あるんじゃないかというふうに、もっとやっぱり町民の理解を得る努力をしなくちゃならないんじゃないかというふうに思うわけです。

それから3つ目、最後ですけれども、地域おこしです。

地域おこし協力隊のことですけれども、5人グループで入ることになっています。ある町内会で、町内会の方、そこには近藤威志さんが住むことになったようなんです。近藤威志さんがこういう形でチラシを町内会に配られました。近藤威志さんがどんな活動をやるかとい

うことで書いているんですけれども、地元食堂、交流サロン、テレワーク可能なスペース、お試し住宅などを整備する計画を検討中ですと。ここに地域おこし協力隊を入れていくと。この中身が町民の期待する仕事、期待する、希望する地域おこしなのかどうかということですね。ですから、やっぱり空き家を買われた方の近所では、貸したけれども、借りた方が何を、買った方は何をするんだべとか、3年後に一体どうなるんだべとか、みんな結構不安な声を上げています。この近藤さんのこの中身を見ますと、例えば地元食堂とか、交流サロンとか、テレワーク可能なスペースとか、それで本当に5人のグループが入ってきて、この方が西川町に本当に定住できるのだろうかという不安があります。3年後にはもう国からお金はないと、自分で自立しなきゃならないと、そこで一体この人たちは何をするんだろうという非常に不安があります。

ですから、そういう点ではまだまだ、やっぱり私たちも全員協議会では全く地域おこし協力隊の話はありませんでした。ですから、私たちも含めて、町民がもっとやっぱり町のやり方を対話して、お互いにキャッチボールをしながらみんなで考えていくと、町でこういう地域おこしが欲しいんだということも結構あると思うんです。それも含めて、もう少し地元町民との対話があってもいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょう。

〇古澤議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 3点ご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

1つ目が、対話が足りないんじゃないか問題ですかね。

これに関しては、三宅町は4年ですよと、何で西川町はそうなんですかということなんですけれども、まず、佐藤光康議員はご存じないかもしれないんですけれども、私は選挙期間中、120回講演会をしました。これ、対話していないと言えますかね。反問権じゃないですよ。対話を120回、延べ1,254人、対話しました。ほとんど公約に書いてあるので、サテライトオフィス及びカヌー艇庫の話になりましたと。ほとんどの参加した皆さんが、こんなの今まで対話はなかったよということを言っていました。対話は期間じゃなくて、三宅町は何回対応されたと聞かれたか、120回、やっていないと思います。地区ごとには2回りされたと思います。数の面でもですけれども、対応の質ということとありますので、一概に短いというようなことは、ご指摘は、今回の対応の進度の面では当たらないのかなというふうに思っています。

また、何事にも先行メリットってあるんですよ。先行メリット、複業だってそうです、複業人材。今、複業人材が供給超過になっています。都内の企業がたくさん地方に出て仕事で

きる環境になりました、複業やれますと、ただ、地方で受け入れる企業が今少ない。だから、 先行メリットがあるわけです。複業人材をやったときも先行メリットがあるわけです。今、 一企業が手を挙げたら、平均6人以上手が挙がる。採用する側が有利な状況になっているん です。それが恐らく5年後には市場が均衡して一対一になりますと、一対一になったら、も う通常の人材紹介会社がやる人材供給と変わらなくなるわけです。ですので、何事も先行メ リットというのがありますというのをご承知いただきたいと思っています。先行メリットを 得るか得ないかというのは、判断になります。複業もそうですけれども、サテライトオフィ スもそうです。サテライトオフィスは、岸田政権が昨年の12月に、サテライトオフィスをす る自治体を倍増させるという計画が出ています。どこもやるんですよ、もう。1,000自治体、 1,800あるうちの5年間で1,000自治体にサテライトオフィスを設ける自治体を増やすと。そ れが対話をしてですよ、乗り遅れたら、もう劣等さんになるわけです。今出ようとしている 企業が、西川町は後発になって、やはり最初に、サテライトオフィスというのは最初に入っ てその企業がどういう成果を得たかということで、その成果が口コミで広がるという特性が あります。ここの企業が成功したねと、だったらしましょうと、ですので、後でつくって後 で宣伝しても、なかなか市場的にサテライト市場はそんなに甘いものじゃないんですよ。そ こをご理解いただきたいと思っています。そこは政策の判断です。最初からサテライトオフ ィスをつくる、カヌー艇庫をつくるというふうに言っていたわけですから、それを選んだ町 民の総意を尊重したいと思っています。

なお、サテライトオフィスに関しては、今月末に地元、サテライトオフィス候補地の間沢 地区を含めて町民の方に呼びかける予定にしております、サテライトオフィスに関しては。 ぜひご参加いただければと思います。

カヌー艇庫の話でございます。まず、お金の面では先ほど申し上げたとおり、通常であれば競争になる拠点整備交付金を恐らく確実に取れるんじゃないかというふうな申請をしてまいります。仮に五、六億円だとすると、2億5,000万円は拠点整備交付金で出ますと、その2億5,000万のうち辺地債使えますね、あの地区は。辺地債使えます、80%。計算すると、2億5,000万の80%補助、残り2割は5,000万円です。

ただ、この5,000万円以上の効果を得られるかどうかというのを考えるわけです。ランニングコストはまた別ですけれども、そうすると、関東インカレからの経済効果、1,300万。全中、また、あの規模であれなので、1,300万ですので、全国中学校大会や全日本カヌーを迎えることができると、一、二年で、この経済効果を回収できるということになります。

また、ソフト整備においては、デジタル田園都市実現推進交付金を使って顔認証などの附帯施設をつけることができます。こちらのほうも活用していきたいと、ランニング整備であまり手間がかからないようにしていきたいと思っています。ですので、今申し上げたようにカヌー艇庫ができて、1,000メートルコースがあるというようなところは全国で3か所しかありません。恐らく持ち回りで行う大会も増えてくるでしょう。こういった経済効果を踏まえて、私がカヌー艇庫が必要だというふうに考えております。

3つ目、地域おこし協力隊の対話の件でございますけれども、まず、近藤さんとの対話は 区長会などでもちろんこれからさせていただきますと、また、あさって、もうホームページ にはあると思いますけれども、公式LINEにも流れておりますけれども、近藤さんとの会 社との連携協定というのを行うことに発表させていただきました。ぜひ、こちらのほうもご 参加いただければと思います。

理解があるのかないのかということでございますけれども、まずやる内容については、町の行ってほしい、行うべきこと、事業に合致しています。これは間違いないです。こちらは、私らと調整の結果、そういった活動をしていただいて、ことにしております。例えば、テレワーク施設、地元食堂というのは、テレワークする方は、西川で何かしたいという方は、一度訪れて旅館に泊まると相当のコストをかけなくてはいけませんと。ただ、テレワークというのは1週間、2週間ずっとやれるわけですから、そういった生活の拠点などは欲しいと、あとはもうちょっと簡単な宿が欲しいというふうに考えると、テレワーク施設や地元食堂というのは利にかなっているのかなと、稼ぐまちにかなっているのかなと思っていますし、また、サロンをつくりたいと、詳細はこれからですけれども、以前に大泉議員からご指摘あった、スマホの使い方分からないとか、例えば、今回のマイナンバー制度だって携帯を持てばできますよと、自分できますよと、そういった携帯の画面が変になったとか、そういうのでも受け入れるようなサロンにするようにお願いしております。

ですので、そういったことは望まなく、今まで私のほうに、前も申し上げたとおり、相当な情報が私のほうに来ているものですから、そこでやっぱり必要なものというのを、これだなと思って判断しましたと。また対話のほうは、各地、契約が成立しそうな早い順に、地区にお邪魔して対話を重ねています。夜にしっかり対話を重ねていますので、まだ、お声がけかけていない方が、多分対話がない、少ないんじゃないかなというようなことですけれども、彼らなりに頑張っているところでございますので、町のほうも職員も伺って対話させていただいたり、私は西間沢のほうに伺って佐藤幸吉議員にもお声かけして、ぜひいらしてくださ

いというふうに申し上げて誘ったりしておりますので、決して対話が不十分だとは思っていませんけれども、ここはしっかり個別の各空き家を持つ地域にはさせていただければと思います。

〇古澤議長 ほかございませんか。

9番、伊藤哲治議員。

○9番(伊藤哲治議員) 四、五点お尋ねをします。

まず最初に補正予算、今回2億4,000万ほど追加ということになりますけれども、西川町の当初予算は、多分、今年は48億何がしだったと思っています。今、61億何がしに増えています。そういう面で見れば、15億ぐらい、15億までいっていないでしょうけれども、当初予算より増えているという状況になっているというふうに思っています。

菅野町長になってから、給食費の無料、あるいは高校生に対する10万円の助成等、菅野町長が選挙で掲げた政治の内容について着々とやっているわけですが、今回もそういう意味では多くのことが出てきていますけれども、そういう面で48億から61億になった、町の一般財源はさほど使っていないというふうに思いますが、これがどこまで膨らんでいくというと変ですけれども、どういうその町の財政状況を今後、年度末までまた補正、多分いろいろやるには補正しなきゃいけないということになりますので、その辺についてどうお考えなのか、まず最初にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

その上に立ってお尋ねしますけれども、14ページの企画費の中で、つなぐ課を10月に準備をしますということで、2名の会計年度任用職員を採用してやっていきたいということですが、つなぐ課を来年4月の正式発足に向けて準備をしていくということで見れば、会計年度任用職員と政策推進課の中に置くというふうに言っていますが、政策推進課の職員だけでつなぐ課の準備作業をやることではないというふうに私は思っていますが、その辺で、どの辺まで、例えば商工観光課、産業振興課、政策推進課、その他の課、横断的に準備作業をやっていくのか、そこを1点、お尋ねをします。

それから、15ページのいろんな施策がありますけれども、先ほどもあったかと思いますが、 水の文化館のサウンディング型市場調査業務委託料というのがありますけれども、これとい うのは、水の文化館をどういうふうに今後やっていくかということで委託をして、年度末ま でその成果を求めるのかどうか、そこが1点と、それから、地域力創造アドバイザー委託料 とか地域活性化企業人の発案、あるいは地域活性化起業人企業負担金等々、いろいろありま すけれども、こういったアドバイザー等の西川町における事業の展開の仕方というのは、こ ちらに定着するということではないと私は思っていますので、例えばアドバイザーは、委託作業の中身が1か月で終わればそれで終わりなのか、それとも通年を通して総務省の助成を受けて、アドバイザー業務というのは1年間を通して、その中で、節目節目で町を訪れているんなアドバイスをしていくのか、その辺のやり方がちょっと私、分からないもので、どういうふうになるのか教えていただきたいというふうに思っています。

それから、20ページの農林水産業費の中で、産業振興で啓翁桜団地造成工事ということで、下山地区に200万ほど、造成工事のためにやるということですが、たしか下山地区というのは啓翁桜を植えたと思うんですね。だけど、多分駄目というか地質があれであまりうまくいかなかったというような記憶、私の記憶が間違っていたらごめんなさいですが、そんなことがあったんじゃないかというふうに思いますけれども、下山地区と、それから海味の浄水場のところの土壌、その辺も含めて、造成はするのは大変結構なんですが、その後きちんと、植栽した後、育っていくのかどうかということも含めて、下山地区の団地造成に200万をかけるというのがどういう経過だったのか、ちょっとそこを教えていただきたいというふうに思います。

それから21ページ、月山和牛のロゴマークデザイン委託ということがありますが、この月山和牛という商標名なのか商品名なのか分かりませんが、それのロゴマークというのは、いつまで、どこに依頼をして完成させるのか、お尋ねをします。

その次ですが、22ページの複業人材活用促進業務委託ということで、110万円ほど計上していますけれども、複業人材活用推進事業負担金というのは、複業人材を目指すアドバイザーに対する負担金なのかどうか、その辺ちょっと分からないので教えていただきたいというふうに思います。

それと先ほどから月山和牛のモウモウまつりの話が出ていますが、モウモウまつりの補助は270万出ています。そのほかに、ここに書いてあるブランド牛購入費用助成金というのが商工振興費の18節のほうに480万出ています。これというのは、通年を通して月山和牛としてブランド牛として西川町で購入をして、それを町民あるいは宿泊する方々に安く販売していくということなのかどうか。ブランド牛購入費用助成金480万というのは、モウモウまつりとは違うというふうに私は認識しましたけれども、この辺についてどうなっているのか、お尋ねをします。

以上、四、五点、お尋ねをします。以上です。

〇古澤議長 最初の答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 伊藤哲治議員からありましたご質問のまず第1点目ということになろうかと 思いますけれども、令和4年度におけます本町の予算の総額についてでございます。

令和4年度本町の一般会計の当初予算の総額は56億900万円でありました。56億900万円で 令和4年度の一般会計の予算がスタートいたしまして、4月に町長選挙が執行されまして、 6月の定例会、これで一般会計補正予算の第1号を提出させていただきまして、ご可決をい ただいたところでございます。これで大体2億9,300万ほどですか、町長公約の中にあった 事務事業、政策、施策等々を反映しながら2億9,300万ほどの追加の補正予算を提出させて いただいて、可決をいただいたというのが第1号でございました。

第2号の補正予算につきましては、6月の下旬に大雨による災害が発生いたしましたので、7月の下旬に臨時会を招集させていただきまして、そこで537万円ですので、500万強のいわゆる公共災害を受けるための調査測量、そういったものの委託料、これを中心に補正予算を提出させていただいて、ご可決をいただいたところでございます。

それで、今回第3号といたしまして、この定例会に提出させていただいているのが2億4,382万1,000円の追加というようなことで、これが可決になりますれば61億5,122万1,000円の予算ということになるところでございます。

4年度の一般会計の予算のこれまでの流れというものは、数字的なものとしてはこのような状況になっておるということをまずご回答させていただきたいと思います。

重ねて、今後というようなことに相なろうかと思います。

まず、町長公約の事務事業のこれらの実施というものが当然今後出てくるわけでございまして、そういった中で必要に応じて事務事業の追加というものも当然出てくるわけでございますけれども、ご案内のとおり、先般、国のほうでは、まだやはり新型コロナウイルスの感染症、これらに対する経済対策、あるいは感染の予防というものも含めながら、とりわけ経済対策の施策を打つ必要があるという報道がなされておるところでございます。

間もなく国の当初予算の予備費の中で措置されているものの中から新型コロナウイルス感染症地方対策臨時交付金、これの配分がなされてくるというふうに私どもは理解しておりますので、国の予算が6,000億円ですか、これの金額を全国の自治体のほうに配分するという報道を見ているところでございます。

加えて10月には経済対策、これを政府では編成いたしまして、臨時国会を招集して補正予 算を編成するというような報道もなされてございます。

そういった形で、今後、新型コロナウイルス感染症に対する国そして山形県、これらの補

正予算も出てくるということが予想されますので、そういった面での額的なプラスというも のは出てくるものというふうに考えております。

ただ、これらについては、ご案内のとおり、全額国のほうで財源措置というような形になるものでございますので、そういった面で、国の流れ等を適宜把握しながら、町民の皆さんのために適切な予算措置を講じてまいると、こういうことになろうと思います。

加えて、町長公約等で申し上げておりますような事務事業、これらについては、町長のほうからも常に財源的な確保、これをまず第一に考えて事務事業の予算編成に当たるようにという指示が出ておりますので、そういったことから、やはり地方推進交付金などのいわゆる国を中心としたところの予算、助成金、補助金、こういったものの調査をしながら、補正予算を編成していくということになるというふうに考えておるところでございます。

以上のような形で、令和4年度、今後の補正予算の額等の見通しは、現段階ではまだ定かでございませんけれども、こういった要素から今後とも補正予算の町議会への提出というものは出てくるものというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。加えてもう一点、2つ目のご質問でありました(仮称)つなぐ課、これのいわゆる現段階で考えているようなイメージについて申し上げさせていただきたいと思います。

議員からもご指摘ありましたように、まず、今回の予算的な面で計上しておりますのは、会計年度任用職員の雇用ということであります。予算的には、1人の会計年度任用職員を雇用しながら、政策推進課のほうに準備室を設置してというような形で、イメージ的には新型コロナウイルスワクチン接種対策室というもので、これと同じようなイメージになろうかと思いますけれども、必要な課、政策推進課を中心につなぐ課を開設していくために、関係するような課、これらの職員の兼務を命じながら、いわゆる実際につなぐ課でやっていく業務を実際やるというのも当然、場合によってはあろうかと思いますが、どういった事務事業をつなぐ課でやっていくのかというような、そういった面のすみ分けというものが主になってくるのかなというふうに考えておりますので、兼務職員と併せまして、いわゆる人材的に、職員として、これまでの経験からいきまして、そういった我々が、町長がイメージしているようなつなぐ課の中心を担えるような人材、これを広く見ながら、選考というような形も含めて雇用に向けて調整も行っていきたいというふうに考えております。

以上のような形で今回の予算が成立すれば会計年度任用職員の雇用というものを公募しながら、10月1日の準備室の設置に向けて事務準備等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

私からは以上2点です。よろしくお願いします。

- **〇古澤議長** 荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 私のほうからは、サウンディング調査と地域おこし協力隊関係のご質問についてお答えいたします。

まず第一に水の文化館のサウンディング型調査については、これまで各公共施設の利用検 討については、行政、もしくは町内の方々のご意見を中心に議論してきたわけですけれども、 今現在、そちらの利活用の打開策が見えてございません。立地的にも非常にいい場所にあり ますので、施設も堅牢な施設でもございますので、この施設を本当に活用するには幅広い知 見を持つ方々から見ていただいて、町の利活用を決めるべきかなというように判断いたしま した。

よって、国交省で最近推奨しているサウンディング型調査というものを取り入れまして、 来年度以降の活用方針を定めていきたいというものです。

サウンディング調査は、自治体の事業発案段階や事業化の検討段階において、その事業の内容、事業スキームの中身に関して民間事業者と直接対話、意見交換を行うことで、その活用の在り方、民間ニーズの把握などを事前に知っておく、そして参入意欲がある事業者をあらかじめ想定できるというようなことで、いろんな企画の段階から町の施策をはっきりさせるために活用する手法であります。

具体的には、本議会でご議決いただいたら、9月末ないし10月頭にはこのサウンディング調査に係る水の文化館に関する対話の会を11月中旬頃に実施したいと思いますので、そちらの対話の会を実施しますよという公表を行っていきます。そして、幅広く、これまで連携協定を結んだ先とか、あと町の関係人口の方々などに働きかけを行いまして、公募を行って、実際現地で民間事業者の方々のご提案をお聞きしながら、水の文化館の利用方法について、民間の事業者の方々からご提案いただいたものを町なりに検討をしまして、来年度以降の活用のほうに当たってまいりたいと、その企画を固めていきたいというものでございます。

少なくとも年度内にはその方針を示しまして、来年度の当初予算にはその活用の在り方について予算を計上してまいりたいというような考え方で進めていきたいというものでございます。

一方、地域おこし協力隊関係の部分でございますが、まずは地域力創造アドバイザーの件についてですけれども、これまで地域力創造アドバイザーについて様々な場面でご説明しましたが、改めて申し上げますと、地域力創造アドバイザーは、総務省で、全国で400名弱の

民間の専門家がいらっしゃいます。その方を最大3年間、1年間特交措置で560万限度で招聘できる事業でございまして、年間10日以上ないし5回以上の招聘で町に入っていただいて、実際、アドバイス業務を行っていただくというようなことでございますが、うちの町の場合、特に近藤さんの場合は、アドバイス業務だけではなくて実践活動も行っていただくということで、今後、今年も含めて単年度ごとにお願いをして、アドバイス業務をいただくような形でしていきたいというように思っております。

加えまして、もう一方、髙橋信博さんにつきましては、7次総の計画策定並びに地域コミュニティーの立て直しということでもアドバイスをいただく予定になっておりますので、髙橋さんにおいても最大3年間、単年度ごとの更新になると思いますが、そのような形で任命をしていきたいということです。

あと地域活性化起業人は、こちらの方、首都圏等に、3大都市圏にある企業の社員を課題を抱えた地方に、専門知見を持った方で派遣していただくというようなことです。こちらも期間は6か月から最大3年間であります。こちらの方についても、町としましては特交措置でみなされる最大3年間、活用してまいりたいということでございまして、その方が発案する事業については、先ほど来申し上げていますとおり、その提案した事業を行うための費用については年間100万円を限度に、その半分、特交措置されるということでございますので、特交措置されるルールの最大限いっぱいで事業を活用してまいりたいというように考えております。

以上です。

- ○古澤議長 5番、6番の2点、工藤産業振興課長。
- **○工藤産業振興課長兼農委事務局長** まず、啓翁桜園地拡大に係る今回の補正というようなことでございます。

先ほど議員がご指摘のは海味側の下山でございまして、これについてはもう既に終わっております。このたび補正をさせていただく場所につきましては、睦合側の下山になりまして、最後の整備をさせていただいています。基本この整備につきましては、生産者がこの農地を決定し、生産者が自分で農地を集約して、そしてそこをぜひ町のほうで整備をしていただきたいというふうなことでの要望があって、そこに耕作条件改善事業を入れて、町が代行工事をしております。それは、あとは全て自分が、工事が終わりましたら全て自らの耕作でちゃんと生産をしていくという流れの中でしているものでございます。このたび工事を進める中で、生産者と協議をした結果、最後に石が出てしまったと、かなり石が出てきているので、

ちょっとこれについては何とか撤去いただきたいという要望がございました。協議をさせていただいて最後の石取りを、この補正をさせていただいてのものでございますので、先ほどご指摘の園地とはまた別だということでございますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

あともう一点、ブランドのロゴマークの設置でございます。

先日、議会の全員協議会で資料をお渡しし、説明をさせていただきましたが、作成方法につきましては、地元の町内にデザインに精通する方がいらっしゃいます、その方にご依頼を申し上げて、今回補正いただきましたらご依頼をし、それで策定をいただきたいと、その中でタイトな日程になりますが、10月3日に月山ブランド牛推進連携協定並びにロゴマーク、月山和牛の発表会というか提携をさせていただくイベントもさせていただきたいと思っておりますので、そこまで完成をして皆様にお示ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- **〇古澤議長** 次の質問、答弁は土田商工観光課長。
- ○土田商工観光課長 複業人材促進事業負担金についてでありますが、こちらにつきましては、6月補正のときに複業人材支援事業委託料のほうに組ませていただいたところであります。委託料ですので、直接その人材を派遣する会社のほうと契約すると、町が契約するというふうにしておったところでありますが、地方創生推進交付金、今回取れましたので、その交付金を使ってやるというふうになると、協議会をつくってそちらの協議会を通してする事業に変わるというふうなことになります。ですので、今回は組替えということで、負担金のほうに組み替えて使いたいということであります。額は同額であります。

それから、モウモウまつりといいますかブランド牛の購入助成金ということでありますけれども、この480万につきましては、モウモウまつりは11月いっぱいやりますが、その後、西川牛を月山和牛ということで普及させたいというふうに考えております。西川牛のときにはそのモウモウまつりの期間しか食べられませんでしたが、今回は月山和牛ということでブランド化しますので、そのブランド化で知名度を上げていきたいというふうなことで考えております。そのためにも、いかに流通していくかというのが課題でありますので、飲食店、あとは旅館、宿泊業者さん、提供するところについて補助、助成金を出しながら、普及を図っていきたいなと思っております。ですので、まずは12月から3月までの期間でありますけれども、助成を行いながら、福寿館の肉が西川町に来れば店で食べられますよというふうな

ことをしていきたいなと思っております。それで経済振興といいますか、図っていきたいと 思っているところであります。

以上です。

- **〇古澤議長** 9番、伊藤哲治議員。
- ○9番(伊藤哲治議員) 当初予算の件は私が間違っていたのか、多分これ、繰越金も入れての話かなというふうに思っていますので、当初は48億何千万だったというふうに理解しているんですけれども、違っていましたか。それはそれとして、補正でどんどん、菅野町長がこうしたいという町の行政について実績も上がってきているわけですけれども、今まではスピード感を持って頑張らなきゃいけないんだよと言ってきましたけれども、もうスピード感が私なんかなかなかついていけないほどありますけれども、ぜひ、きちんとした財政的な裏づけがあってやっているというふうに私は理解していますが、今後ともそういう面で町の財政を、あまり一般財源を使わないで事業がやれるということは大変好ましいことだというふうにも思っていますので、その辺に力を入れていただきたいというふうに思います。

あと、水の文化館についてはサウンディング型でやりますということですが、あそこは単独で考えるんじゃなくて、前も言いましたけれども、月山湖周辺は今度都市公園化になったわけですので、月山湖も含める周辺の全体的な、どういうふうに活用していくのかと、前は水の文化館を解体する方向でも考えるとかという話もありましたので、単独で考えるんじゃなく、そういった形でやっていただきたいと、11月の対話に向けてその辺もサウンディング業者に対しては言ってほしいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

あと、地域創造アドバイザー等は西川町で定着をして頑張るという方もいますし、年間を 通して何日必ず来なきゃいけないなんていう、そういう縛りは全然ないという理解でよろし いのかどうか、その辺だけもう一点教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 地域力創造アドバイザーと地域活性化起業人の活用の日数等でございますが、総務省の制度によれば、地域力創造アドバイザーは年度内に延べ10日間以上、または5回以上の招聘、リモートも含めてということで、それ以上活用していただきたいようです。それをもって交付税、特交措置しますというように規定されております。

あと起業人ですけれども、実際、西川町のほう、派遣を受け入れるその自治体に入って、 こちらのほうにいていながら、拠点を移してきていただきながら活動いただくということが 前提のようでございますので、西川町においてもそのような活用をして取組を進めてまいり たいというように考えております。

以上です。

〇古澤議長 ほかございませんか。

9番、伊藤哲治議員。

- ○9番(伊藤哲治議員) 水の文化館についてはどうなんでしょうか。
- 〇古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。
- ○荒木政策推進課長 水の文化館のサウンディング型調査については、議員ご指摘のとおり、 艇庫建築もありますけれども、水源地域ビジョンで掲げたものの具現化という使命がござい ますので、月山湖周辺の多面利用については各課横断的な取組にもなっておりますので、そ の辺のところも含めて、サウンディング型の公募にかけるとき、そちらのほうも含めて対応 に当たりたいというように思います。

以上です。

〇古澤議長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第44号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇古澤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第45号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億5,612万3,000円とするものであります。

5ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

第1款第1項第1目のシステム改修委託料につきましては、山形県国民健康保険団体連合会と専用回線で接続しているパソコン本体の交換に伴う国保ラインシステム及び高額スマートシステムの移行作業11万円と、制度改正に伴う国保ラインシステム改修作業16万5,000円の計27万5,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

4ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第5款県支出金16万5,000円、第7款繰入金11万円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し 上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第45号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計補正予算(第1号)を 議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

真壁建設水道課長。

[建設水道課長 眞壁正弘君 登壇]

○眞壁建設水道課長 議第46号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計補正 予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ443万7,000円といたすものであります。

歳出からご説明いたします。

5ページをご覧ください。

1款1項1目ダム周辺施設管理費の共済費5万7,000円、旅費4万4,000円は会計年度任用職員の社会保険料、通勤手当、需用費29万7,000円はダムスポーツ広場で使用しております乗用芝刈機の修繕料、役務費2万1,000円はダムスポーツ広場のゴム処分手数料、備品購入費7万7,000円は刈払機1台の更新をするものであり、それぞれ追加するものであります。

4ページをご覧ください。

歳入につきましては、2款1項1目繰越金49万6,000円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し 上げます。

- ○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 2番、荒木俊夫議員。
- ○2番(荒木俊夫議員) 繰越金で今回補正をしていただいているわけでございますけれども、 決算でいくと120万ほどの繰越金がございますね。これ下流域からもらっている負担の会計 でありますけれども、剰余金がこのぐらい出ても下流域の方々は特に何も申していないのか。 もっと事業をしなきゃいけないのか。それとも西川町の負担金が多過ぎるのか。その辺を検 討されたのかどうか、お伺いしたいと思います。
- 〇古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。
- ○眞壁建設水道課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍ということで寒河江ダム管理協議会の総会は書面で行っておりますが、特に町のほうで繰越金ということで提案させていただいて、他の市町からは特に異議なしというような回答であります。当然、繰越金ということでありますので、効果的にダムスポーツ広場等の整備を図っていかなければならないと思いますので、その点を次年度以降、計画的に使ってまいりたいと思っているところであります。

以上であります。

- **〇古澤議長** 2番、荒木俊夫議員。
- **〇2番(荒木俊夫議員)** ありがとうございます。ぜひ、ここは活用することに意義があると思いますし、下流域の方々からご理解をしていただいて、上流では守っているんだということで、下流域の方々からも来ていただいて活用される施設であればいいと思いますので、今年はもうこれから秋なので来年になると思いますけれども、そういった面で十分活用できるような体制を取っていただきたいということを申し上げます。
- **〇古澤議長** ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第46号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第47号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第47号 令和4年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,641万5,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ8億407万円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費について、コンビニ収納対応の普通徴収納入通知書の印刷を発注するに当たり、必要枚数の減少により単価の見直しが必要となったため、合計額の差額分10万2,000円を追加するものであります。

続いて、第5款第1項第3目の償還金について、令和3年度の介護給付費などの過年度分の精算や再確定に当たり、国や県支払基金に返還するため、2,568万9,000円を追加するものであります。内訳としては、令和3年度の介護給付費の精算に係る国への返還が2,195万230円、令和3年度予防事業の精算に係る返還が国へ80万3,783円、支払基金へ138万7,463円、県へ10万4,508円、令和3年度包括的支援任意事業に係る国への返還が119万4,111円、令和2年度新型コロナ減免補助に係る財政調整交付金の国への返還が21万1,600円、令和元年度の介護給付費の再確定に係る返還が国へ2万2,428円、県へ1万4,018円となっております。

続いて、第5款第3項第1目の一般会計繰出金について、令和3年度の介護給付費等の追加交付のため、62万4,000円を追加するものであります。内訳としては、令和3年度介護給付費の追加交付による繰り出しが41万6,472円、令和3年度包括的支援任意事業の追加交付

による繰り出しが20万5,803円となっております。

次に、歳入について申し上げます。

4ページ、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいまの歳出でご説明申し上げました内容に伴い、第4款支払基金交付金41万7,000円、第5款県支出金20万7,000円、第7款繰入金2,579万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し 上げます。

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第47号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第48号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

飯野病院事務長。

〔病院事務長 飯野 勇君 登壇〕

○飯野病院事務長 議第48号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出から申し上げます。

支出の内訳といたしまして、1款1項3目のうち、旅費、交通費に、コロナ病床陽性患者に対応する新型コロナウイルス感染症医療従事者の宿泊費30万円、総務省財務局から策定指示のありました公立病院経営強化プランのための策定支援事業委託費として154万円を計上するものであります。

収入につきましては、1款1項3目その他医業収益に無症状PCR検査委託料154万円、同款2項6目県補助金に新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊施設確保対策事業費補助金30万円を追加するものであります。

6ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、1款1項建設改良費の第2目病院施設整備費の100万円を減額し、第2目有形固定資産購入費に上部消化管汎用ビデオスコープなどの購入に要する経費656万9,000円を追加するものであります。

1ページをご覧ください。

第2条では、収益的収支の既決予定額の7億6,046万1,000円にそれぞれ184万円を追加し、 7億6,230万1,000円とするものであります。

第3条では、資本的支出について556万9,000円を追加し、総額7,089万8,000円とし、資本 的収入が資本的支出額に不足する額556万9,000円を過年度分損益勘定留保資金で補塡するも のであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上 げます。

- ○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) ちょっと分からないのでお聞きします。支出のほうで委託料154万ということですけれども、これは地域医療構想の中の一環でのプランを策定するやつなのか、定期的に何か毎年何年かにしなきゃならないやつなのか、どういうふうなプランの作成、強化プランですか。趣旨なのか、ちょっとお聞きします。
- **〇古澤議長** 答弁は飯野病院事務長。
- ○飯野病院事務長 この強化プランにつきましては、説明でも申し上げましたとおり、総務省の財務局のほうから、公立病院の経営強化をするようにというようなことで策定のガイドラインが示されております。これにつきまして令和9年度までの計画策定を行うということになります。この154万円につきましては、その計画策定に関する支援のほうの事業委託というふうなことで予算を取るというものでございますので、よろしくお願いします。

以上であります。

- **〇古澤議長** 3番、佐藤仁議員。
- ○3番(佐藤 仁議員) 総務省の意図するところというのはどういうところなんですか。この強化プランを策定しろというところの意図するところ、地域医療構想で公立病院の統廃合、病床の1割カットというものが2年ぐらい前から問題になっていた、その一環としてそういうふうな指示が来ているのか。ちょっと今の答弁ですと総務省の意図というのがちょっと分

からないので再度お願いします。

- 〇古澤議長 答弁は飯野病院事務長。
- ○飯野病院事務長 この計画につきましては、これまでですと統合とかそういうところでなっていたわけです、病院の統合とかそういうのになっていましたが、今回のコロナ禍の関係もございまして、公立病院の在り方については見直されてきているというようなところでございます。そういうこともございますので、これからの役割、地域の役割を連携していくとか、地域内の連携でありますとか、そういうところをメインに今度はしているというような状況でありますので、そういうようなガイドラインというようなことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇古澤議長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第48号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第49号 令和4年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

真壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第49号 令和4年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

予算第4条の資本的収入及び支出につきまして、既決の収入予定額8,372万1,000円に400万円を追加し、8,772万1,000円とし、既決の支出予定額1億3,336万9,000円に400万4,000円を追加し、1億3,737万3,000円といたすものであります。

企業債につきましては、予算第5条表限度額欄中4,080万円を4,480万円に改めるものであります。

支出からご説明いたします。

4ページをご覧ください。

1款1項1目増設改良費の工事請負費に400万4,000円を追加するものであります。内容は、 上小沼地内の水源地からの導水管が地滑りにより融雪期に破損することを防ぐため、上水道 第4水源系導水管布設替工事を行うものであります。

収入につきましては、1款4項1目企業債に400万円を追加するものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,964万8,000円を4,965万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額782万4,000円を818万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金4,182万4,000円を4,146万4,000円に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し 上げます。

〇古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第49号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

〇古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎決算特別委員会審査報告書の提出

○古澤議長 日程第4、決算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、大泉奈美議員。

〔決算特別委員長 大泉奈美議員 登壇〕

〇決算特別委員長(大泉奈美議員) それでは、私のほうから決算特別委員会審査報告書の説明をします。

決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定については、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりでありますが、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

決算特別委員会審查報告書。

本委員会は、付託された令和3年度西川町一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算認定について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1、付託案件

- 認定第1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - ア 事業勘定
 - イ 施設勘定 (大井沢歯科診療所会計)
- 認定第3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第6号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第7号 令和3年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第8号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第9号 令和3年度西川町病院事業会計決算の認定について
 - 認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定について
 - 2、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、大泉奈美、副委員長、伊藤哲治。

3、審查期間

令和4年9月2日 全体審査(特別会計、企業会計担当課長説明、審査)

令和4年9月8日 全体審査(一般会計担当課長説明、審査)

令和4年9月9日 全体審査(一般会計担当課長説明、審査)

令和4年9月12日 全体審査(一般会計担当課長説明、審査)

令和4年9月13日 全体審査(10会計決算の審査・採決)

4、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5、審査の結果

認定第1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について(全員賛成)

認定第2号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定(大井沢歯科診療所会計)(全員賛成)

認定第3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(全 員賛成)

認定第4号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (全員賛成)

認定第5号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定 について(全員賛成)

認定第6号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(全員賛成)

認定第7号 令和3年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(全員賛成)

認定第8号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(全員 賛成)

認定第9号 令和3年度西川町病院事業会計決算の認定について(全員賛成)

認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定について(全員賛成)

以上、10会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定された。

以上のとおり報告申し上げます。

◎決算認定案件の審議・採決

○古澤議長 日程第5、決算認定案件の審議・採決を行います。

審議・採決は、会計ごとに行います。

なお、質疑については決算特別委員会で十分なる審査が尽くされておりますので、質疑を 省略し、討論のみ行います。

認定第1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第1号 令和3年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第2号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第2号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第3号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第4号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、 審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第4号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第5号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定 について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第5号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決

算の認定については、認定することに決定しました。

認定第6号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇古澤議長** 討論なしと認め、採決します。
 - この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 - この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第6号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第7号 令和3年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採 決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○古澤議長 討論なしと認め、採決します。
 - この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 - この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第7号 令和3年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第8号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇古澤議長** 討論なしと認め、採決します。
 - この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
 - この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第8号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第9号 令和3年度西川町病院事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。 これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第9号 令和3年度西川町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。 これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇古澤議長 全員起立です。

よって、認定第10号 令和3年度西川町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、令和3年度西川町一般会計・特別会計・企業会計の全会計決算が認定されました。

◎議員派遣について

○古澤議長 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○古澤議長 日程第7、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

〇古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和4年西川町議会第3回定例会を閉会します。 ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員